



# Vision

ソニーらしく、自由闊達な発想のもと  
現在から未来への担い手として  
新しいライフスタイルをつくるため  
常に創造と革新にチャレンジします。

# Mission

お客様との直接対話を通して  
合理的で質の高い保険サービスを提供し  
安全で安心できるパーソナルライフの  
実現に貢献していきます。

## ■ 会社概要

社名 (英文社名)	ソニー損害保険株式会社 (Sony Assurance Inc.)
代表取締役社長	丹羽淳雄
設立年月日	1998年6月10日 (ソニーインシュアランスプランニング株式会社として設立)
本社所在地	〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
資本金	200億円
株主	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 (持株比率100%)
事業内容	損害保険業

## ■ 沿革

1998年 6月	ソニーインシュアランスプランニング株式会社設立
1999年 7月	本社を東京都大田区におく
1999年 8月	資本金を50億円とする
1999年 9月	金融再生委員会より損害保険業の免許を取得し 社名を「ソニー損害保険株式会社」に変更 自動車保険のインターネットでの申込受付開始
1999年10月	自動車保険の電話での申込受付開始
2000年 7月	資本金を100億円とする
2001年 8月	資本金を150億円とする
2002年 6月	ガン重点医療保険販売開始
2003年 6月	資本金を200億円とする
2004年 4月	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社設立に伴い その傘下に入る

## INDEX

ごあいさつ	3
トピックス	4

### 経営について

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて	5
代表的な経営指標	10
事業の概況	14
コーポレート・ガバナンス	18
コンプライアンス	20
リスク管理	22
個人情報保護および情報セキュリティへの取組み	25
情報開示	27

### CSRについて

CSR(企業の社会的責任)の取組み	28
-------------------	----

### 商品・サービスについて

保険のしくみ	30
販売・勧誘方針	32
商品ラインアップ	33
保険金お支払いまでの流れ	36
保険金お支払いまでのサービス	37
お客様サービス	40

ソニーフィナンシャルグループ	42
----------------	----

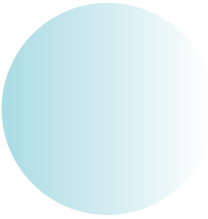
### ■ データ編

主要な経営指標等の推移	44
事業の概要	45
経理の状況	54

### ■ 会社の概要

株主・株式の状況	69
取締役・監査役および執行役員一覧	70
会社の組織	71
従業員の状況	72

損害保険用語の解説	73
開示項目一覧	74



ソニー損保のスローガンは  
「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」です。  
お客様にとって価値ある「違い=Difference」を  
ビジネスのあらゆる領域において創造し、  
お客様に提供していこうという私たちの意思を表しています。

# FEEL THE *Difference*

**この違いが、保険を変えていく。**

ダイレクトならではの、圧倒的な「違い」。  
他の保険会社にはない、先進的な「違い」。  
お客様とともに歩むという、本質的な「違い」。

これらの「違い」をお客様に感じ取っていただけるよう、  
私たちは次の5つを実践します。

## **Innovative & Professional**

常に革新的であり、プロフェッショナルな品質を約束します。

## **Progress with Customers**

たゆまず、お客様に合わせて進化し、お客様とともに歩み続けます。

## **Committed Service & one on one Solutions**

お客様に深くコミットしたサービス。そして「個」客のためのきめ細やかなソリューションを提供します。

## **Sincere & Faithful**

真摯に取組み、誠実に対応します。

## **Convincing Satisfaction**

お客様にとっての得心の爽快感を大切にします。

お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けた取組みについては、5～9ページをご参照ください。

# ごあいさつ

平素より、皆様にはソニー損保をお引立て賜り、厚く御礼申し上げます。

2015年度は、保険料収入の順調な増加や自動車保険の事故率の低下などにより良好な業績となり、2013年度から3年連続で過去最高益を更新することができました。

また、商品、サービス、マーケティングなどの面でのさまざまな取組みによって自動車保険の契約件数は順調に増加し、2015年度末時点の保有契約件数は160万件を超えました。拡大を続けるダイレクト自動車保険市場において長きに渡って圧倒的な売上(元受正味保険料)No.1のポジションを堅持しております。

2015年度の主な取組みとしては、お客様のお問合せ対応や契約手続など幅広いカスタマーサポート業務の一層のサービス力向上を目的に、熊本県に設置した当社で3カ所目となるコンタクトセンター(熊本コンタクトセンター)での業務を、2015年7月から開始しました。

また、近年のスマートフォン利用者数の増加にあわせ、ウェブサイトで提供するサービスをスマートフォンでもストレスなくご利用いただける仕様にしたほか、お客様の事故時やトラブル時をサポートするためのスマートフォン向け無料アプリ「トラブルナビ」の機能を強化するなど、お客様の利便性のさらなる向上を図りました。

事故解決サービスにつきましては、万一の事故時にソニー損保に安心して事故解決をお任せいただけるよう、スピーディかつ丁寧な対応をさらに推進するなど、さまざまな品質向上の取組みを進めました。

2016年度に入って発生した熊本地震につきましては、被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、早期の復興をお祈りしております。

当社の熊本コンタクトセンターは、地震の影響により一時休業したものの、5月上旬以降は平常通り業務を行っています。これからも、お客様サービス向上のために熊本コンタクトセンターを拡充していく計画で、同センターの運営を通じて、微力ではございますが熊本地域の発展をサポートさせていただければと存じます。



今後も、お客様に一層ご満足いただける商品やサービスを提供するため、ダイレクトビジネスモデルの特長を活かし、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、品質向上につなげていきます。さらに、各顧客接点を通じたカスタマーエクスペリエンス(CX)の向上にも一層注力し、顧客価値の最大化を追求してまいります。

また、中期的には、自動車保険の商品力強化に加え、医療保険など自動車保険以外の領域を積極的に拡大していくことで、安定的な収益基盤の確立を目指します。

当社のスローガンである「“Feel the Difference”〜この違いが、保険を変えていく。〜」のもと、先進性・独自性・合理性ある商品づくりとソニー損保ならではの高品質なサービスによって顧客価値の向上に尽力し、ダイレクト損害保険のリーディングカンパニーとして、一層、存在感のある企業となるよう努力してまいりますので、引続き、皆様のご愛顧とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ソニー損害保険株式会社

代表取締役社長

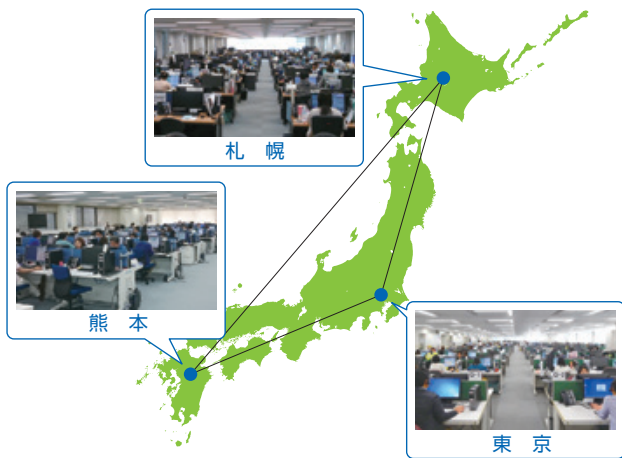
丹羽 淳雄

# トピックス

2015年4月以降の主なトピックスは以下のとおりです。

## 熊本コンタクトセンターでの業務開始 (2015年7月)

お客様サービスの一層の品質向上などを目的に熊本県熊本市に設置した「熊本コンタクトセンター」での業務を、2015年7月1日から開始しました。  
ソニー損保のコンタクトセンターは、お客様からの自動車保険や医療保険に関するお問合せ・ご相談に電話やメールで対応するほか、契約手続や契約後のケアなど、幅広いカスタマーサポート業務を担当しています。既存の東京コンタクトセンターおよび札幌コンタクトセンターと合わせた3センター体制により、お客様の待ち時間短縮やきめ細かな対応など、お客様サービス品質の一層の向上を図ります。



## 「トラブルナビ」のロードサービス呼出し機能を強化 (2016年1月)

万一の車の事故や故障などのトラブル時にその場で的確な行動をナビゲートするスマートフォン向けアプリ「トラブルナビ」の機能を強化し、電話でのロードサービス要請時に、トラブル現場の位置情報やトラブル箇所の写真などのデータを送付できるようにしました。  
この機能強化により、お客様の電話での説明のご負担を減らせることに加え、口頭による曖昧さを回避することができ、より正確かつスムーズにロードサービスを出勤させることが可能になりました。



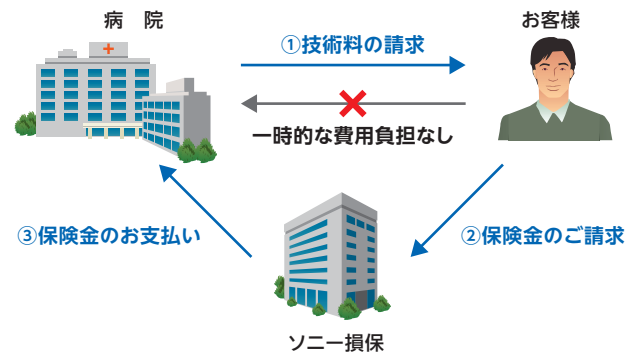
※「トラブルナビ」については、40ページをご参照ください。

## 先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービスの開始 (2015年10月)

技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも、特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、ソニー損保から医療機関に直接保険金を支払うサービスを開始しました。  
先進医療は、公的医療保険が適用されていない新しい治療法のうち、厚生労働大臣が公的医療保険診療との併用を認めた医療技術で、技術料は全額自己負担となります。先進医療保険は、先進医療による治療を受けた場合に、技術料と同額を通算2,000万円まで保障するものですが、これまでは保険金支払にあたり、お客様に一時的に技術料を立替えていただく必要がありました。  
このサービスの開始により、陽子線治療および重粒子線治療における、お客様の一時的な経済的負担を軽減することができるようになりました。

### 【先進医療保険金のお支払いまでの流れ】

医療機関あて直接支払サービスを利用した場合



- ※ 当サービスのご利用は任意のため、お客様に先進医療保険金をお受取りいただくことも可能です。
- ※ 当サービスの対象となるのは、先進医療の「陽子線治療」と「重粒子線治療」の技術料のみです。そのほかの先進医療、および、入院・手術などの治療費等については、お客様から医療機関にお支払いいただく必要があります。
- ※ 当サービスのご利用にあたっては一定の条件があるため、お客様には、治療開始前にソニー損保にお問合せいただく必要があります。

## オートキャンプ場マップの公開 (2016年4月)

車で乗り入れができ、車ならではのアウトドアが楽しめることが魅力のオートキャンプについて、多くのお客様にお役立ち情報を提供できるよう、日本全国のオートキャンプ場情報を検索できる「オートキャンプ場マップ」を公開しました。  
オートキャンプ場マップでは、日本全国にあるオートキャンプ場の基本情報のほか、アクセス方法や周辺アクティビティなどの情報を掲載しており、スマートフォンからでもスムーズに検索することができます。





# お客様にとって価値ある「違い」の実現に向けて

ソニー損保は、スローガン“Feel the Difference”のもと、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの「違い」の実現を目指しています。「お客様の声」に真摯に耳を傾け、お客様とより良い関係を築き、お客様にとって快適な、また、価値を感じていただけるサービスや商品を提供するために努力を続けています。

## ダイレクトコミュニケーション

お客様と直接コミュニケーションが図れるというダイレクト保険会社の特長を活かし、お客様との信頼関係の構築と、お客様サービスの一層の充実を目指しています。

### カスタマーセンター

カスタマーセンターでは、お客様からの電話やEメールによるお問合せ対応のほか、お客様の契約手続から契約後のケアまで行っています。お客様との円滑なコミュニケーション、そして、お客様にとって最適なソリューションの提案ができるよう、スタッフひとりひとりが、常にわかりやすい説明やスピーディーな回答を心掛けています。



### お客様相談室

お問合せやご相談にお応えするほか、ご意見・苦情などもお伺いしています。ひとつひとつの「お客様の声」にしっかりと耳を傾け、声と一緒にいただいた思いも受けとめていくことで、お客様に共感・ご納得いただけるコミュニケーションの実現を目指しています。

## 商品・サービス

ソニー損保ならではの、お客様に価値を感じていただける商品やサービスの開発に取り組んでいます。

### 商品

自動車保険では、走行距離リスクファクターの導入（保険料は走る分だけ）や「くりこし割引」制度などお客様に納得していただける保険料の実現を目指しているほか、「おりても特約」など特長ある特約を提供しています。また、加速・減速の発生状況（運転特性）を保険料に反映させる、日本で初めてのタイプとなる「やさしい運転キャッシュバック型」も2015年2月から販売しています。ガン重点医療保険SURE〈シュア〉においては60歳以降の保険料が半額になる仕組みの導入など、特長ある商品を提供しています。今後も、お客様にとって価値あるソニー損保ならではの商品の開発に向けた取り組みを続けます。

☞ 商品については33～35ページをご参照ください。

### サービスセンター

自動車保険では、24時間365日体制で事故受付を行っており、事故受付後は、全国のサービスセンターの専任担当者がお客様とコミュニケーションをとりながら、お客様の立場にたって、少しでも早い事故解決を目指し責任を持ってサポートします。また、医療保険や火災保険などでも、専任担当者がお客様からのさまざまなご相談に応じながら、保険金のお支払いまできめ細かにサポートします。

☞ 保険金お支払いまでのサービスについては、37～39ページをご参照ください。

### ロードサービスデスク

自動車保険では、お客様の快適なカーライフをサポートするため、24時間365日体制で事故時はもちろん故障時もお客様をサポートするロードサービスを、無料で付帯しています。お客様の万が一の時、お客様にご満足いただけるサービスが提供できるよう、迅速かつ適切な対応を心掛けています。

☞ ロードサービスについては40ページをご参照ください。

### お約束サービス

各種サービスの具体的な内容やサービス提供までの時間を、広告やウェブサイトを通じて、事前にお客様にお約束するサービスを実施しています。あらかじめお約束することで、お客様の不安の軽減やお客様とのより快適なコミュニケーションの実現を目指したもので、2016年6月現在、以下のお約束サービスを提供しています。

- 契約手続に関するEメールでのお問合せへの3時間以内の返信（\*1）
- 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡（\*2）
- 「即日安心365」サービス（\*2）

（\*1）月～金9:00～17:00（休日を除く）に受信した契約手続に関するEメールが対象です。

（\*2）自動車保険のサービスです。また、受付けた時間や内容によって対象外となる場合があります。

☞ 事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡、「即日安心365」サービスについては37ページをご参照ください。

## 「お客様の声」に対する取組み

お客様により大きな「安心」をお届けするため、また、お客様によりご満足いただけるサービス品質を実現するため、「お客様の声」に真摯に耳を傾け、積極的に企業活動に活かしています。

### お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト

お客様とコミュニケーションを図り、「お客様の声」に対する当社の姿勢を公開するため、2006年4月から「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」を運営しています。

なお、同サイトに使用されている「コエキク」という言葉は、お客様の声に耳を澄ます・耳を傾けるという意味を込め、「声(コエ)を聴く(キク)」から作った造語です。



「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」  
トップページ

### 「お客様とソニー損保のコミュニケーションサイト」の主な内容

#### ■コエキク質問箱

お客様にご意見・ご質問を投稿していただき、回答を担当者の顔写真と一緒に公開するページです。公開されたお客様の投稿や回答は、投稿されたお客様以外の方にも役立てていただける情報と考えています。また、お客様が希望される場合は、ご連絡先をお伝えいただくことで、個別対応が必要な内容を投稿することも可能です。

#### ■コエキク改善レポート

「コエキク質問箱」をはじめとする、ソニー損保に寄せられるさまざまな「お客様の声」を起点とした課題と、その改善への取組状況をお伝えするページです。「お客様の声」に対し、「改善しました!」「検討します!」「申し訳ございません」の3つのカテゴリーに分けて、回答や対応策、あるいは対応が不可能な場合の理由の説明を掲載しています。

#### ■みんなの満足度

当社が実施する顧客満足度アンケートの結果を公開するページで、4つのサービス(「事故解決」「ロードサービス」「契約手続」「医療保険金請求手続」)についてのアンケート結果を公開し、四半期ごとに更新しています。

#### ■保険なるほど知恵袋

保険についての解説や、当社取扱商品の周辺情報を紹介するページで、補償やサービス、手続き、自動車事故防止や健康に役立つ情報などを読物として提供しています。

### 「お客様の声」を積極的に伺うためのアンケート

お客様へのサービスのさらなる向上のため、自動車保険の事故解決サービスやロードサービスを提供させていただいたお客様を対象に、ソニー損保のサービスに対するご意見やご感想をお伺いしています。いただいたご意見・ご感想は、より高品質な事故解決サービスやロードサービスを実現するための施策検討に活かしています。

### 「お客様の声」を業務に活かすための取組み

お客様からいただいたご意見やご不満の声は、会社の健全な発展と成長のための重要なメッセージとして真摯に受けとめ、全社で共有しています。そして、その内容を適切に把握して業務品質改善に活かし、商品やサービスをお客様にとって価値あるものに発展させていきます。特にご不満の声については、ご不満の解消とその原因となった事項の改善のため、重点的に取組みを進めています。

### 「ISO10002」自己適合宣言

「お客様の声」を業務品質改善やお客様満足向上に活かす取組みを体系化することで、2011年4月に、苦情対応に関する国際規格「ISO10002」(品質マネジメント～顧客満足～組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築したことを宣言しました。

「ISO10002」自己適合宣言後も、構築した苦情対応マネジメントシステムに基づく「お客様の声」への対応に継続的に取組み、毎年、苦情対応マネジメントシステムの専門家に取組態勢について再確認を依頼し、第三者意見書を取得しています。

今後も、お客様と直接コミュニケーションを図るダイレクト保険会社の長をを活かした「お客様の声」の傾聴、そして、「お客様の声」を真摯に受けとめて業務品質改善やお客様満足向上に活かす活動を、さらに推進していきます。



**「お客様の声」への対応（ご意見やご不満の声の受付・改善態勢）**

ソニー損保では、右図の態勢で「お客様の声」（ご意見やご不満の声）を真摯に受けとめ、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に努めています。

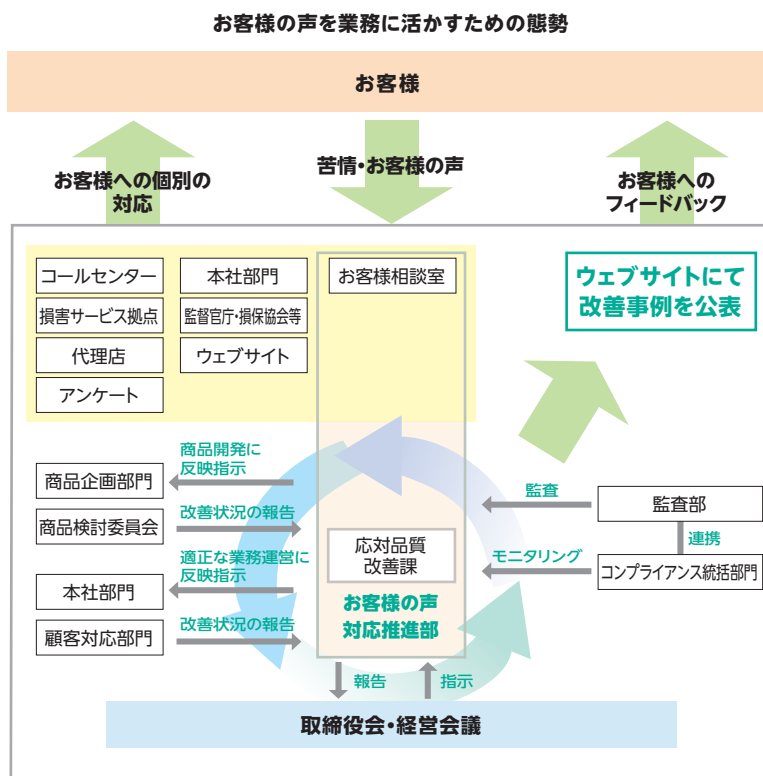
お客様相談室をはじめとする社内の各部門でお伺いした「お客様の声」は、お客様の声対応推進部が一元的に管理しています。

ご不満の声については、月次で集計して内容の分析を行い、四半期単位で経営陣に報告しています。特に重要と判断した案件については、適時、経営陣にその原因の詳細を報告するとともに、対策についての提言を行います。このほか、必要に応じて関連部門にフィードバックして改善を指示するとともに、改善状況の確認を行っています。

ソニー損保に関するご相談やご質問、ご意見は、「お客様相談室」で直接お伺いしています。

**お客様相談室 0120-101-656**

受付時間：月～金 9:00～17:30 (休日除く)



(2016年4月1日時点)

**■ お客様のご不満の内訳**

「お客様の声」をお客様相談室のほか、ウェブサイトや顧客対応部門でもお伺いしています。2015年度にお客様から当社にいただいたご不満の声の内訳は以下のとおりです。

ご不満の区分	ご不満の概要	2015年 4月～6月 (第1四半期)	2015年 7月～9月 (第2四半期)	2015年 10月～12月 (第3四半期)	2016年 1月～3月 (第4四半期)	2015年度 合計
<b>商品・サービス</b>		1,646	1,329	1,281	1,730	5,986
商品内容・引受制限	商品内容やご契約条件など	1,310	1,047	968	1,294	4,619
印刷物(パンフレット・申込書等)	字が小さい、表現が分かりにくいなど	336	282	313	436	1,367
<b>ご契約の手続き</b>		2,082	1,649	1,627	1,708	7,066
広告内容や見積り・申込手続	CM・広告内容や商品・保険料の説明が分かりにくいなど	1,105	683	686	812	3,286
ご契約の継続手続	満期案内の内容や手続方法が分かりにくいなど	360	299	311	397	1,367
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	131	64	69	49	313
その他		486	603	561	450	2,100
<b>ご契約の管理</b>		1,616	1,183	1,217	1,316	5,332
保険証券	保険証券の到着の遅延や記載内容など	3	5	2	2	12
ご契約の変更手続・解約手続	手続方法や手続完了までの時間など	675	570	679	805	2,729
接客態度	お電話をいただいた際の対応など	105	25	26	18	174
その他		833	583	510	491	2,417
<b>保険金のお支払い</b>		1,764	1,636	1,598	1,310	6,308
お支払い金額	保険金のお支払金額や説明が分かりにくいなど	502	489	476	316	1,783
対応の遅れ・対応方法	事故解決までの時間や対応方法など	868	724	702	638	2,932
保険金お支払いの可否	保険金がお支払いできない場合の説明が分かりにくいなど	57	53	30	24	164
接客態度	面談時や電話対応時のマナーなど	287	307	306	232	1,132
その他		50	63	84	100	297
<b>その他</b>		189	293	274	254	1,010
いずれの区分にも該当しないもの		189	293	274	254	1,010
<b>合計</b>		7,297	6,090	5,997	6,318	25,702

### ■ 「お客様の声」を反映した改善事例

お客様からいただいたご意見やご不満の声については、関連部門にフィードバックし、商品や各種サービスの開発・改善に活かすとともに、対応状況や改善事例をウェブサイトで報告しています。

以下は2015年度中に改善した事例の一部です。



### 満期案内書の改訂(2015年12月) 【自動車保険】

#### お客様の声 ▶▶

満期案内書に前年の補償内容の記載がないので分かりづらい。

#### 改善内容 ▶▶

2016年4月1日以降を保険始期とする継続契約の満期案内書を改訂しました。これまでは保険商品の改定で継続保険料が上昇したご契約のみに前年の補償内容を掲載しておりましたが、これを改善し、全てのご契約に補償内容を掲載するよう変更しました。(※)

(※) 保険料については、事故にあわれて翌年度の保険料が大きく変わる場合など、一部掲載されないケースがあります。

現在のご契約の補償内容・保険料 ▶▶

### 重要事項説明書の改訂(2015年12月) 【自動車保険】

#### お客様の声 ▶▶

重要事項説明書が分かりづらい。読むべき点をピックアップし、分かりやすくしてほしい。

#### 改善内容 ▶▶

これまでの自動車保険の重要事項説明書は、情報量が多く、お客様から「読みにくい」「字が小さくてわかりにくい」とのご意見をいただいております。これを受け、2016年4月以降保険始期日のご契約より、ご契約時に確認いただきたい項目を見直し、よりわかりやすい内容に改定しました。

#### (主な改訂のポイント)

- 文字サイズを大きくしました
- ページ数を大幅に削減しました (19ページ⇒8ページ)
- 1ページの文字数を削減しました

また、詳細についてのご不明な点が生じた場合などの場合に備え、重要事項説明書の内容をより詳細に説明した「自動車保険 重要事項説明書の補足事項」を新設しました。

## 自動車保険 重要事項説明書

この書面では、ソニー損保の自動車保険(総合自動車保険 Type S)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

2016年4月以降始期用

ご契約の内容は、「普通保険約款・特約」によって定められます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「重要事項説明書の補足事項」および「普通保険約款・特約」に記載していますので必要に応じてお読みください。また、ご不明な点は、当社までお問合わせください。ご契約者と記名被保険者・契約車両の所有者(※)が異なる場合には、記名被保険者・契約車両の所有者(※)の方にもこの書面の内容を必ずご契約ください。(※)車両保険をセットしている場合に限りです。

**読み方ガイド** 「重要事項説明書」および「重要事項説明書の補足事項」では、ご説明が必要な用語を青字で表示(※)しています。次の「用語の説明」をご参考にお読みください。(※)各項目で同じ用語を複数回使用する場合は、初出の際に青字で表示しています。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

**注意喚起情報** ご契約に際してお客様にとって不利益となる事項など、特にご注意ください事項です。

**補足** このマークが記載されている項目は、「重要事項説明書の補足事項」に詳細を記載しています。

重要事項説明書

## 「トラブルナビ」のロードサービス呼出し機能を強化(2016年1月) [自動車保険]

### お客様の声▶▶

ロードサービスを利用したときに、トラブルが発生した場所を電話で伝えるのに大変時間がかかった。トラブル場所の地理の状況をすぐに理解していただくと大変ありがたい。こちらとしては困った状況の中で電話しているということを知っていただきたい。

### 改善内容▶▶

電話でのロードサービス要請時に、トラブル現場の位置情報やトラブル箇所の写真などのデータを送付することができるように、ソニー損保の無料スマートフォンアプリ「トラブルナビ」のロードサービス呼出し機能を強化しました。

## 先進医療保険金を医療機関に直接お支払いするサービスの開始(2015年10月) [ガン重点医療保険SURE<シュア>]

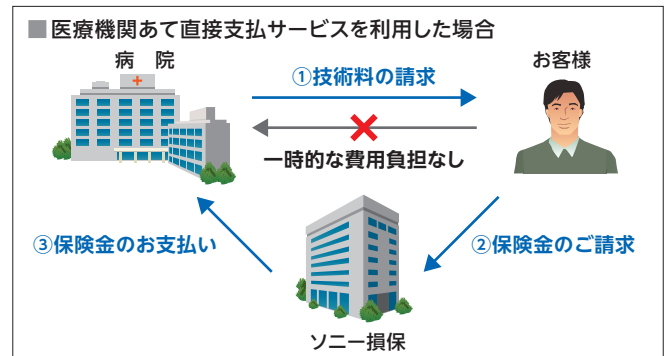
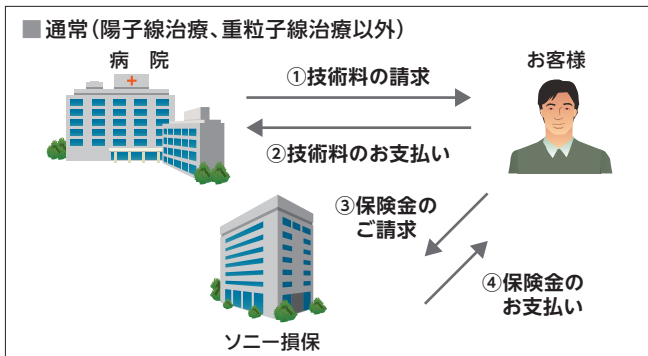
### お客様の声▶▶

先進医療は治療開始前に治療費が決まり、先払いしないと治療してもらえないと聞いた。支払いが高額だと大変であるため、直接病院に支払してくれるといった保険金先払いのサービスはないだろうか。

### 改善内容▶▶

ガン重点医療保険SURE<シュア>において、先進医療保険金を医療機関に直接お支払いするサービスを開始しました。これは、技術料が特に高額となる「陽子線治療」および「重粒子線治療」について、ソニー損保から医療機関に直接保険金を支払うサービスです。

### 【先進医療保険金のお支払いまでの流れ】



### 中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

中立・公正な立場のお客様相談窓口として、一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」や、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。

#### <手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関> 一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

電話番号：0570-022808(ナビダイヤル、全国共通・通話料有料)  
IP電話からは同協会ウェブサイトに掲載のお近くのセンターの直通番号におかけください。  
受付時間：月～金 9:15～17:00(休日除く)

\*詳しくは、同協会のウェブサイト(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

#### <「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関> 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

\*詳しくは、同機構のウェブサイト(<http://www.jibai-adr.or.jp/>)をご参照ください。

#### 公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

\*詳しくは、同センターのウェブサイト(<http://www.jcstad.or.jp/>)をご参照ください。

# 代表的な経営指標

## 最近の5事業年度における代表的な経営指標

(単位：百万円)

区 分	年 度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
正味収入保険料		79,141	83,582	88,600	91,712	95,549
正味損害率		63.3%	63.2%	59.3%	57.6%	57.8%
正味事業費率		25.7%	26.0%	25.6%	26.7%	27.1%
コンバインド・レシオ		89.0%	89.2%	84.9%	84.3%	84.8%
保険引受利益		2,109	1,398	1,874	3,044	3,470
経常利益		2,859	2,371	3,003	4,209	4,680
当期純利益		1,299	1,454	1,664	2,233	2,586
単体ソルベンシー・マージン比率		557.8%	504.2%	527.6%	629.6%	693.5%
総資産額		118,612	127,421	142,714	157,919	172,323
純資産額		18,009	19,934	21,418	24,741	28,305
その他有価証券評価差額		△44	426	246	1,351	2,328
不良債権の状況		-	-	-	-	-

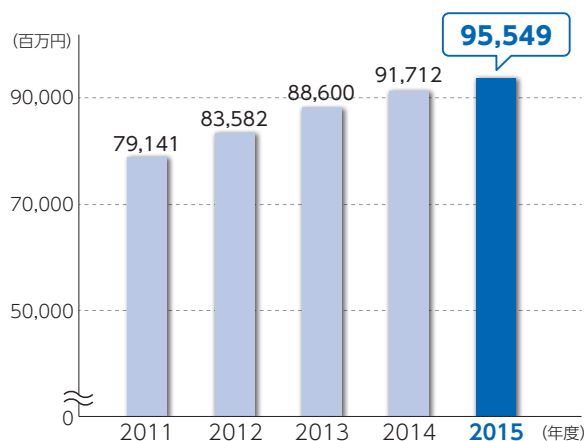
※本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

## 2015年度の代表的な経営指標

### 正味収入保険料

前年度より**4.2%**の増収となりました。

#### 正味収入保険料の推移



主力商品の自動車保険を中心に保有契約件数が伸びた結果、正味収入保険料は前年度より4.2%増の95,549百万円となりました。

#### 【正味収入保険料】

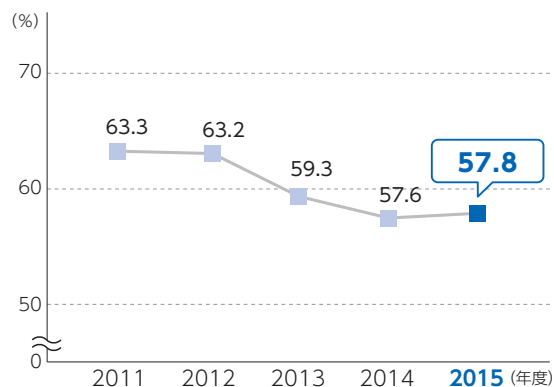
ご契約者からお預かりした保険料(元受正味保険料)から、再保険料を加減(受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除)した額で、損害保険会社の最終的な売上を示すものとして一般的に使用されています。なお、再保険とは、保険会社がリスクの分散を図るため、引受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に移転する保険のことをいいます。他の保険会社から保険契約上の責任を引受ける受再保険と他の保険会社に対して自社の保険契約上の責任を移転する出再保険とがあります。

**正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料**



## 正味損害率

### 正味損害率の推移



前年度より**0.2**ポイント上昇しました。

正味損害率は、前年度から0.2ポイント上昇しましたが、損害保険業界において引き続き低い水準を維持しています。

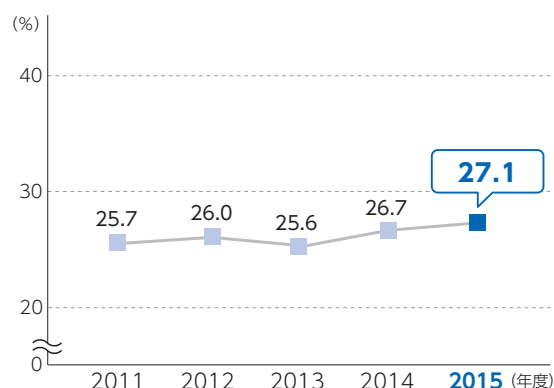
#### 【正味損害率】

正味収入保険料に対する、保険金としてお支払いした額（正味支払保険金）と損害調査に要した費用（損害調査費）の合計額の割合です。

$$\text{正味損害率}(\%) = (\text{正味支払保険金} + \text{損害調査費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

## 正味事業費率

### 正味事業費率の推移



前年度より**0.4**ポイント上昇しました。

主に広告宣伝費の増加により、前年度から0.4ポイント上昇し、27.1%となりました。

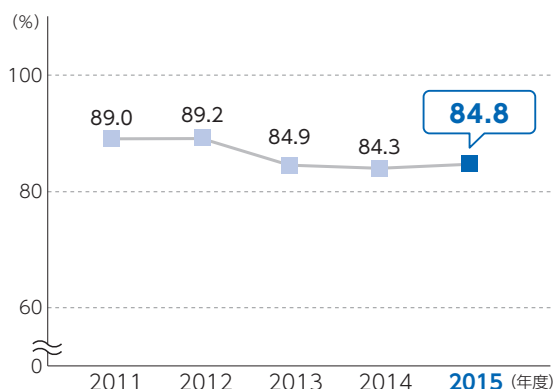
#### 【正味事業費率】

正味収入保険料に対する、保険の募集や維持管理のために要した費用の割合です。これらの費用の中には、会社を運営する費用、新商品の開発費用なども含まれています。

$$\text{正味事業費率}(\%) = (\text{保険引受に係る営業費及び一般管理費} + \text{諸手数料及び集金費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100$$

## コンバインド・レシオ

### コンバインド・レシオの推移



前年度より**0.5**ポイント上昇しました。

正味損害率および正味事業費率の上昇により、前年度より0.5ポイント上昇の84.8%となりましたが、損害保険業界において低い水準を維持しています。

#### 【コンバインド・レシオ】

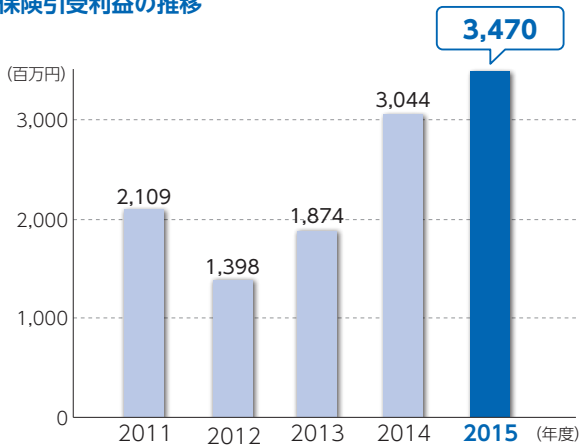
正味損害率と正味事業費率の合算値で、損害保険会社の保険本業での収益力を示す指標です。一般的にこの値が低いほど収益性が高いといわれています。

$$\text{コンバインド・レシオ}(\%) = \text{正味損害率}(\%) + \text{正味事業費率}(\%)$$



## 保険引受利益

保険引受利益の推移



前年度より**4**億円増加しました。

正味収入保険料の増加に加え、自動車保険の事故率の低下により支払備金繰入額が減少したことから、保険引受利益は前年度より426百万円増加し、3,470百万円となりました。

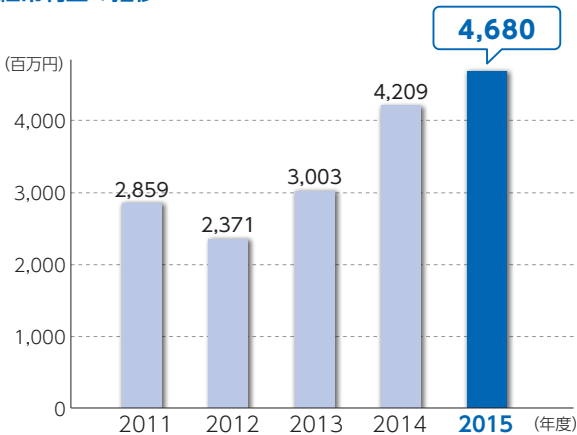
### 【保険引受利益】

保険の引受けに関して、どれだけの利益を出しているかを示すものです。保険引受収益(正味収入保険料など)から、保険引受費用(正味支払保険金や損害調査費など)と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支(自賠責保険などに係る法人税相当額など)を加減したものです。

**保険引受利益=保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支**

## 経常利益・当期純利益

経常利益の推移



前年度より、**経常利益は4**億円、**当期純利益は3**億円増加しました。

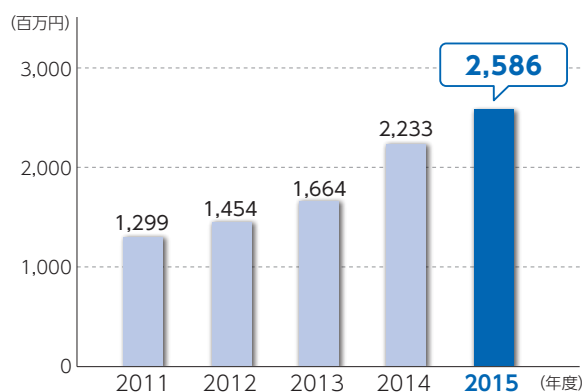
経常収益が前年度より3,883百万円増加の96,905百万円、経常費用が前年度より3,412百万円増加の92,225百万円となり、経常利益は前年度より470百万円増加の4,680百万円となりました。

当期純利益は前年度より353百万円増加の2,586百万円となりました。

### 【経常利益】

本業の事業活動により、どれだけの収入と支出があったかを示すものです。保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に係る費用、営業費及び一般管理費などの経常費用を引いた金額です。

当期純利益の推移

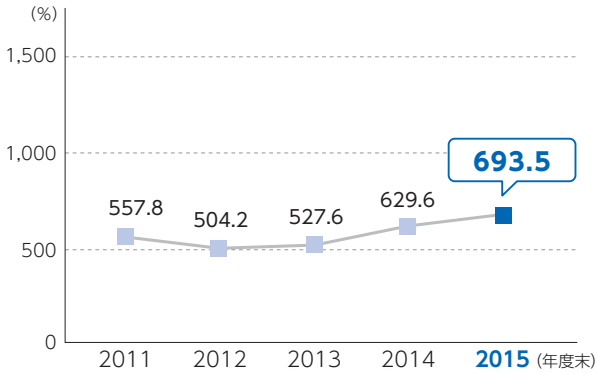


### 【当期純利益】

経常利益に特別利益を加え、特別損失を控除したものに、さらに、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減したもので、保険会社の最終的な利益を示します。

## 単体ソルベンシー・マージン比率

### 単体ソルベンシー・マージン比率の推移



前年度より**63.9**ポイント上昇しました。

前年度末より63.9ポイント上昇して、693.5%となりました。保険金の支払能力に問題がないとされる基準である200%を大きく上回る、十分な支払余力を保持しています。

#### 【単体ソルベンシー・マージン比率】

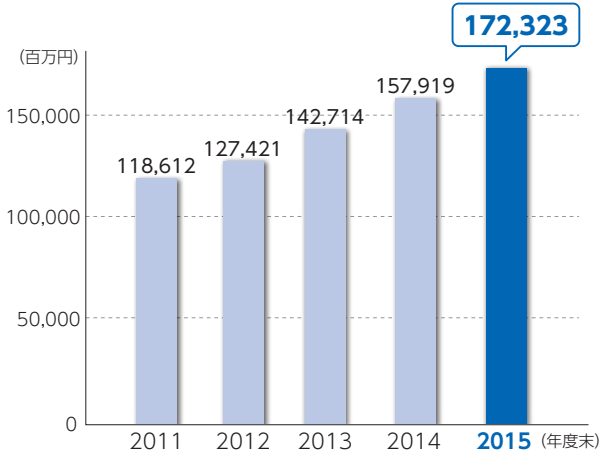
損害保険会社は、保険金支払い等に備えて準備金を積立していますが、巨大災害や資産の大幅な価格下落など「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を有していることが必要です。このような通常の予測を超える危険（リスク）に対する保険会社の支払能力の状況を示すものが単体ソルベンシー・マージン比率で、経営の健全性を測る指標のひとつです。

#### 単体ソルベンシー・マージン比率 (%)

$$= \frac{\text{単体ソルベンシー・マージン総額 (資本金・準備金等の支払余力)}}{\text{単体リスクの合計額 (通常の予測を超える危険)} \times 1/2} \times 100$$

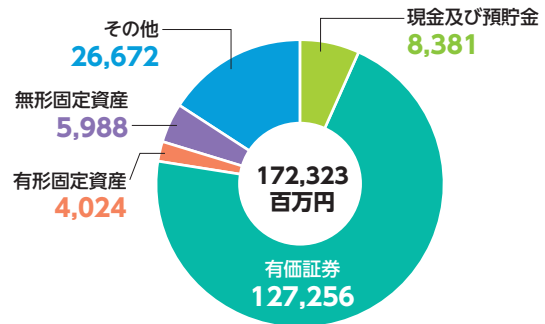
## 総資産額・純資産額

### 総資産額の推移



前年度より、総資産額は**144**億円、  
純資産額は**35**億円増加しました。

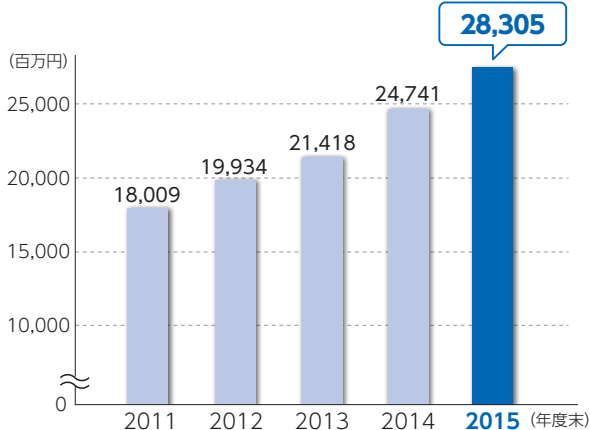
2015年度末の総資産の構成 (単位)百万円



総資産額は、前年度末より14,404百万円増の172,323百万円で、総資産のうち運用資産は前年度末より13,063百万円増の135,839百万円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な収益の確保に努めています。

また、純資産額は、前年度末より3,563百万円増の28,305百万円となりました。

### 純資産額の推移



#### 【総資産額】

損害保険会社が保有する現金や有価証券、不動産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」で、損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

#### 【純資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額(総資産額)から責任準備金等の負債額を控除したもので、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示します。

## その他有価証券評価差額

前年度末より977百万円増加し、2,328百万円となりました。

### 【その他有価証券評価差額】

有価証券は「金融商品に係る会計基準」により、「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」に区分します。「その他有価証券評価差額」とは、「その他有価証券」の時価と取得原価との差額のことをいいます。「その他有価証券」は貸借対照表上では時価で計上されますが、時価と取得原価との差額（評価差額）は損益計算書には計上されず、税金相当分を控除した上で「純資産の部」に直接計上されます。

## 不良債権の状況

「リスク管理債権」「債務者区分に基づいて区分された債権」とも該当する債権はありません。

### 【リスク管理債権】

貸付金のうち、元本や利息の回収の可能性に注意を要する（返済状況が正常ではない）債権を示し、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

### 【債務者区分に基づいて区分された債権】

貸付金や貸付有価証券等の債権を債務者の財政状態や経営成績等をもとに、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権、正常債権の4つに区分したものです。

# 事業の概況

## 2015年度の各種概況

### 事業の内容

ソニー損保は、1999年秋の開業以来、ウェブサイトやコンタクトセンターを通じてお客様に商品やサービスを直接提供するダイレクト型のビジネスモデルをベースに損害保険事業を展開しています。主な取扱商品は、充実した補償を“走る分だけ”の合理的な保険料で提供するリスク細分型の自動車保険とガン保障に重点をおいた医療保険であり、お客様とのダイレクトな関係を大切にしながら、商品やサービス品質の改善に継続的に取り組んでいます。

### 市場環境とソニー損保の取組み

2015年度における日本経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和策を背景に、全体では緩やかな回復基調が続いているものの、新興国等の経済成長に対する減速懸念などから先行きが不透明な状況が続きました。損害保険業界においては、売上高にあたる収入保険料は前年度を上回り、主力の自動車保険においても、これまでの保険料改定等の効果などから、収入保険料は堅調に推移しました。

こうした状況のなか、ソニー損保は引続き自動車保険や医療保険を中心とする事業展開に注力した結果、堅調な成長を持続することができました。

2015年度の主な取組みとして、サービス面では、お客様からのお問合せ・契約手続など、幅広いサポート業務を担うカスタマーセンターにおいて、2015年7月に、熊本県熊本市に当社としては3カ所目となるコンタクトセンターを開設するなど、応答力の強化とサービス品質の一層の向上を図りました。



熊本コンタクトセンター執務エリア

また、近年増加が顕著なスマートフォンユーザー向けのサービスとして、専用アプリ「トラブルナビ」の機能強化を展開するなど、各種サービス・機能の拡充に努めました。さらに、お客様の事故対応を担う損害サービスにおいては、お客様が安心して当社に事故解決をお任せいただけるよう、スピーディかつ丁寧な対応の推進など、サービス品質の向上に努めてきました。ソニー損保のサービスについては、外部機関による顧客満足度調査において、業界トップレベルの高い評価をいただいています。



スマートフォン専用アプリ「トラブルナビ」の機能強化

マーケティング面では、引続きテレビコマーシャルやインターネット広告を積極的に展開しました。2015年9月からは自動車保険の新しいイメージキャラクターとして、新人女優の唐田(からた)えりかさんを起用し、「早く知らせたい」篇・「授業参観」篇・「父の口癖」篇・「公園のコーラス」篇とさまざまなバージョンのCMの放映を開始することで、ソニー損保の商品・サービスの特長をお客様にわかりやすくお伝えしています。

今後も「“Feel the Difference”～この違いが、保険を変えていく。～」というスローガンのもと、お客様に「ソニー損保ならではの」高品質な商品・サービスを提供していくことで、顧客価値のさらなる向上を図っていきます。

## 取組みの成果

以上のような施策を通じて事業活動を展開した結果、保険引受収益95,612百万円、資産運用収益1,263百万円等を合計した経常収益は、前年度に比べ3,883百万円増加し、96,905百万円となりました。

一方、保険引受費用67,798百万円、営業費及び一般管理費24,418百万円等を合計した経常費用は、前年度に比べ3,412百万円増加し、92,225百万円となりました。

この結果、経常利益は4,680百万円と、前年度に比べ470百万円増加しました。これから固定資産処分損864百万円を含む特別損失890百万円、法人税等合計1,203百万円を控除した当期純利益は、前年度に比べ353百万円増加し、2,586百万円となりました。

### ■保険引受の概況

保険引受の概況については、主力の自動車保険の増収を主因として、正味収入保険料は前年度に比べ4.2%増加し95,549百万円となりました。

一方、正味支払保険金は、前年度に比べ4.6%増加の48,111百万円となり、正味損害率は前年度より0.2ポイント上昇の57.8%となりました。

また、正味事業費率は広告宣伝費の増加もあり、前年度より0.4ポイント上昇の27.1%となりました。保険引受利益は、保険料の増収に加え、事故率低下により支払備金繰入額が減少したことから前年度に比べ426百万円増加し、3,470百万円となりました。

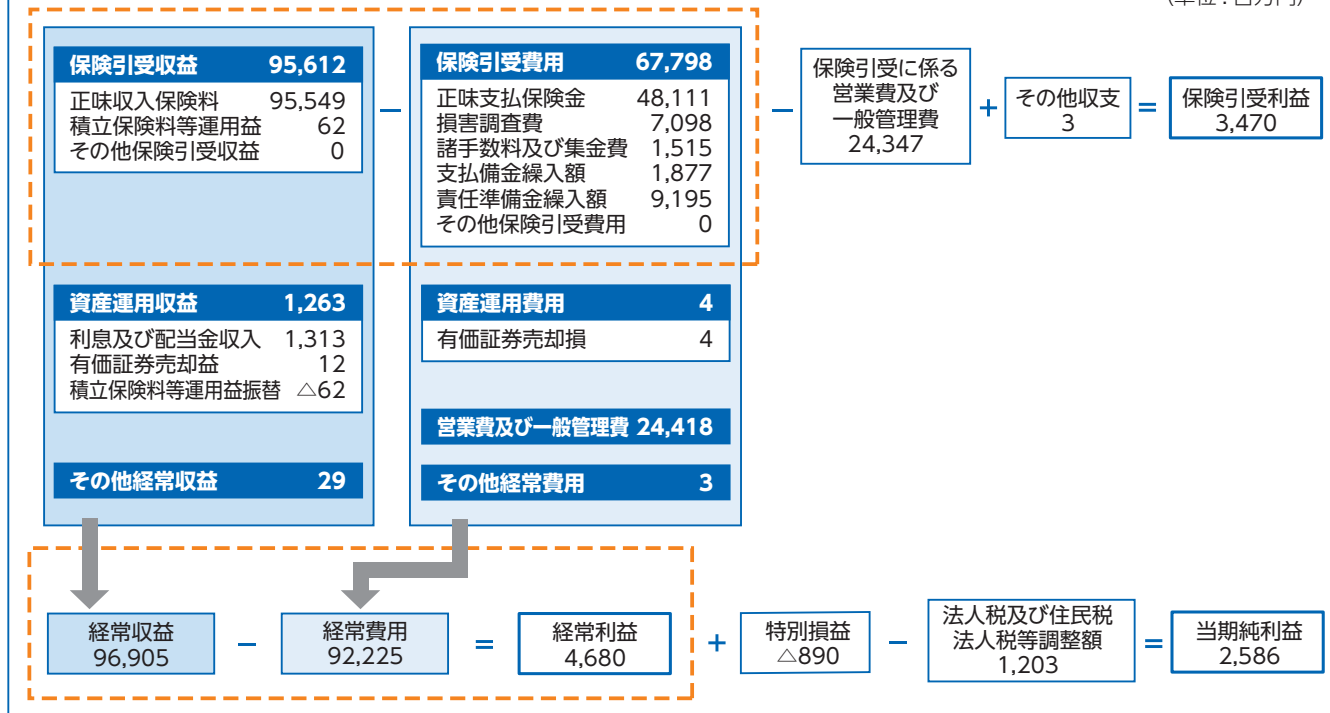
### ■資産運用の概況

当年度期末の総資産は前年度末に比べ14,404百万円増加して172,323百万円となりました。

このうち有価証券などの運用資産は前年度末に比べ13,063百万円増加して135,839百万円となり、利息及び配当金収入は1,313百万円となりました。

## 決算のしくみ[2015年度]

(単位:百万円)



## ソニー損保の中長期的課題

ソニー損保の中長期的な課題は以下のとおりです。これらの取組みを通じて引続き業務品質の向上に努めるとともに、企業価値の最大化に注力し、お客様から信頼されるダイレクト保険会社を目指します。

## 〈中長期的な課題〉

- 長期安定収益確保に向けた、自動車保険以外の種目拡大
- 自動車保険の商品力強化と将来に向けた対応
- 顧客価値最大化によるCX(カスタマーエクスペリエンス)の向上
- 成長を支えるIT基盤の整備およびリスク管理の遂行
- 法令等遵守、顧客保護等に向けた管理態勢の強化

当社においては、インターネット経由での契約の比重が高く、ダイレクト保険会社というビジネスの特性上からも、ITの重要性が高くなっています。その重要性に鑑み、システムリスクを低減させる取組みを進め、システム開発品質の確保やシステム基盤の整備を図ることで、業容の拡大、業務効率の向上、安定的事業継続を支える強固なIT基盤の構築に努めます。

さらに、当社はソニーフィナンシャルグループの一員として、今後ともソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社との連携強化に努め、お客様のニーズに合致したサービスを提供できるよう努めます。



## ■ ダイレクト保険会社の自動車保険市場におけるシェア

2015年度の業界全体の自動車保険の保険料収入は前年度を上回りましたが、将来的な日本の自動車保有台数は人口減少や若年層の車離れなどにより漸減する見通しであり、市場環境は厳しい状況といえます。加えて、昨今は複数の保険会社がテレマティクス保険の研究・導入を進めていることや、将来の自動運転車の実用化に向けた官民の取組みが加速していることなど、自動車保険を取り巻く環境自体がこれまでにないスピードで大きく変化することも予想されます。

こうした環境において、ソニー損保を含むダイレクト型損害保険会社（ダイレクト保険会社）は、大手社と比較して割安な保険料体系がお客様に支持され、各社の積極的な広告活動による認知度の高まりもあって保険料収入は順調に増加しており、ダイレクト保険会社全体の自動車保険市場におけるシェアは年々拡大しています。2016年3月末時点で、国内の自動車保険市場の保険料収入の約9割は、代理店経由の販売が主体の大手損害保険会社（大手社）によるものですが、今後もお客様の低価格志向は続くと思定されるため、ダイレクト保険会社全体の市場シェアのさらなる拡大が見込まれます。一方でダイレクト保険会社各社においても、新規参入社を中心に低価格戦略や広告投資の増加などが続いており、ダイレクト保険会社間の競争もより一層厳しくなることが想定されます。

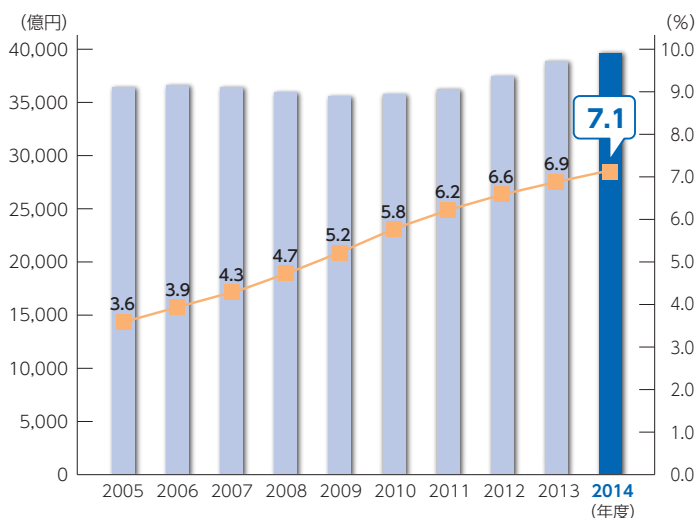
## ■ 自動車保険の保有契約件数

ソニー損保は、ダイレクト自動車保険市場において、2002年度に元受正味保険料No.1（\*2）となって以来、日本国内のダイレクト自動車保険市場をリードする会社として存在感を強めてきました。2015年度も保険料収入が順調に増加し、収益も拡大しています。

保有契約件数も自動車保険を中心に増加し、2016年3月末の自動車保険の保有契約件数は163万件、自動車保険とガン重点医療保険の合算では179万件となりました。

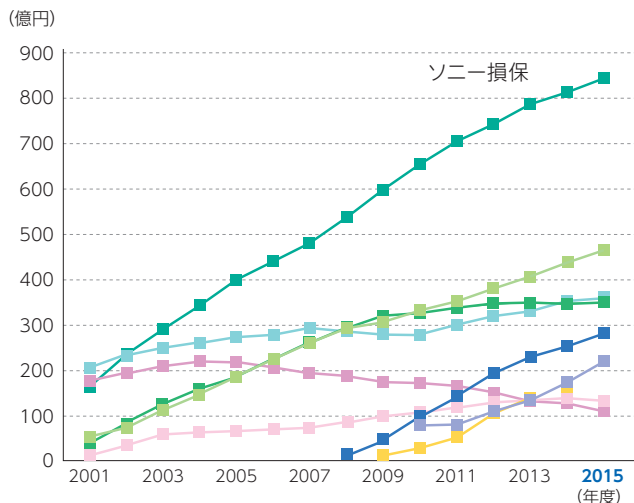
- (\*1) ダイレクト保険会社とは、各年度末時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。
- (\*2) 2002年度末の時点で自動車保険を主にダイレクトで販売している損害保険会社の自動車保険料収入より、ソニー損保が調査したものです。
- (\*3) グラフは、各社の公表資料などから、ソニー損保が作成しています。なお、2015年度については、2016年6月14日までに公表された数値をもとに表示しています。
- (\*4) 保有契約件数は、正味収入保険料の98%をしめる自動車保険およびガン重点医療保険の合算数値です。

自動車保険市場と主なダイレクト保険会社のシェア（\*1）（\*3）

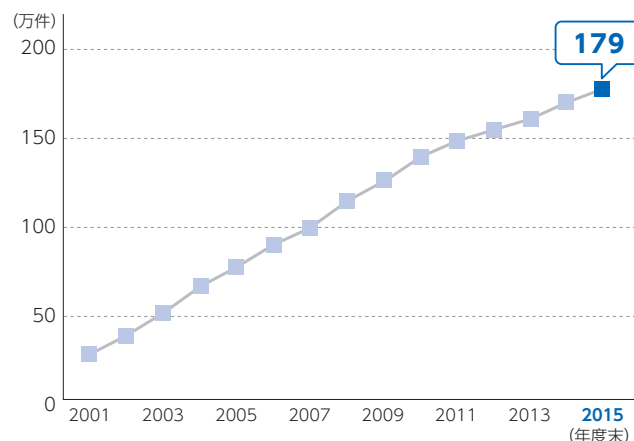


【左軸】総元受正味保険料（損害保険会社全社合計値で、自動車保険市場を示す。）  
【右軸】主なダイレクト保険会社のシェア

主なダイレクト保険会社の自動車保険元受正味保険料の推移（\*1）（\*3）



ソニー損保の保有契約件数の推移（\*4）



# コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス

お客様や社会に対する責任を果たすため、業務の健全性および適切性を確保し企業価値を向上していくことを経営の重要課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っています。

### 経営体制

#### ■ 取締役会

2016年7月現在、取締役5名で構成されています。取締役会は、原則、月に1回開催され、経営の基本方針、経営上の重要事項等を決定するとともに、取締役の職務の執行の監督を行っています。

#### ■ 監査役会

2016年7月現在、監査役4名で構成されています。各監査役は、監査役会で策定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務および財産の状況の調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しています。

### 社内および社外の監査態勢

#### ■ 社内の内部監査態勢

他の部門から独立した立場で内部監査を実施する監査部を設置しています。監査部では、業務遂行状況や内部管理態勢などが適正であるかの評価、是正・改善に向けた提言、さらに対応状況の確認を行っています。また、内部監査結果については、定期的に取り締役に報告しています。

#### ■ 社外の監査・検査

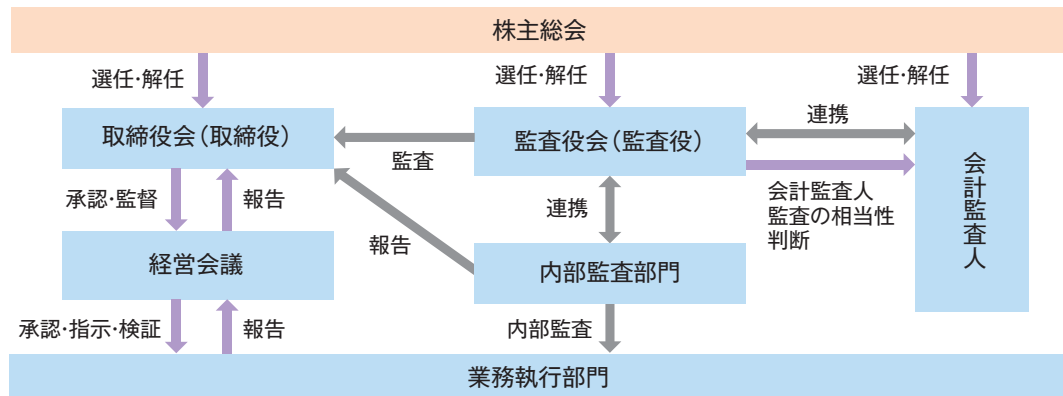
会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会社法に基づき「PwCあらた有限責任監査法人」の会計監査を受けています。このほか、保険業法に基づく金融庁の検査等も実施されます。

\*「PwCあらた有限責任監査法人」は、監査法人の種類の変更により、2016年7月1日付で「PwCあらた監査法人」から名称変更しています。

#### ■ 保険計理人による確認態勢

他の部門から独立した立場で保険料算出方法などを確認する保険計理人を置いています。保険計理人は、保険料算出方法などについて、各顧客にとって公平なものになっているか、財務の健全性に問題が生じることがないかなどを、法令等に則って確認しています。

### コーポレート・ガバナンス体制



## 内部統制システムに関する方針

会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて定めた「内部統制システム構築の基本方針」に従って、内部統制システムを構築・運用しています

### 内部統制システム構築の基本方針

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき、職務の執行を行う。社員は、取締役会で定められた経営機構および行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- ② 取締役会は、法令等遵守の具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアル、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定める。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス・プログラムの推進に取り組む。コンプライアンス担当部署は、定期的にコンプライアンス・プログラムの進捗状況を取締役会に報告する。

- ④ 取締役会は「ソニーフィナンシャルグループの「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」を採択し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するものとし、同方針を実現するために必要な態勢を整備する。
- ⑤ 取締役会等は、社内通報制度を定め、その利用方法を当社の役員及び社員に周知する。社内通報制度は、経営方針、事業活動あるいはその他の行為が法令等に違反している（あるいは違反のおそれがある）と確信した場合に社員等の通報者が専用窓口へ直接通報することができ、かつ、その通報者に対する不利益な措置が禁止されることを定める。
- ⑥ 取締役会は、情報セキュリティに関する基本方針を定め、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うための態勢を整備する。

- ⑦取締役会は、利益相反管理方針を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の適切な管理を行うため、所要の態勢を構築する。
- ⑧取締役会は、他の業務執行部門から独立した内部監査担当部署を設置する。内部監査担当部署は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から内部統制システムの整備・運用状況を監視、検証し、定期的に内部監査の状況を取締役会に報告する。
- ⑨取締役会は、内部監査方針及び内部監査規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**  
当社は、取締役会、経営会議及び法裁の記録等取締役の職務の執行に係る文書を法令及び社内規程等に従い適切に保存し管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**  
①取締役会は、リスク管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。  
②取締役会は、リスク管理担当部署を設置し、当社の経営戦略、リスク特性、業務内容に応じ、適切なリスク管理を行う。リスク管理担当部署は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。  
③取締役会は、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、必要に応じて、自己資本充実に向けた施策を実施する。  
④取締役会は、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、危機管理方針及び危機管理規程を定め、当社の役員及び社員に周知する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**  
①取締役会は、法裁規則、組織・分掌規則等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な態勢を構築する。  
②取締役会は、経営会議を設置するとともに、会社の重要な日常業務の執行に係る協議および決定については、同会議に委任する。  
③取締役会は、事業計画管理規則を定め、中期事業計画・年度事業計画を策定・管理し、また定期的に事業計画の進捗状況を確認する。
- 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制**  
当社は、財務報告に係る内部統制に関する基本方針に基づき、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- 6. 当社及び当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**  
①当社は、保険業法に基づき認可を受けた損害保険会社として、損害保険の公

- 共性に鑑み、業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための体制を構築する。
- ②当社の内部監査部門は、内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、内部監査及び外部監査の結果を監視し、検証する。
- ③親会社の監査役が、当社の内部統制システムの整備状況について監査等を行うときは、当社は必要かつ適切な協力を実施する。
- ④当社は、必要に応じて親会社に当社の経営情報を提供し、また親会社内部監査部門との連携を行う。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**  
取締役は、監査役からその職務を補助すべき社員の配置要請があった場合には、当該社員を速やかに任命する。
- 8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**  
①監査役の職務を補助すべき社員の任免及び人事考課については監査役の同意を必要とする。  
②監査役を補助すべき社員は、監査役の指揮命令があるときは、専らそれに従わなければならない。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
①取締役及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに報告する。  
②取締役及び社員は、当社の業務又は財務の状況に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに監査役に報告する。なお、その報告者に対する不利益な措置は禁止し、その旨を当社の役員及び社員に周知する。  
③取締役及び社員は、社内通報制度を利用した通報を受理したときは、ただちに監査役に報告する。
- 10. その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制**  
①代表取締役は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。  
②当社は、監査役がその職務の執行のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託することなどに係る所要の費用又は債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、その費用又は債務を負担する。

## 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めています。内部統制上重要と考える2015年度の主な取組みは以下のとおりです。

### ■ コンプライアンスに関する取組み

取締役会は、コンプライアンス・マニュアルを定め、また毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、その推進に取組んでいます。

2015年度の主な活動としては、教育啓発活動（研修、行動規範・法令改正情報の定期配信）による全社的なコンプライアンス意識の醸成、さらに保険業法改正への対応等、2015年度の重要テーマに関するコンプライアンス・プログラムの推進に取組みました。これらの活動の進捗状況は、四半期ごとに取締役会に報告されています。

また、取締役会は、顧客情報を含む情報資産等の管理を適切に行うため、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。2015年度の主な活動として、特定個人情報の取扱管理に係る態勢の整備、サイバーセキュリティ管理態勢の強化等を実施しました。なお、2015年度、重大な法令違反等に関わる内部通報、利益相反のおそれがある取引の報告はありませんでした。

### ■ リスク管理に関する取組み

取締役会は、業務遂行にかかる主要なリスクについて、リスク管理部門を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取組んでいます。自己資本充実に向けては、会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内に収まるよう適切なリスク選好方針を定め、統合的リスク管理を行っています。また、危機発生時に迅速な対応と適切なリスク軽減措置を講じる体制を整備するため、経営会議の諮問機関である危機管理委員会で重要事項を審議するとともに、取締役会

が定める方針および規程に基づき、リスク分析・評価、危機発生時の態勢・手順等の整備、訓練実施、計画の見直し等の活動を継続的に実施しています。2015年度は、危機発生時の業務継続計画を再編増強しました。

### ■ 効率的な職務執行体制の確保に関する取組み

取締役会および経営会議における業務執行の決定を効率的に行うために、商品検討委員会、情報システム委員会等、経営会議の諮問機関を設置し、事前審議を行っています。2015年度は、情報システムへの投資に関する適時・適切な経営層の判断を実現することを目的として設置された情報システムレビュー委員会を、投資に関わる判断だけでなく、情報システムにかかる重要事項を審議・確認するため、目的・役割等を見直し、情報システム委員会に改組しました。

### ■ グループ会社における業務の適正確保に関する取組み

当社の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス（株）との経営管理契約に則り、必要な情報をソニーフィナンシャルホールディングス（株）に適時・適切に報告しています。また、ソニーフィナンシャルホールディングス（株）の月次定例会において、経常利益、営業成績等の業績情報を報告しています。

### ■ 監査役監査に関する取組み

2015年度、代表取締役は監査役との会合を定期的に行い（合計3回）、監査役監査の環境整備に必要な措置に関する意見交換を行いました。また、社内通報制度を利用した通報は受理後ただちに監査役に報告されています。



# コンプライアンス

コンプライアンス(法令等遵守)は経営の最重要課題の一つです。業務の健全かつ適正な運営を確保し、お客様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確立するべく、以下の方針および体制のもとコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

## 基本方針について

ソニー損保は、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて、事業活動を行っています。

### コンプライアンス基本方針(抜粋)

1. 「法令等」についてはこれを厳格に遵守し、事業の公共性や社会性を十分認識した高い倫理観に立った事業活動を展開します。
2. お客様本意で「わかりやすい」ビジネスの展開を通じ、健全性・透明性を確保し、お客様の信頼を獲得することを事業活動の基本とします。
3. お客様にとってわかりやすく、かつ正確に理解して頂ける募集資料・広告の作成等により、保険募集における適切性を確保します。

## 行動規範

ソニー損保は、ソニーグループの一員として、ソニーグループ内の会社のすべての取締役、役員および従業員が遵守すべき基本的な内部規範として定められている「ソニーグループ行動規範」を会社の行動規範としています。

## コンプライアンス推進体制

ソニー損保では、コンプライアンス統括部門の一元的管理のもと、各部門が主体となって、コンプライアンスの推進を図っています。

### ■ コンプライアンス・プログラム

全社的なコンプライアンスを推進するため、年度のコンプライアンス実践計画を、コンプライアンス・プログラムとして取締役会で策定しています。また、コンプライアンス・プログラムの取組状況については、コンプライアンス統括部門が定期的にフォローアップし、経営会議および取締役会に報告しています。

### ■ コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルを制定し、全社員が閲覧できる共有データベースに保管し、いつでも必要なときに確認できるようにしています。コンプライアンス・マニュアルには、基本方針や行動規範、推進体制などを掲載するほか、遵守すべき法令等について事例集で解説することで社員が理解を深められるよう、工夫しています。

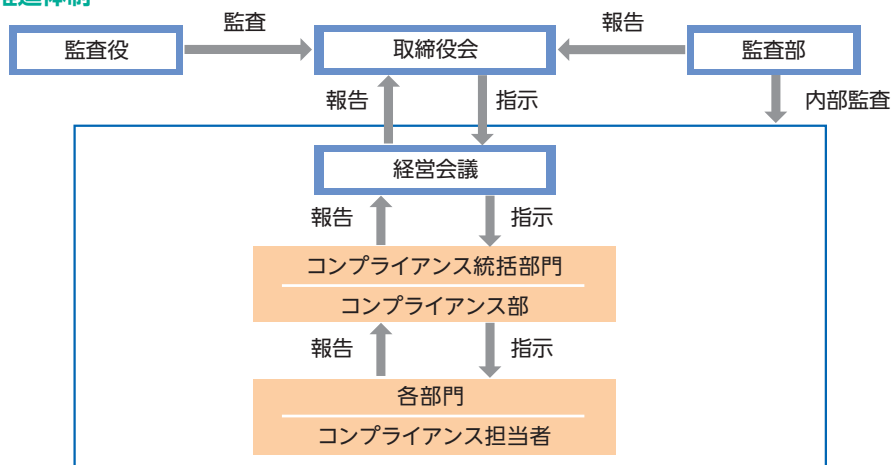
### ■ コンプライアンスに関する各種研修

全社員のコンプライアンス意識向上のため、e-ラーニング研修を含む全社員研修、新入社員研修などを実施するほか、業務特性に応じた各部門内での研修などを実施することで、コンプライアンスに関する研修の充実を図っています。

### ■ 通報制度

コンプライアンス上の問題が発生したときに、速やかに被害拡大防止や再発防止策策定に取り組めるよう、問題の発見者がその事実を通報できる通報制度を設けています。通報制度は全社的なコンプライアンスを確保するための重要な施策と位置づけられており、社内および社外に通報者の匿名性やプライバシーの確保された通報窓口を設置して、制度の実効性確保を図っています。

### コンプライアンス推進体制



## インサイダー情報の取扱いについて

ソニー損保は、ソニーフィナンシャルグループで定める「ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針」を遵守し、未公開の重要な情報の漏えいを防止しています。

### ソニーフィナンシャルグループ インサイダー取引防止基本方針(概要)

ソニーフィナンシャルグループ各社(以下、「当グループ各社」)は、当グループ各社の役員および従業員による、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー株式会社その他のソニーグループ各社および当グループ各社の取引先等のうち、上場会社等の株式等の売買等に関する社内規則を定め、これらの社内規則およびインサイダー取引防止関連法令等を遵守します。当グループ各社は、インサイダー取引の未然防止に資する態勢を構築するとともに、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社は金融持株会社として、当グループ各社の態勢構築が十分になされ、インサイダー取引防止に関し、有効に機能しているかどうかをモニタリングし、必要に応じて適切な措置を講じます。

## 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは断固として対決すべく、ソニーフィナンシャルグループで制定した「反社会的勢力排除に関するグループ基本方針」をソニー損保でも採択し、対応態勢の整備に取組んでいます。

### 反社会的勢力排除に関するグループ基本方針

当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスおよび企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、グループ一体となって反社会的勢力排除に向けた取り組みを実施するためにこの基本方針を定め、各社役職員一同がこれを遵守することとします。

#### 1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップ以下、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。

#### 2. 外部専門機関との連携

適切な助言、協力が得られるよう、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携強化を図ります。

#### 3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。

#### 4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

#### 5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引や同勢力への資金提供は絶対に行いません。

## 利益相反管理方針

お客様の利益が不当に害されることのないよう「利益相反管理方針」を定め、所要の態勢を構築しています。

### 利益相反管理方針の概要

#### 1. 基本方針

当社は、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等との間、あるいは、当社のお客さまとソニーグループ金融会社等のお客さまとの間における利益相反によって、当社とお客さまとの取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることのないよう、態勢を構築します。

※本方針において、「ソニーグループ金融会社等」とは、当社に、次の会社を加えた総称をいいます。  
ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.およびソニーペイメントサービス株式会社

#### 2. 対象となるお客さまの範囲

本方針に基づいて、その利益を保護する「お客さま」は、当社における保険関連業務(損害保険業その他法令に基づき行うことができる業務)に係るお客さまとします。

#### 3. 対象取引

当社は、次の各号に掲げる取引(以下「対象取引」という。)によって、お客さまの利益が不当に害されることを防止するために、体制の整備その他必要な措置を講じるものとします。

①お客さまの利益とソニーグループ金融会社等の利益が対立する場合において、ソニーグループ金融会社等の利益を得ることを

優先する取引

- ②お客さまの情報を不適切に利用して利益を得る取引
- ③お客さま相互間の利益の対立等に乗じて利益を得る取引
- ④その他、当社がお客さまの利益を害していると認められる取引

#### 4. 利益相反管理体制

##### (1) 体制

当社は、利益相反を管理する統括責任者(以下「利益相反管理統括責任者」という。)を定め、当社における利益相反管理態勢を整備します。

##### (2) 措置

利益相反管理統括責任者は、社内における報告や、当社へのお客さまの苦情等に基づき必要と判断したときは、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

- ①利益相反を発生させる可能性のある部門間の情報遮断
- ②対象取引の中止または取引条件もしくは方法の変更
- ③利益相反事実またはそのおそれがあることのお客さまへの開示
- ④その他、利益相反管理統括責任者が必要と判断する措置

##### (3) 記録

利益相反管理統括責任者は、利益相反管理に関する事項を適切に記録し、保存するものとします。

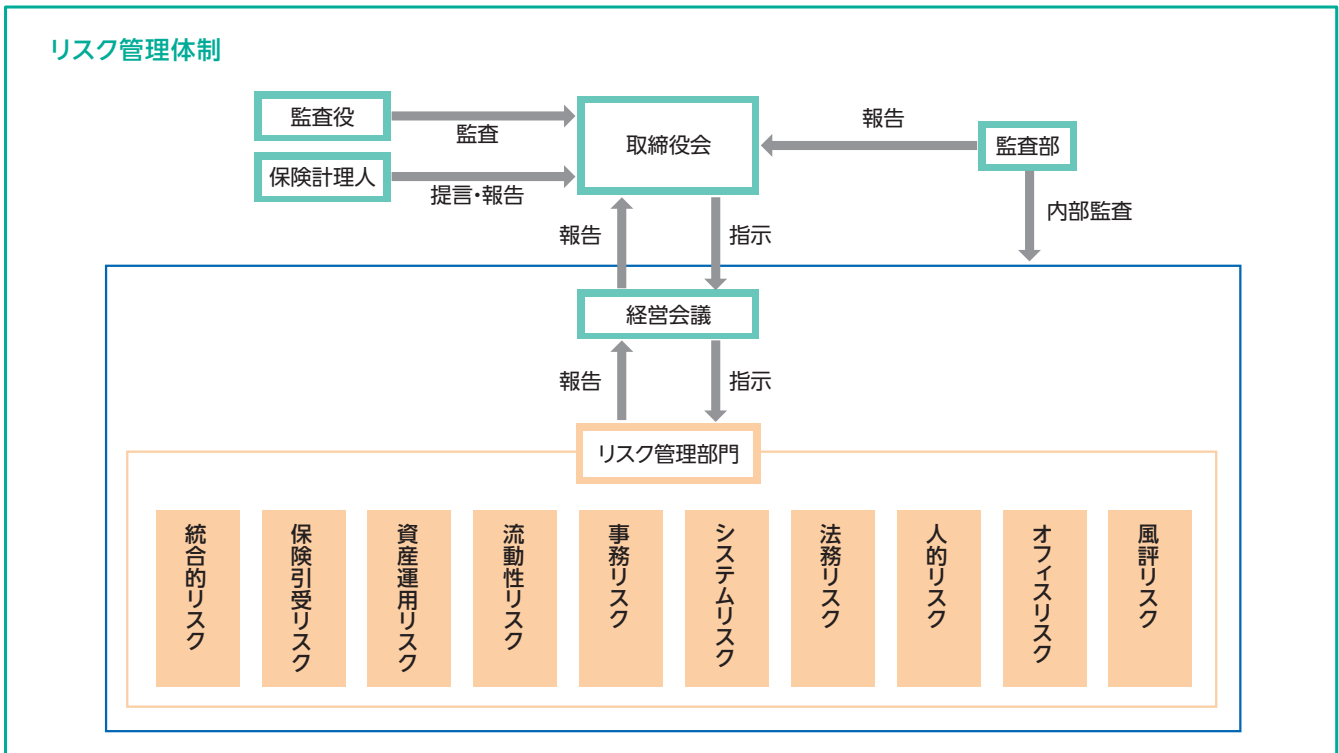


# リスク管理

損害保険会社を取巻くリスクは、経営環境の変化に伴って多様化・複雑化しており、各種リスクに対する適切な管理の重要性がますます高まっています。ソニー損保ではリスク管理を経営の最重要課題の1つとして位置づけ、リスクの的確な把握とその遁減策やリスクが顕在化したときの対策の検討など、リスク管理の強化に取り組んでいます。

## リスク管理体制

業務遂行にかかる主要なリスクについてリスク管理部門を定め、リスク管理方針を策定するとともに、リスク管理に取り組んでいます。



## 主要なリスクの概念とリスク管理の取組み

主要なリスクの概要とそのリスク管理への取組みは以下のとおりです。

### 統合的リスク

会社の直面するリスクを総体的に捉え、計測されたリスク総量が所定の自己資本内に収まるよう適切なリスク選好方針を定め、統合的リスク管理を行っています。また、負債特性を踏まえて将来の債務履行を確実にするよう適切な特性を持つ資産を十分保有するなど、資産及び負債の総合的な管理を行っています。

なお、大規模な自然災害や予想外の大きな金融市場の混乱が発生した場合には、保険会社は、通常では考えられないような損失を被る可能性があります。当社では、想定される最悪の環境変化が発生した場合の損失額など影響範囲を事前に分析したうえで、会社の経営が大きな影響を受けないように、あらかじめリスク管理指標に反映しています。

### 保険引受リスク

経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、「保険引受リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、保険契約の引受けにおいては、リスク実態を十分に意識した基準を設けることや必要に応じて適切な再保険を設定することを定めています。また、保険商品の発売後にリスクが顕在化したとき、または将来のリスクが増加するときなどにおいては、保険商品の改廃、料率・引受基準の変更、保有限度額の変更等の措置を講じることなどを定めています。

当社では、これらのリスク管理の一環として「保険引受リスク管理規程」に料率や引受基準のモニタリング項目等を定め、定期的な検証を実施しています。

## 資産運用リスク

保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクであり、その性格から、「市場リスク」「信用リスク」等に分類されています。

### ■ 市場リスク

金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、資産の価値が変動して損失を被るリスク。

### ■ 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク。

当社では、「資産運用リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資産運用を行っています。

## 流動性リスク

流動性リスクは、その性格から「資金繰りリスク」「市場流動性リスク」に分類されています。

### ■ 資金繰りリスク

保険料収入の減少や、大量解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害時の保険金支払による資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

### ■ 市場流動性リスク

市場の混乱などにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当社では、流動性資産を十分に保有するとともに、資金繰りの逼迫（ひっばく）度に応じた適切な管理を行うために「流動性リスク管理規程」をはじめとする各種業務規程等を策定し、適切な資金繰りを行っています。

## 事務リスク

社員や代理店等が、正確な事務を怠ることや、事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクです。当社では、業務に応じて、「事務リスク管理規程」などの各種業務規程等を整備し、その遵守状況を把握・管理するとともに、外部環境の変化ならびに内外監査結果等を踏まえ、適宜見直すことによりリスクの極小化に努めています。

## 危機管理態勢

経営上重大な支障を生じうる事故・事件等への危機管理態勢の整備が、経営管理において重要であると十分に認識し、危機全般に関する対応管理につき平時より適切な準備・対策設定と必要な訓練等を行うことにより、態勢の確保に努めています。危機管理態勢の整備にあたっては、主に、従業員等の安全の確保、地域社会への安全への協力、保険金等の支払い、保険契約の継続および異動等の重要業務の継続に留意しています。

## システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、不正使用などにより損失を被るリスクのことです。当社では、「システムリスク管理規程」などの各種業務規程等を整備し、情報システムの安全かつ安定的な稼働に努めています。

## 法務リスク

当社業務に関連し、法令や契約等への違反、不適切な契約締結、その他法的な原因により罰則適用・損害賠償等の損失を被るリスクのことです。当社では、法務リスク管理態勢の構築、および法務リスクの軽減を図るために必要な手順・管理方法等を「法務リスク管理規程」に定め、業務や取引の適法性の確認・検証等に取組んでいます。

## 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（採用、退職、評価、処遇、育成、労務管理等の問題）や差別的行為（人権）から生じる損失・損害などにより会社が被るリスクです。これらのリスク軽減のため、「人的リスク管理規程」を設けて業務の健全性を確保しています。

## オフィスリスク

当社事業に関連する書類・設備等の諸資産に関する物理的リスクのことです。「オフィスリスク管理規程」を設け、規程の周知・整備などを通じて態勢強化を図るとともに、オフィスセキュリティや災害対応準備等の物理的安全確保に関する施策を実施するなど、業務の健全性を確保しています。

## 風評リスク

風評（当社に関する悪評や風説）による信用低下が要因となり、損失や損害を被るリスクをいいます。「風評リスク管理規程」を定め、日々のモニタリングや風評の要因となりうる事象への適切な対応などを通じ、リスクの最小化に努めています。

## 再保険リスクについて

事故はいつどのような規模で発生するかが不確かであることや、大火・台風などの広域大災害のときには高額な保険金支払の可能性などから、損害保険会社は経営を不安定にする要因を常に抱えています。そこで損害保険会社各社は、経営破綻を避けることはもちろん、広域大災害や異常災害発生後もお客様への保険金支払を確実にを行うため、どの程度までの損害であれば経営に影響が無いかを判断し、自社の負担能力を超える部分を他の保険会社に引受けてもらうことによってリスクを平均化・分散化し、経営の安定を図っています。このような保険会社間の取引を「再保険」といいます。再保険を設定する（自社が引受けたリスクを他の保険会社に引受けてもらう）ことを「出再」、他の保険会社が引受けた保険の責任（リスク）の一部を自社で負担することを「受再」といいます。

### 出再(再保険の設定)にあたってのリスクとその対処

出再後、当社自らがリスクを負担する部分を「保有」といいます。この出再に関連するリスクとして、主に次の2つがあります。

- ①保有の上限額が保険責任の種類・内容に応じて適切に定められていない、または、適切な出再が手配されていないリスク
- ②出再先(再保険の取引先)の信用リスクが適切に把握されていないために、リスクの移転が確実に行われないリスク

これらのリスクへの対処として、保有の上限額については、損害の想定・保険業績等を統計的に分析・評価し、当社の担保力(準備金、収益性)などの状況も総合的に判断して、当社の健全性を維持するうえで合理的な水準で設定しています。保有の上限額を超える引受けを行う場合には、出再の手配を行っています。

なお、出再先の選定にあたっては、世界的な格付専門会社による格付を基準に、相手先の信用力(財務内容)を主として、長期安定的な取引が可能であるか等確認すべき項目につき適切に点検の上、選定しています。

※ 「出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合」および「出再保険料の格付ごとの割合」については、49ページをご参照ください。

### 受再(再保険の引受け)にあたってのリスクとその対処

受再を行う場合には、当社の負担能力を超えたリスクが発生することのないようにリスクの内容について十分な知識を有する対象に限定して引受けを行うなど、慎重に対処しています。

### 再保険リスク管理

「保険引受リスク管理規程」に保険種類別の保有限度額やモニタリング項目等を定め、再保険リスクについて適切な管理を行っています。

### 自然災害リスクについて

広範囲にわたって被害が生じる自然災害(地震・台風等)が発生した場合には、多数の保険契約に同時に保険金支払が生じ、巨額の損失が生じるリスクがあります。当社では、想定される損害を統計的に分析し、異常危険準備金の積立状況を勘案の上、適切な再保険を設定することにより、当社の保有するリスクの軽減を図っています。

## 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認について

### 第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するために主務官庁の告示等に基づいて「ストレステスト」と「負債十分性テスト」を行い、その結果を保険計理人が確認しています。

#### ■ ストレステスト

あらかじめ設定した予定事故発生率が通常の予想を超える範囲でリスクをカバーしているかを確認するもので、ガン重点医療保険のがん保障部分および医療保障部分の2つの契約区分で実施しています。ストレステストで予定事故発生率の変動により責任準備金だけでは不足が生じるおそれがある場合は、保険金の支払いに備えるために危険準備金を積立てます。

#### ■ 負債十分性テスト

ストレステストで責任準備金だけでは不足があると判断された契約区分について、予定事故発生率の通常の予想の範囲での変動に加え、事業費等を考慮にいたした契約区分全体の将来収支分析による不足額の検証を行うものです。

### ストレステスト、負債十分性テストにおける事故発生率の設定水準

契約区分ごとに過去5年間の実際の事故発生率を基準に保険金の増加を99%の確率でカバーする事故発生率の水準で行っています。

### テストの結果

テストの結果は以下のとおりです。

契約区分	ガン重点医療保険	
	がん保障部分	医療保障部分
ストレステスト	責任準備金 だけで 十分である。	責任準備金 だけで 十分である。
危険準備金の積立額	積立不要	積立不要
負債十分性テスト	実施不要	実施不要

# 個人情報保護および情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様の情報のお取扱いに関し、ソニーグループ各社共通の「プライバシーポリシー」を遵守しています。

また、ソニー損保では、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法とします）等に基づき、お預かりするお客様の情報を個人情報に関する基本方針に則って取扱っています。

プライバシーポリシーおよび個人情報に関する基本方針は、公式ウェブサイトで公表しています。

## 個人情報に関する基本方針（要旨）

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、弊社事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）およびその他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインおよびその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取組んでまいります。また、弊社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

### 個人情報の取扱いについて

#### 1. 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

#### 2. 個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の達成に必要な範囲において利用します。

#### 3. 個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・損害保険会社等間で共同利用を行う場合（下記6.情報交換制度等をご覧ください。）

#### 4. 個人データの取扱いの委託

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

#### 5. 第三者提供に関するオプトアウト制度の事項

弊社は、個人情報保護法第23条2項に基づく手続き（オプトアウト制度）により、ご本人の認識なく第三者に個人情報を提供することはありません。

#### 6. 情報交換制度等

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<http://www.sonpo.or.jp>）、または、損害保険料率算出機構のウェブサイト（<http://www.nliro.or.jp>）をご覧ください。

(2) 弊社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイト（<http://www.sonpo.or.jp>）をご覧ください。

#### 7. センシティブ情報の取扱い

弊社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、次頁「お問合せ窓口」までお問合せください。

弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### 9. 個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質問については、次頁「お問合せ窓口」までお問合せください。



## 特定個人情報の取扱いについて

### 1. 特定個人情報の取得

弊社は、適法かつ公正な手段により、特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。

### 2. 特定個人情報の利用目的

弊社では、取得した特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取扱います。

### 3. 特定個人情報取扱いの委託

弊社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者へ委託することがあります。特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

### 4. 特定個人情報の安全管理措置の概要

弊社は、特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

### 5. 個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記「お問合せ窓口」までお問合せください。

弊社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、弊社所定の手数料をいただくことがあります。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## お問合せ窓口

ダイレクトメール・電話・Eメールによるご案内などへのお客様等の個人情報の利用を、お客様等がご希望されない場合はお問合せ窓口までお申し出ください。契約管理その他弊社業務上必要な場合を除き、取扱いを中止させていただきます。

弊社の個人情報および特定個人情報の取扱いなどに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問合せください。

### <お問い合わせ先>

ソニー損害保険株式会社

お客様相談室 0120-101-656

受付時間 月～金(休日除く)午前9時～午後5時30分

## 情報セキュリティへの取組み

ソニー損保では、お客様からお預かりする個人情報をはじめとする各種情報資産の厳正な管理が重要であることを強く認識して、情報セキュリティマネジメントシステムの構築に取り組んでおり、全社を適用範囲としたISO27001(JISQ27001:2014(ISO/IEC27001:2013))の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図っています。



ビューローベリタスジャパン株式会社より、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格であるISO(JIS Q)27001の認証を取得しています。

# 情報開示

多くの方にソニー損保の取組みや考え方をお伝えし、提供する商品やサービスについて適正な評価をしていただくため、積極的に情報を開示・提供しています。

## ウェブサイト

自動車保険やガン重点医療保険SURE〈シュア〉など商品・サービスに関する情報や会社情報などを提供するほか、サービスの実態や品質向上のための取組みの紹介にも力を入れています。また、ウェブサイトの使いやすさの向上や機能の充実に継続的に取組み、随時改善を図っています。

### 「事故解決品質」紹介ページ

自動車保険の万一の車の事故時に、誰が、どのような思いで、どのようなサービスを提供しているのかを具体的にお伝えできるよう、主に以下の情報を掲載しています。

- 社員の声
- 事故解決Q&A
- わたしたちの想い
- 事故解決サービスに関連する情報などへのリンク

### 自動車保険ガイド

はじめて自動車保険を検討されるお客様や、他社からの切替えを検討されているお客様の自動車保険選びをサポートするため、主に以下の情報を提供しています。

- 5分でわかる自動車保険ガイド
- 「代理店型」とソニー損保の違い
- 補償内容の選び方
- 等級制度ガイド
- 契約手続の流れ
- 自動車保険の書類ガイド
- 車両保険ガイド
- 交通事故の過失割合
- 自然災害ガイド
- 自動車保険の税金ガイド

### 「ソニー損保について知っておいてほしいこと」紹介ページ

ソニー損保の自動車保険にご契約いただくにあたって、契約後に「期待していたことと違う」「こんなはずじゃなかった」とならないために、サービスの良い面だけでなく、「今の保険料よりも必ずしも安くなるとは限らない」「事故対応のサービス拠点は国内大手保険会社ほど多くない」など、マイナスの面も正直に公開しています。お客様には、ソニー損保の自動車保険についてよくご理解・ご納得いただいたうえでご契約いただきたいと考えています。

## ソーシャルメディア

お客様と直接コミュニケーションを図るツールとして、FacebookやTwitterも活用しています。ソニー損保をより身近に感じていただくことを目指して、お客様のお役に立つ情報や当社の取組みをタイムリーに発信しています。

## ディスクロージャー誌

お客様にソニー損保の考え方や特色、保険サービスに対する取組み、経営内容や財務状況などを紹介するために、毎年ディスクロージャー誌を作成しています。前年度の情報のほか、過去数年分の財務状況なども掲載していますので、ソニー損保のビジネスの概況を幅広くご確認いただくことができます。ディスクロージャー誌は、多くの方にご覧いただけるよう、ウェブサイトにも掲載しています。

### SURE〈シュア〉を選んだ「お客様の声」

医療保険を選ぶ際の参考にしていただけるよう、ガン重点医療保険SURE〈シュア〉のご契約者に対して、医療保険に加入したきっかけやSURE〈シュア〉を選んだ理由についてお伺いしたアンケートの結果を紹介しています。お客様の生の声も掲載しており、性別や年代などの条件を設定して絞り込み検索をすることで、確認したい属性の情報のみを表示することもできます。

### エコロジーサイト

ソニー損保の環境保全活動について報告するサイトで、主に以下の情報を提供しています。

#### ■プログラムブログ

「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」の毎月の進捗や「そらべあ発電所」寄贈記念式典レポートなどを掲載しています。

#### ■環境活動報告

各種手続のペーパーレス化によるCO<sub>2</sub>削減量の報告など、ソニー損保が取組んでいる環境保全活動を紹介しています。

※「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」および環境保全活動については28～29ページをご参照ください。



「エコロジーサイト」トップページ

# CSR(企業の社会的責任)の取組み

ソニー損保は、1999年秋の営業開始時から社会の一員としてCSR(企業の社会的責任)を自覚し、企業の成長とともに一層その自覚を強めてきました。当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様のご支持によって成り立っているからこそ、CSRに真剣に取り組む、ステークホルダーの皆様に提供する価値を高めていくことが使命であると考えています。

## 損害保険事業の適切な遂行(商品・サービスの提供)

損害保険制度は、暮らしや企業の活動において「小さな負担(多数の人々が保険料という形でお金を出し合う)で、いざという時の大きな安心(出し合ったお金から補償を受ける)を得ることができる」という、相互扶助の精神に基づいたしくみです。

このしくみが適切に運用されること、つまり損害保険事業を適切に遂行することが、私たち損害保険会社の社会的責任の根幹です。そのためには、お客様のニーズにお応えできる、お客様に信頼・安心していただける商品やサービスを提供していくとともに、お客様の声を傾聴し商品・サービスに反映させていくことが最も大切であると考えています。

※ 「お客様の声」に対する取組みについては、6～9ページをご参照ください。

※ 商品・サービスについては、30～41ページをご参照ください。

## 保険商品を通じた社会貢献活動

ガン重点医療保険SURE(シュア)では、すべての契約に追加保険料をいただくことなく骨髄ドナーサポート特約を自動で組み込み、保障を受けられる方が骨髄提供者(ドナー)として骨髄幹細胞採取手術を受けられた場合に、所定の保険金をお支払いします。

また、ウェブサイトや商品パンフレットにおいても、骨髄ドナーについて説明するページを設け、骨髄移植に関する認知向上を目指しています。



ウェブサイト骨髄ドナー説明ページ抜粋

## 環境保全活動

地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、環境方針を定めて全社で環境保全活動に取り組んでいます。

また、当社では、保険という目に見えない商品を扱ううえで、契約関連書類や手続書類の郵送などのために紙や電気といった資源を消費している事実に加え、主力商品である自動車保険が二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を排出する自動車の利用を前提としていることなどから、事業活動に関連のある環境負担軽減を目指した取組みも進めています。

### ソニー損保の環境方針

#### 【理 念】

当社は持続可能な社会の実現に向けた「ソニーグループ環境ビジョン」を踏まえ、企業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動します。

#### 【方 針】

1. 環境マネジメントシステムの運用により、事業活動およびサービスを通じて環境に与える影響を的確に捉え、環境負荷の低減を図るとともに事業の継続的な改善に努めます。
2. 環境目的・目標を設定し全社で環境管理を推進するとともに、継続的な見直しを行います。
3. 事業活動を行う上で適用を受ける環境関連の法律、条例を遵守します。
4. この方針を達成するため、内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムの維持向上を図ります。
5. 社内における環境教育・社内外広報活動を実施し、環境方針の周知徹底、環境保全に関する意識向上を図ります。



## ソニー損保が取組む環境保全活動

### ■ 環境マネジメントシステム

ソニー損保を含むソニーグループでは、全世界共通の環境マネジメントシステム (Global Environmental Management System) にて環境活動を行っており、国際規格であるISO14001のグローバル統合認証を取得しています。ソニー損保では、本社事業所をISO14001の認証対象としており、電力使用量およびコピー用紙使用量の低減目標値を定めた省エネ・省資源活動や、事務用品におけるエコ商品比率を高めるグリーン購入の推進を行っています。



ビューローベリタスジャパン株式会社より、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001の認証を、本社事業所において取得しています。

### ■ J-クレジット制度の活用

CO<sub>2</sub>排出削減策の一環として、2007年度から2013年度にかけてグリーン電力(\*1)を購入し、2014年度からは、グリーン電力に代わりJ-クレジット制度(\*2)を活用しています。2007年度から2015年度の9年間にわたるグリーン電力証書システムおよびJ-クレジット制度の活用により、総計約476トンのCO<sub>2</sub>排出削減に寄与したことになります。

- (\*1) 風力やバイオマス(生物資源)、太陽光などの地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>の排出削減に有効な自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するものです。
- (\*2) J-クレジット制度はCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、当社は森林吸収プロジェクトのクレジットを購入しています。

## お客様とともに取組む環境保全活動

### ■ 「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」(NPO法人そらべあ基金への寄付活動)

自動車保険の「くりこし割引」のしくみを活用したプログラムで、ご契約者が予想より走らなかった距離の総計100kmにつき1円を、太陽光発電設備(ソーラーパネル等)の設置費用として「NPO法人そらべあ基金(そらべあ基金)」(\*3)に寄付しています。そらべあ基金では、ソニー損保からの寄付金を、全国の幼稚園や保育園を対象にした太陽光発電設備の設置などに充当していきます。ソニー損保のご契約者は、クルマの使い方をほんの少し見直すことで実際の走行距離が契約距離区分の上限を下回れば、「くりこし割引」で翌年の保険料が抑えられるだけでなく、CO<sub>2</sub>排出量も減り、太陽光発電設備の設置にも貢献することができます。同プログラムにより、2015年度には3基の太陽光発電設備を幼稚園・保育園に設置しました。寄贈先の幼稚園・保育園での寄贈記念式典の様子などは、エコロジーサイト(<http://ecology.sonysonpo.co.jp/>)で紹介しています。

#### そらべあ発電所寄贈記念式典



2015年10月27日 仔羊幼稚園(愛知県豊橋市)にて



2016年3月16日 ひよこ保育園(兵庫県西脇市)にて

(\*3) 「NPO法人そらべあ基金」は、ホッキョクグマの兄弟「そらべあ」をシンボルに、再生可能エネルギーの普及活動や環境教育を行うNPO法人です。詳しくは「そらべあ基金」のウェブサイト(<http://www.solarbear.jp/>)をご参照ください。ソニー損保は、「そらべあ基金」が推進する「そらべあスマイルプロジェクト」のサポーターとして「幼稚園にソーラー発電所を☆プログラム」を実施しています。

☞ 「くりこし割引」については、33ページをご参照ください。

### ■ 各種契約手続のペーパーレス化

紙資源の節約、郵送にかかるCO<sub>2</sub>排出量の削減を目的として、各種契約手続のペーパーレス化を推進しています。自動車保険においては、インターネットによる契約申込を可能とするほか、証券ペーパーレス割引を導入することで、紙の使用量の削減・郵送の省略を実現しています。今後も、さらなるペーパーレス化に取り組めます。

☞ 「証券ペーパーレス割引」については、33ページをご参照ください。

当社独自の取組みのほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故・災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。同協会での取組みについては、同協会のウェブサイトをご覧ください。

■ 環境問題への取組み <http://www.sonpo.or.jp/about/action/eco/>

■ 防災・自然災害対策、交通安全対策、犯罪防止対策 <http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/>



# 保険のしくみ

## 損害保険制度

損害保険制度は、多数の人々が「大数の法則」に基づいて算出された保険料を支払う（お金を出し合う）ことで、事故が発生した場合に保険金を受取る（出し合ったお金から補償を受ける）ことができる相互扶助のしくみです。このしくみを利用することで、暮らしや企業の活動において「小さな負担で、いざという時の大きな安心（補償）」を得ることができます。

### ■保険料について

保険料は、事故発生時に支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営に必要な経費などに充てられる「付加保険料」で構成され、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。

## 損害保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が一定の偶然な事故によって被った損害を補償することを約束し、保険契約者はその対価として保険料を支払うことを約束する、有償・双務契約です。

また、保険契約者と保険会社との合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、保険会社は契約引受の正確を期すため、保険申込書あるいはそれに相当するものを使用します。さらに、契約締結の証として、保険証券または保険引受証などを保険契約者に対して発行します。

## 約款とは

目に見えない無形の商品である損害保険契約の内容を、書面で箇条書きにして目に見えるようにしたものです。損害保険会社と保険契約者・被保険者双方の権利・義務を定めたものであり、その内容は双方を拘束するものです。保険約款は、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・修正する目的でセットする特約により構成されます。

### 【保険約款では主に以下の内容が規定されています。】

1. どのような事故が補償の対象となり保険金が支払われるのか
2. どのような事故が補償の対象とならず保険金が支払われないのか
3. お支払いする保険金の内容および保険金額
4. ご契約に際して保険会社からの質問に正しくお答えいただく重要な事項（告知義務）
5. ご契約後に、どのような契約内容の変更が生じた場合に保険会社にその事実を連絡しなければならないか（通知義務）
6. どのような場合に保険契約が無効または失効となるか
7. どのような場合に保険契約が解除となるか、また解除の場合、保険契約者および保険会社はどのような権利・義務を有するか

## ご契約のお手続きについて

### 販売方法

インターネットや電話を通じて直接お申込みいただくダイレクト販売のほか、損害保険代理店委託契約を締結した代理店や、ソニーフィナンシャルグループ各社を通じた販売も行っています。

### ■ダイレクト販売

テレビコマーシャルや新聞・雑誌の広告、インターネットなどを通じて商品やサービスを広く案内し、直接、自動車保険や医療保険を販売しています。

ソニー損保のご契約者の大多数は、公式ウェブサイトやカスタマーセンターを利用して直接ソニー損保に契約のお申込みをされています。

### ■代理店による販売

カード会社や通販事業者、インターネットの比較サイト、銀行など、ダイレクト保険会社としてのメリットを活かした販売経路が構築できる企業のほか、保険ショップなど対面募集を行う保険代理店と損害保険代理店委託契約を結び、それぞれの企業が当社代理店としてソニー損保の保険商品を販売しています。

### ■ソニー損保の代理店制度の特徴について

一般的な保険代理店の業務は、募集のほか、見積り・申込みの手続き、保険料の領収、保険金請求のサポート、満期継続のフォローなど多岐にわたります。一方、ソニー損保の代理店では募集までを行い、以降の見積り・申込み、満期継続などの手続きを、ウェブサイトやカスタマーセンターを通じてお客様とソニー損保の間で直接行うため、代理店に委託する業務は最小限となっています。

### ■代理店登録について

代理店は損害保険会社と代理店委託契約を結び、保険募集を行うことができます。なお、代理店は、保険業法に従い所定の手続きを経て代理店登録や募集人としての届出を行う必要があります。また、登録や届出にあたっては、損害保険募集人一般試験の合格を要件としています。



ウェブサイトトップページ



自動車保険スマートフォンサイト  
見積ページ

## ■ソニー損保の損害保険代理店教育について

保険募集に関する法令等の遵守や商品内容・契約に関する知識の習得など、代理店（募集人）の保険募集能力の向上を図るため、e-ラーニングなどを活用した代理店研修を実施し、消費者保護やお客様満足の上昇に努めています。

### 代理店業務の違い

	一般的な代理店 (締結代理店方式)	ソニー損保のタイアップ代理店 (媒介代理店方式)
見込客の 発見	●	● 代理店顧客データベースを 活かした見込客発見など
募集	●	● 簡単な商品説明 (見積りをすることもできます)
契約手続	●	● 保険料の領収、申込書の作成・受領 などの手続はソニー損保が直接実施
異動・保全	●	● お客様からソニー損保に直接連絡 タイアップ代理店の事務手続なし
事故受付・ 相談	▲	● お客様からソニー損保に直接連絡 タイアップ代理店の事務手続なし
満期更改	●	● 満期案内をソニー損保からお客様に直送 お客様が手続を実施

●…実施 ▲…一部実施

## ■ソニーフィナンシャルグループ各社による販売

### ■ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

ソニー生命はソニー損保と損害保険代理店委託契約を結んでおり、ソニー生命のライフプランナー（営業社員）がソニー損保の自動車保険を販売しています。



ソニー生命の  
ライフプランナーによる販売

### ■ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

ソニー銀行の住宅ローン利用者向けに、火災保険を販売しています。



ソニー銀行のサービスサイト

### ソニー損保が代理店となって販売している商品

ウェブサイト上で、次の2つの他社の保険商品をソニー損保が代理店となって販売しています。

- ・アニコム損害保険株式会社のペット保険  
「どうぶつ健保ふぁみりい」
- ・セコム損害保険株式会社のがん保険  
「自由診療保険メディコム」

\*アニコム損害保険株式会社、セコム損害保険株式会社と、募集業務の代理および事務の代行に関する契約を締結しています。

## ご契約のお申込みの際にご注意いただきたいこと

保険契約は保険会社とお客様との約束ごとですから、お申込みの際は、契約申込書やウェブサイトの申込画面等を十分ご確認ください。なお、お申込みの際にお客様によく理解していただく必要のある、商品・サービス・約款の内容などについては、商品パンフレットや重要事項説明書などに概略を記載していますので、必ずご確認ください。また、これらの書類では保険料算出に必要な条件などをお客様に漏れなく申告していただくよう、割引となる条件などについてもご案内しています。

### ■商品パンフレットや重要事項説明書

商品パンフレットや重要事項説明書等が、お客様にとってわかりやすい内容で適切に作成されるよう、説明方法などを定めた「募集資料作成ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに沿ってコンプライアンス部門が審査をしています。

### ■契約内容の確認について

契約内容がお客様の希望される補償内容などに沿っているか、お客様の情報が正しく記載されているか、お支払いいただく保険料が適正かなどについて、お客様ご自身にウェブサイトや申込書でご確認いただいてからお申込みいただくようにしています。

また、契約期間が1年を超える長期契約については、年1回、お客様にご契約内容のご確認を依頼しています。

### ■ご契約後にお届けする書類等

ご契約のお申込後には、保険証券等をお送りします。自動車保険では、ウェブサイトでお申込みいただく際に、割引の選択により保険証券等の発行・送付を省略することもできます。なお、自動車保険とガン重点医療保険の普通保険約款・特約、サービスガイドは、ウェブサイトでもご覧いただけるようにしています。



自動車保険の  
重要事項説明書(左)とサービスガイド(右)

## 保険料について

### 保険料のお支払い

保険料(分割払いのときは初回保険料)は、ご契約の際にお支払いいただく必要があります。保険契約をお申込みになって保険期間が始まって、保険料のお支払い前に生じた事故については、原則として保険金はお支払いできません。(\*1)

また、保険料を分割してお支払いいただく契約においては、2回目以降の保険料のお支払いが定められた期日までにない場合も保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(\*1) 保険料払込猶予が設定されている場合を除きます。

### クーリングオフ制度

保険期間が1年以上のご契約については、お申込み後であっても契約の撤回または解除を行うことができる「クーリングオフ制度」を設けています。お客様が保険証券を受取られた日から8日以内であれば違約金などを負担することなく、申込みの撤回または解除をすることができます。(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約を除きます。)

### 追加保険料の請求・保険料の返還

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じたときは、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しいたします。

### 「やさしい運転キャッシュバック型」 キャッシュバックの手続き

「やさしい運転キャッシュバック型」にご契約されている場合、所定の計測期間を満了したときに、ウェブサイトの専用ページから、計測結果を申告していただく必要があります。(ドライブカウンタに表示される「申告コード」をウェブサイトに入力していただきます。)

計測結果が60点以上のときに、点数に応じて保険料をキャッシュバックします。

## 販売・勧誘方針

以下の販売・勧誘方針に則り、ダイレクト保険会社ならではのお客様と直接つながる営業スタイルのメリットを活かし、常にお客様のご理解・ご納得をいただけるよう最善を目指しています。

### 販売・勧誘方針

#### 1. 保険販売・勧誘にあたっての基本方針

- (1) お客様の保険加入目的、保険に関する知識、ご経験、財産の状況、その他必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品の選択がなされるよう情報の提供と説明に努めます。
- (2) 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他の関係法令等を遵守し、適切な保険販売・勧誘を行います。
- (3) お客様のプライバシー保護を最優先し、お客様に関する情報管理を的確に実行します。
- (4) 適正な販売・勧誘を行うために、販売に携わる者の指導、研修や事務管理体制の整備に努めます。

#### 2. お電話での受付について

専門のスタッフを配置し、お客様おひとりおひとりのご意向、ご実情を伺った上で、適切な保険商品のお勧めができるよう努めます。

\* 以上は「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく当社の勧誘方針です。  
なお「金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご参照ください。

#### 3. インターネットでの受付について

お客様にとってわかりやすく、見やすく、安心してご利用いただけるよう内容の充実に努めます。

#### 4. その他の販売・勧誘について

ダイレクトメールの発送、当社からの電話による確認、代理店に委託した販売・勧誘などにおきましても、お客様のご都合、ご事情に応じた適切な方法で行います。

#### 5. 各種サービス体制について

- (1) お客様からのお問合せに対しては、迅速、的確、丁寧にお応えしてまいります。
- (2) 保険事故発生の際は、きめ細かな事故対応を通じて、迅速かつ的確な保険金のお支払ができるよう努めます。



# 商品ラインアップ

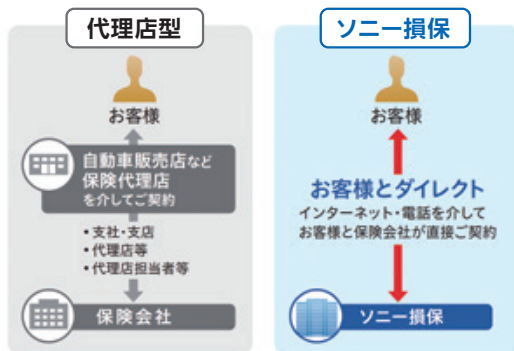
ソニー損保は、合理的で質の高い保険商品を提供し、お客様が安全で安心できるパーソナルライフの実現に貢献することを目指しています。

## 自動車保険 約款名:総合自動車保険 Type S

ソニー損保は、主にインターネットや電話により直接自動車保険を販売するダイレクト型の損害保険会社です。「ダイレクト型」と、保険代理店を介して保険を販売する「代理店型」とでは、主に以下の違いがあります。

### ■ 保険料の違い

代理店型は代理店を通してお客様とやりとりをする分、営業コストがかかりますが、ソニー損保はインターネットや電話などを通じたダイレクト販売で営業コストを削減することで、割安な保険料で自動車保険を提供しています。



### ■ 事故のときの違い

万一の事故のときには、お客様の不安をできるだけ早く解消できるよう、ダイレクト損害保険会社の強みを活かし、お客様と直接コミュニケーションを図ることでの確に事故解決までサポートします。



※ダイレクト保険会社のメリットを活かした販路構築が可能な代理店など、一部の代理店でもソニー損保の自動車保険を販売しています。詳しくは30ページをご参照ください。

## “走る分だけ”の合理的な保険料

お客様の車との付き合い方に着目して採用したリスク細分項目の1つが走行距離です。当社の保険料体系には、走行距離と事故発生の相関関係が反映されています。

## ソニー損保ならではの特約・割引制度

ソニー損保ならではの特約・割引制度も提供しています。

### ■ おりても特約

マイカーで出かけた際の“お車をおりてから”起こった「外出先でのケガ」「お車の外に持ち出されたモノの損害」「外出先でのトラブルの賠償責任」の事故について補償する特約です。



商品パンフレット

### ■ 継続割引

ソニー損保でのご継続回数に応じて保険料を割引きます。

### ■ くりこし割引

リスク細分項目の1つである年間走行距離について、「走った距離」が契約距離区分の上限を「1,000km以上」下回る場合は、走らなかった分の保険料に相当する額を継続契約の保険料から割引きます。

### ■ 証券ペーパーレス割引

自動車保険をご契約いただいた際に証券の発行・送付を希望しない場合は、保険料を500円割引きます。なお、契約内容はウェブサイトのご契約者ページ(マイページ)でご確認いただけます。

## 日本で初めてのタイプの自動車保険 「やさしい運転キャッシュバック型」

「やさしい運転キャッシュバック型」は、急発進・急ブレーキの少ない「やさしい運転」をすると保険料が戻る、日本で初めてのタイプの自動車保険です。(2015年2月から販売)。無料で貸与するソニー損保オリジナルの小型計測器「ドライブカウンタ」で加速・減速の発生状況(運転特性)を計測し、評価(点数)に応じて保険料をキャッシュバックします。(\*1)



ソニー損保オリジナルのドライブカウンタ

点数	キャッシュバック率
90 点以上	20%
80 点以上	15%
70 点以上	10%
60 点以上	5%
59 点以下	キャッシュバックなし

### ■ 補償内容・サービス内容

「やさしい運転キャッシュバック型」には、従来の当社自動車保険(総合自動車保険Type S)に「やさしい運転特約」「やさしい運転計測特約」「対人諸費用特約」「人傷介護追加払特約」の3つをセットしたものが付帯されます。なお、対人賠償・対物賠償・人身傷害・車両保険などの基本的な補償内容はもちろん、ロードサービスの無料付帯や事故対応などは従来の当社自動車保険と変わりません。

(\*1) キャッシュバックには所定の条件があります。また、ここでは、「加速・減速の発生状況」を「運転特性」と称しています。



## ■「運転計測結果レポート」の提供

計測終了後、ドライブカウンタをソニー損保に返送いただくと、ドライブカウンタに記録された運転特性データをもとに「運転計測結果レポート(やさしい運転 診断レポート)」を作成し、ご契約者にお届けします。計測期間中のご自身の運転特性の詳細をご確認いただくことで、「やさしい運転」をサポートします。



## ■30日間無料トライアル

ご自身の運転特性を計測されたことがあるお客様は少ないため、ドライブカウンタによる計測を無料でお試しください。[30日間無料トライアル]をご用意しています。

\*「やさしい運転キャッシュバック型」は、ウェブ専用商品です。「30日間無料トライアル」とあわせて、ソニー損保のウェブサイトのみで契約のお申込みを受付けます。

## ガン重点医療保険SURE<シュア>

約款名: 傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険

ガン重点医療保険SURE<シュア>は医療保障とがん保障がひとつになった終身型の医療保険で、「病気・ケガ」の保障と「がん」の保障をひとつにすることで、手厚い保障とお手頃な保険料を実現しています。

治療費が高額になりがちながんの保障を手厚くしており、年齢が上がっても保険料は上がることなく、保障が終身にわたって続くことが特長です。

### ニーズにあわせて選べる3つのタイプをご用意

#### ■SUREベーシック

一生涯変わらない手頃な保険料でシンプルな保障が続くタイプです。

#### ■SUREスマートフィット

60歳以降(\*1)は、保障が厚くなる一方で月々お支払いいただく保険料が半額になり、将来の安心をプラスしながら保険料負担を軽減できるタイプです。

#### ■SUREワイド

年齢にかかわらず一生涯手厚い保障を備えたタイプです。月々お支払いいただく保険料が、60歳以降(\*1)は半額になるプランも用意しています。

#### <ご契約可能な年齢について>

「SUREスマートフィット」と「SUREワイド」の60歳以降(\*1)の保険料が半額になるプランは、保険始期日時時点で満57歳以下の方を対象とした商品です。ご契約時から同じ保険料が一生涯続くプランの「SUREワイド」と「SUREベーシック」は保険始期日時時点で満70歳以下の方を対象とした商品です。

(\*1) 保障を受けられる方の「満60歳の誕生日以降に最初に到来する保険始期日応当日」以降をさします。



商品パンフレット

### 金銭面の不安を軽減し 治療に専念していただくための特約

お客様に治療費を気にせず治療に専念していただくため、次の2つの特約を自動でセットしています。

#### ■先進医療費保障特約

治療費を気にせず、先進医療による治療を選択していただくための特約です。厚生労働大臣の定める先進医療による療養を受けられた場合、技術料と同額を先進医療保険金としてお支払いします。

#### ■入院時の手術保障範囲拡大特約

約款で定めた所定の手術だけではなく、入院を伴う公的医療保険制度(健康保険等)が適用される手術について、1回の手術につき5万円を手術保険金としてお支払いします。

### 骨髄ドナー(骨髄提供者)を応援するための特約

お客様が骨髄ドナーとなられた場合の経済的な負担をできるだけ軽くすることができるよう、骨髄ドナーサポート特約を自動でセットしています。なお、骨髄ドナーサポート特約については、お客様の保険料のご負担はありません。

## 火災保険 約款名:住宅火災保険 Type S・地震保険

ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様、および、ソニー不動産にて不動産を購入されるお客様向けの火災保険です。

建物に必要な補償(火災やガス爆発、盗難などの人的災害や落雷・風災などの自然災害への補償)を「基本の補償」としてあらかじめパッケージ化しており、これに、自宅から発生した火災・爆発などによる近隣住宅・家財への損害を補償する類焼損害補償特約、盗難など不法侵入を伴う犯罪の再発を防止するための費用を補償する盗難等再発防止費用補償特約、日常生活の賠償責任事故に備える日常事故賠償責任補償特約などがセットできます。



商品パンフレット

## 主な商品の開発と改定

お客様にとって価値ある商品を開発するとともに、お客様のニーズにお応えできるよう、随時、商品改定を行っています。

### 主な商品の販売開始

1999年 9月	自動車保険(総合自動車保険 Type S)
2002年 6月	ガン重点医療保険(傷害および疾病による入院・手術保障特約付がん保険)
2004年10月	火災保険(住宅火災保険 Type S・地震保険)

### 主な商品改定

は自動車保険、 はガン重点医療保険における改定です。

2000年 7月	「おりても特約」販売開始 クレジットカードを活用した分割払いサービス開始	2009年11月	「対物超過修理費用補償特約」販売開始 「運転者本人限定特約」販売開始 保険料は一生涯固定プランの契約可能年齢上限を70歳に引上げ
2001年 2月	車の型式をリスク細分項目に追加 契約距離区分を4区分から5区分に拡大 「継続割引」導入	2010年11月	契約距離区分を5区分から7区分に拡大 「自動車事故弁護士費用等補償特約」販売開始
2002年10月	「新車割引」「ゴールド免許割引」導入 搭乗者傷害保険金を部位・症状別払方式に変更	2011年 4月	「先進医療費保障特約」導入 「入院時の手術保障範囲拡大特約」導入
2003年 6月	インターネット申込引受対象範囲の拡大	2012年 8月	「証券ペーパーレス割引」「マイページ新規申込割引」「継続時複数契約割引」導入 搭乗者傷害保険を特約として搭乗者傷害(傷害一時金)、搭乗者傷害(死亡・後遺傷害)の2特約に分割
2003年10月	インターネット割引を最大3,000円に増額 「紹介割引」導入	2013年 1月	インターネット割引を最大8,000円に増額 新しいノンフリート等級別料率制度を導入(2013年4月1日以降が始期日の契約が対象)
2004年11月	「くりこし割引」「こえても安心サービス」導入	2015年 2月	「先進医療費保障特約」の支払限度額を2,000万円に引上げ 「やさしい運転キャッシュバック型」(やさしい運転特約)販売開始
2005年 5月	「SUREベーシック」「SUREワイド」販売開始		
2007年 8月	「SUREスマートフィット」販売開始 「骨髄ドナーサポート特約」導入		
2008年11月	運転者年齢条件特約の適用範囲を同居のご家族等に変更 インターネット割引を最大5,000円に増額		

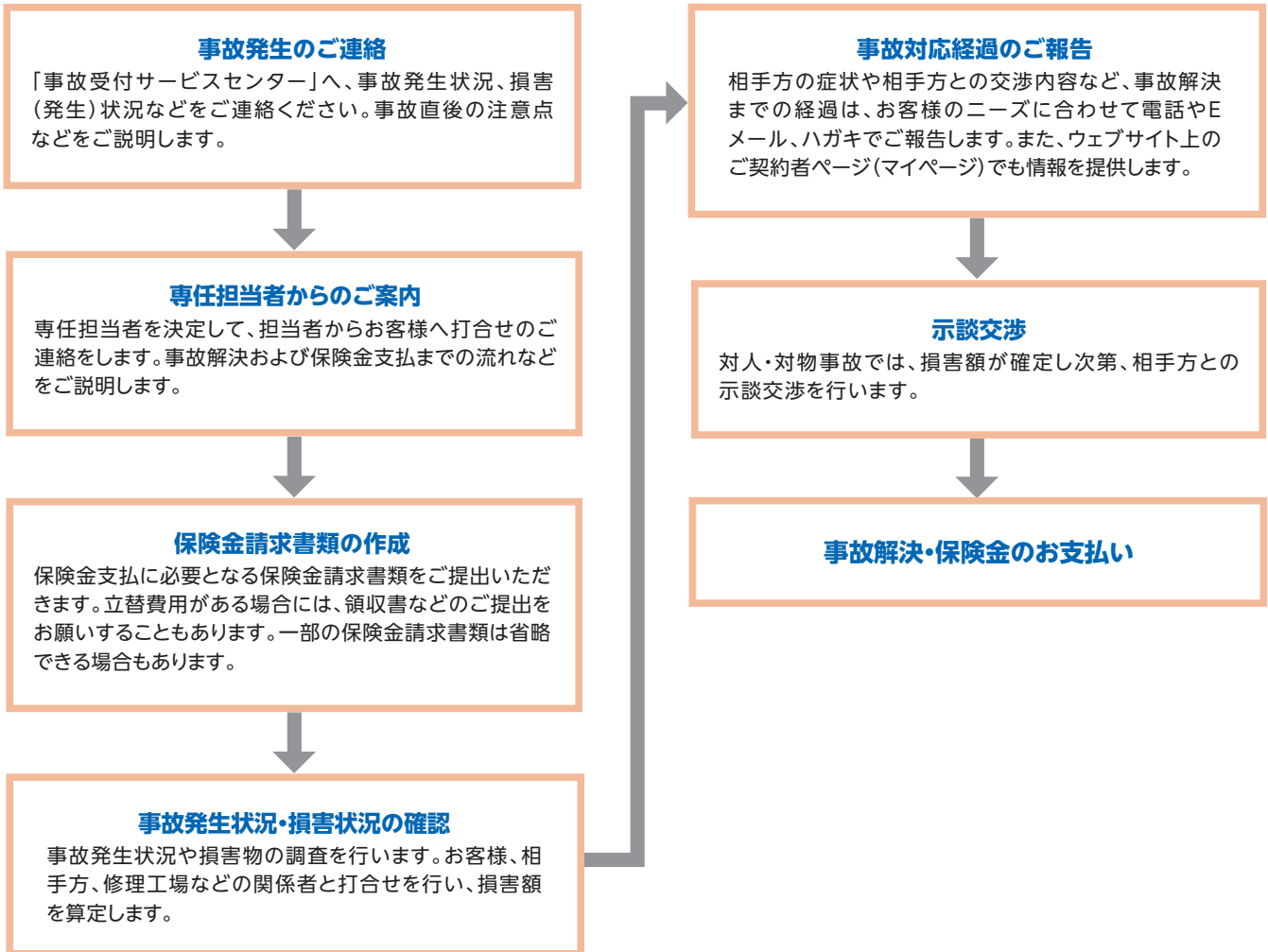
\* 上記は商品改定の年月であり、適用開始年月と異なる場合があります。

\* 詳しい商品内容は、商品パンフレットやウェブサイトなどで紹介しています。実際にご契約いただく際は、必ず詳細を商品パンフレットや重要事項説明書等でご確認ください。

# 保険金お支払いまでの流れ

保険金請求に必要な書類をできるだけ省略・簡素化するほか、ケースによっては電話確認による示談も活用して、保険金お支払いをスピーディーに行っています。保険金お支払いまでの流れの概略は以下のとおりです。

\*以下は自動車保険をご請求いただいた場合の一例です。事故の内容・状況により以下の流れとは異なる場合があります。



## 保険金支払いに関する制度(自動車保険)

### ■自賠責保険の一括払制度

対人賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いできる場合で、補償の対象となる方からこれらの保険の保険金と自賠責保険金について一括請求のご依頼を受けた場合、ソニー損保が自賠責保険金の部分を立替えて一括してお支払いします。

### ■保険金の内払制度

対人事故および人身傷害事故で保険金をお支払いすることができる場合には、示談成立前(対人事故の場合)、保険金支払い協定前(人身傷害事故の場合)でも治療費、休業損害、通院交通費等(自賠責保険で支払い済みの額を除く)について内払いを実施します。

対人事故、人身傷害事故以外で保険金をお支払いする場合においても、被保険者や事故当事者の方が立替えている費用等は、内容や種類によって内払いが実施できる場合もあります。

## 保険金支払後の補償内容について

保険金のお支払いが何回あっても、ご契約の保険金額は減額されず満期まで有効です。ただし、自動車保険の「おりても特約」のおりても身の回り品特約、弁護士費用等補償特約における弁護士等への法律相談費用については、保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となります。また、傷害保険や医療保険の各種特約についても保険期間を通じてご契約の保険金額が限度となるものがあります。

# 保険金お支払いまでのサービス

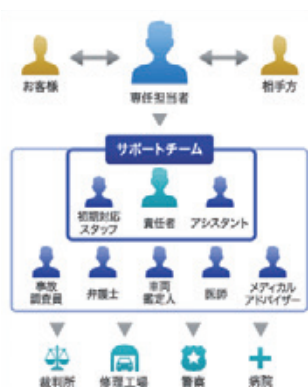
担当者がお客様とダイレクトにコミュニケーションをとりますので、直接いろいろなご相談をお受けすることができます。担当者は、常にお客様の立場にたち親身に対応します。

## 自動車保険の事故解決サービス

スピーディーかつ丁寧な対応でお客様の不安を取除き、お客様の納得感を追求しながら事故解決サービスを提供しています。

### 何でも相談できる 1事故1担当者+チームサポート制

事故解決まで、専任担当者  
とサポートチームが責任を  
持って対応します。専任担  
当者は、事故調査員、弁  
護士、車両鑑定人、メディ  
カル・アドバイザーなどの  
各分野の専門家と連携を  
とりながら事故解決にあ  
たります。



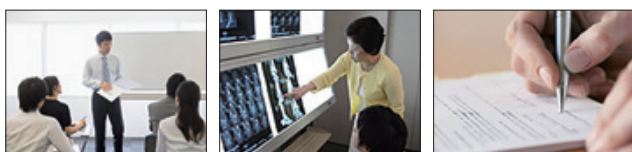
### 説明と同意を繰り返す「インフォームド・コンセント」 導入で、お客様の納得感を追求

お客様に納得いただける事故解決のために、「インフォームド・コンセント」方式による対応を実施しています。1つの事故の解決方法は1つだけとは限りません。事故解決の対応方針として複数案が考えられる場合には、メリット・デメリットをお客様にご説明し、お客様に対応方針を同意いただいたうえで事故対応を進めます。(\*1)

(\*1)「インフォームド・コンセント」とは、主に医療現場において用いられる言葉で、医師が患者に対し、治療方針を正しく説明し、患者の同意を得ながら治療を行っていく進め方をいいます。

### スペシャリストを育成する教育プログラム

事故解決力の高いスペシャリストを育てるために、年間27種類に及ぶ研修を実施しています。また、弁護士や医師、警察、鑑定人など、さまざまな関係者とコミュニケーションをとり、事故解決をしていくための知識を習得します。



### 全国に広がるサービスネットワークで お客様をサポート

専任担当者が在籍するサービスセンターのほか、専任担当者と連携しながら対応する損害調査ネットワーク、弁護士ネットワーク、提携修理工場ネットワークで事故解決まで確実にサポートします。事故やお車のトラブル時には、全国約9,000カ所のロードサービス拠点のうち、お近くの拠点から急行します。

- ☞ 提携修理工場については41ページをご参照ください。
- ☞ 各サービスセンターの所在地については71ページをご参照ください。
- ☞ ロードサービスについては40ページをご参照ください。

### 24時間365日の事故受付

電話のほか、インターネット(パソコン・スマートフォン)でも事故受付をしています。



事故受付ページの画面例  
(スマートフォン)

### お約束サービス

#### ■事故受付後1時間以内の専任担当者からのご連絡

事故発生時の不安を少しでも早く軽減できるよう、事故受付から1時間以内に事故の内容に適した専任担当者を決定し、専任担当者からお客様にご連絡します。(\*2)

#### ■「即日安心365」サービス

事故発生時のスピーディーな対応にこだわり、24時間365日の事故受付に加えて、平日はもちろん土日でも事故受付当日中に、代車の手配や関係各所への連絡などの初期対応を実施し、その対応結果についてお客様にご報告します。(\*3)

(\*2)月～金 9:00～17:00(休日除く)までの間に、お電話での事故受付が完了した場合が対象です。また、1時間以内のご連絡がふさわしくない場合などは対象外としています。

(\*3)曜日を問わず365日、お電話での事故受付(初期対応に必要な情報の確認)が20:00までに完了した、ソニー損保が示談交渉できる賠償事故の場合が対象です。(20:00以降の事故受付分は翌日の対応となります)



## 事故受付後には状況に応じて各種ご案内を送付

事故解決の進捗状況をお客様に適切にご報告することも、お客様に安心して事故解決をお任せいただくために重要と考え、以下の書類をお送りしています。

### ■ 保険金請求受付のご案内

事故受付時には、担当者・責任者の顔写真付のご案内をお送りします。



顔写真付の「保険金請求受付のご案内」

### ■ 中途経過のご案内

状況に応じて、事故解決の進捗をハガキでお知らせします。

### ■ 保険金請求手続き完了のご案内

事故解決をお知らせするとともに、ご契約内容と保険金請求の対象となった補償項目・特約などをわかりやすくご案内します。

## 「示談代行サービス」「面談急行サービス」「もらい事故相談サービス」の実施

死亡事故や入院事故でどうしてもわからない場合、ご要望に応じてお客様を訪問し、事故解決の流れや必要な手続きのご説明をします。また、「もらい事故」のため保険金お支払いの対象にならない場合などでも、経験豊かなスタッフが親身にお客様のご相談をお受けします。

## 保険金請求書類の省略・簡素化によるスピーディーな保険金支払

お客様のご負担を減らし、迅速にお支払いができるように、書類を極力省略しています。

### ■ 保険金請求書省略サービス

車両事故や対物事故といった物損事故の場合、お客様からご提出いただく「保険金請求書」を省略し、スピーディーなお支払いをします。(\*4)

### ■ 交通事故証明書取付サービス

交通事故証明書が必要な場合は、ソニー損保が費用を負担して交通事故証明書を取付けます。

### ■ 示談書省略サービス

対物事故で、お客様・相手方の双方が希望された場合、署名・捺印が必要な示談書を省略し、保険金をお支払いします。なお、合意内容の控えはお客様にお送りします。(\*4)

### ■ 診断書省略サービス

おりても傷害補償特約や搭乗者傷害特約でご請求金額が5万円以下の場合、医療機関が発行する「診断書」を省略し、お客様からの通院日のご申告で保険金をお支払いします。(\*4)

(\*4) 状況によっては、「保険金請求書」「示談書」「診断書」が必要となる場合もあります。

## 充実したデジタルコミュニケーション手段

事故解決の進捗状況などをお伝えする手段をお客様のご希望に応じて選択していただけるよう、ウェブサイトでも、主に以下の事故解決に関するサービスを提供しています。

### ■ 事故受付

### ■ 事故対応経過および保険金支払いまでの流れのご案内

ウェブサイト上のご契約者ページ(マイページ)にて、お客様のご契約内容だけでなく事故対応状況がいつでもご確認いただけます。また、事故解決までの流れや相手方・関係各所とのやり取りの詳細も確認することができます。



画面例(パソコンの場合)

### ■ コミュニケーションボード(伝言板)の活用

ご契約者ページ(マイページ)内のお客様専用にご用意されたコミュニケーションボード(伝言板)で、24時間いつでも、担当者への問合せや質問などを書き込むことができるほか、担当者からの回答を確認することができます。

また、お客様の同意が得られた場合は、事故の相手方との交渉経緯もお知らせするなど、担当者へ問合せなくても中途経過などを確認できるようにしています。

### ■ お知らせメールの送信

事故対応に進捗があった場合や、担当者がコミュニケーションボードに回答した時などは、タイムリーにEメールでお知らせします。

### ■ 次年度の概算保険料のご案内

保険金請求をするかどうかの判断の目安として、請求した場合としなかった場合の、それぞれの次年度の概算保険料をご案内します。

## ガン重点医療保険の保険金請求対応サービス

病気やケガにより入院を開始されたり手術を受けられたりした場合や、がんと診断された場合などは、専任担当者がスピーディーかつきめ細かな対応をします。

### お客様のご事情に応じた対応

被保険者（保障を受けられる方）が、がんなどの病名を告知されていない場合でも、一定条件を満たしているご親族の方であれば被保険者の代理人として保険金をご請求いただけます。また、被保険者ご本人に健康状態が知られないよう、各種書類の送付方法や連絡方法について細心の注意を払うなど、状況に応じて柔軟に対応しています。

### 保険金請求時のご負担を軽減

保険金をご請求いただく際のお客様のご負担を軽減するために、次の運用を実施しています。（\*5）

#### ・診断書省略サービス

ご契約からの経過期間やご請求内容などによって、「診断書」に代えて「治療状況報告書」および医療機関発行の「治療費領収書」、「診療明細書」写しをご提出いただくことで入院保険金や手術保険金をご請求いただけます。

#### ・相続関係確認書類の一部省略サービス

被保険者ご本人が死亡された場合は、保険金請求書や診断書などの書類のほか相続関係を確認する戸籍謄本などが必要となりますが、ご請求金額などによって、相続関係を確認する書類を一部省略してご請求いただけます。

#### ・先進医療保険金の医療機関あて直接支払サービス

特に技術料が高額である陽子線治療、重粒子線治療を対象として、お客様からのご要望により先進医療保険金を当社から医療機関あてに直接お支払いします。

#### ・診断書取得費用相当額の当社負担

当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらず保険金のお支払いの対象とならなかったお客様に診断書取得費用相当額として一律5,000円（消費税別）をお支払いします。

（\*5）いずれも適用に一定の条件がありますので、ご請求時に当社担当者にご相談ください。

### 適正な保険金支払のための体制

適切なタイミングに、漏れなく保険金をお支払いすべく、ご契約者保護についての社員意識向上のための教育を徹底するとともに、以下の取組みを実施しています。

#### ■ 事故受付にあたり（保険金をご請求いただくために）

自動車保険では、どのような保険金が支払われるかを説明するとともに、他に対象となる保険がないかのご確認をお願いする案内をお送りしています。ガン重点医療保険では、保険金をご請求いただく際の手続きにかかるお客様のご負担の軽減を図りつつ、漏れなく保険金をご請求いただけるよう努めています。

#### ■ 保険金支払にあたり

研修制度の充実や資格試験の定期実施などにより損害サービス部門の社員のスキル向上を図ることに加え、保険金支払時におけるルールや点検基準等をマニュアルに定め、遵守を徹底しています。

さらに、自動車保険では、保険金支払漏れ防止のためのシステムを構築し、事故受付から保険金支払までの各段階で、保険金支払に関する手続きが適正かつ確実に行われていることを点検・確認しています。

#### ■ 保険金支払後の点検・モニタリング

保険金支払に関し、保険金支払担当部門の管理職や管理・統括組織が、継続的に内容の検証および点検を実施しています。また、業務執行状況を監査する部門（監査部）による、保険金支払に関する監査も定期的に行っています。

### 全国のサービスセンター

事故受付第1サービスセンター  
 事故受付第2サービスセンター  
 医療・火災サービスセンター  
 車両損害第1サービスセンター  
 車両損害第2サービスセンター  
 人傷・搭傷第1サービスセンター  
 人傷・搭傷第2サービスセンター  
 北海道サービスセンター  
 東日本サービスセンター  
 首都圏サポートサービスセンター  
 首都圏第1サービスセンター  
 首都圏第2サービスセンター  
 首都圏第3サービスセンター  
 首都圏第4サービスセンター  
 首都圏第5サービスセンター

中部第1サービスセンター  
 中部第2サービスセンター  
 中部第3サービスセンター  
 関西サポートサービスセンター  
 関西第1サービスセンター  
 関西第2サービスセンター  
 関西第3サービスセンター  
 関西第4サービスセンター  
 中国・四国サービスセンター  
 九州サービスセンター

#### サービスネットワーク（2016年4月現在）

弁護士  
ネット 約200カ所  
 提携  
修理工場 約420カ所

全国主要都市に**25**の  
サービスセンターを設置。  
地域密着の対応を  
行っています。



※ 各サービスセンターの所在地については71ページをご参照ください。

# お客様サービス

## スマートフォン向け無料アプリの提供

「クルマとすごす、あなたのそばに。」というコンセプトに基づいて、「トラブルナビ」「ドライバーズナビ」「ご契約者アプリ」の3つのスマートフォン向け無料アプリを提供しています。いずれも、ご加入の保険会社にかかわらず、無料でダウンロードすることができます。

### すべてのお客様向け

#### ■ トラブルナビ

ドライバーが車の事故や故障などのトラブルに遭遇したときに、「どのような順序で何をすれば良いか」「記録しておくべき情報は何か」など、その場での的確な行動をナビゲートするアプリです。また、ソニー損保のご契約者であれば、アプリからGPS機能を使ってロードサービスを呼出すことができ、ロードサービススタッフが今どこにいるかも確認することができます。

#### ■ ドライバーズナビ

ドライバーが自分の運転の傾向を確認できる安全運転診断機能が付いたアプリです。安全運転診断、燃費チェック、メンテチェックの3つの機能があり、スマートフォンを車内に置いて、運転前に記録開始ボタンを押すだけで簡単に安全運転診断ができます。また、スマートフォンをしっかりと固定しておく安全運転診断時にはドライブレコーダー機能も利用でき、急ブレーキや急ハンドルなどの危険挙動があったとき、その前後の映像を録画・保存することが可能です。

### ご契約者向け

#### ■ ご契約者アプリ

スマートフォンからの各種サービスのご利用をより快適にすることを目的としたアプリです。主な機能である「ご契約者ログイン機能」で、ご契約者専用のマイページへのログインをスムーズにするほか、「フォトメモ機能」で自動車保険などのお客様のお車に関する情報をスマートフォンに集約することもできます。

また、都道府県や自動車保険の満期月をあらかじめ登録していたことで、災害通知や満期通知などの情報をお客様のスマートフォンにお知らせするプッシュ通知機能を備えています。

\*ダウンロードやアプリケーションご利用時の通信料はお客様負担となります。また、一部の機能はご契約者限定です。



ご契約者ID登録  
画面イメージ



フォトメモ  
画面イメージ



お知らせ  
画面イメージ

## ご契約者を対象とした各種サービス

### ロードサービス

自動車保険では、24時間365日無休で受付ける充実したロードサービスを提供しています。新規のご契約については、保険始期日前でも、お申込み手続きの後にお送りする「保険証券」または「保険契約引受のお知らせ」（それぞれに緊急連絡用携帯カードが添付されています）がお手元に届いた時点から、サービスをご利用いただけます。2年目以降のご契約については、保険始期日以降、サービス内容の一部がグレードアップします。

#### ■ 応急作業サポート

お車が自力走行不能となった場合、または走行に著しく支障がある場合に、全国のサービス拠点から作業スタッフが現場に急行し、その場で応急作業を行います。

#### ■ レッカーサポート

事故や故障で自力走行不能となった場合に、最寄りの修理工場やお客様ご指定の工場等までお車をけん引します。無料でレッカーする距離は、お客様ご指定の場所までの場合は50kmまで、ソニー損保が指定する最寄りの提携修理工場（S・mile工房）までの場合は上限無しとしています。

#### ■ 宿泊・帰宅費用サポート

外出先での事故や故障で自力走行不能となり、ご帰宅やご契約車両を運転して到着する予定だった目的地へ当日中の移動が困難となった場合に、最寄りのビジネスホテルクラスの宿泊施設1泊の宿泊費用をお支払いします。また、お客様のご希望により、「ご自宅への帰宅費用」「目的地までの費用」「レンタカー費用」のいずれかのサポートを提供します。

#### ■ 「トラブルナビ」からのロードサービス呼出し

ロードサービスのご利用時、地理に不案内な場所でもトラブル場所の正確な伝達ができるよう、スマートフォン向け無料アプリ「トラブルナビ」に、ご契約者限定の機能として、GPS機能を利用した「今ここGPS」「今どこレーダー」を搭載しています。(\*1)「今ここGPS」は現在地がわからなくてもGPS機能を利用してロードサービスデスクに簡単かつ正確にトラブル現場をロードサービスデスクに伝えることができ、「今どこレーダー」はロードサービス要請時にサービススタッフの接近状況を地図上で確認することができる機能です。ロードサービスデスクへのお電話が不要ですので、耳や言葉の不自由なお客様でも安心してロードサービスをご利用いただけます。

(\*1)「今ここGPS」「今どこレーダー」はスマートフォン用の機能となっています。また、一部対応できない場合があります。なおトラブルナビはご加入の保険会社にかかわらずご利用いただけますが、「今ここGPS」「今どこレーダー」はソニー損保の自動車保険ご契約者限定のサービスです。なお、「今どこレーダー」は、トラブルナビからロードサービス要請をしていただき、現場スタッフが位置情報を発信できる場合のみご利用いただけます。位置情報を発信できる現場スタッフは順次拡大していく予定です。



## 提携修理工場ネットワーク

万が一の際、大切なお車の修理に、ソニー損保の提携修理工場ネットワークをご利用いただけます。

### ■ 提携修理工場「S・mile工房」

「S・mile工房」は、全国約420カ所に広がるソニー損保の提携修理工場の愛称です。事故に遭われた際の修理先として、お客様のご希望に応じて「S・mile工房」を紹介します。

「S・mile工房」をご利用いただいた際には、ご利用いただいた「S・mile工房」から、以下のサービスを提供します。



「S・mile工房」の看板

#### 無料引取りサービス

お車の修理などをご依頼いただいた際、工場のスタッフがお車を自宅まで引取りに伺います。

#### 修理期間中の無料代車提供サービス

修理期間中、「S・mile工房」より代車を提供します。

#### 無料納車サービス

修理などが完了したお車を、工場のスタッフが自宅まで納車します。

#### 修理箇所ワンオーナー保証サービス

事故により修理を実施した箇所について、万が一不具合等が生じた場合に、修理を実施した「S・mile工房」が不具合への対応を保証します。ただし、お客様がそのお車を所有している期間中に限ります。

### ■ 「S・mile工房」以外の提携修理工場ネットワーク

#### ■ ヤナセThe Bodyshop Network

輸入車にお乗りのお客様は、事故によるお車の修理の際、ヤナセの車両板金塗装ネットワークで、「S・mile工房」と同様のサービスをご利用いただけます。

#### ■ グラスピット

自動車ガラスのみの交換・破損修理には、旭硝子グループのグラスピットをご利用いただけます。部品代や工賃が通常より割引になることや、小さなヒビであれば補修（応急修理）で対応できるというメリットがあり、その結果、修理費が安くなり、保険を使わずに済む可能性があります。ご自宅や会社駐車場など、作業スペースが確保できる場合は、ガラス交換・ガラスリペアの作業を「出張サービス」で提供することができます。

### ■ 提携修理工場の情報をウェブサイトで公開

ソニー損保の提携修理工場の情報はウェブサイトで公開しており、住所等でお客様のお住まいの近くにある修理工場を検索することができます。（\*2）

（\*2）ソニー損保の提携修理工場は、随時更新しています。

## ご契約者優待サービス

ソニー損保で自動車保険や医療保険にご契約いただいたお客様を対象に、特典として、ソニー損保の提携会社から各種割引や優待サービスを提供しています。

特典は、専用サイトから提携会社に利用申込み等をされた場合にのみ適用されます。

### ■ クラブオフサービス

レンタカーやカー用品、駅・空港の駐車場のほか、レジャー施設・日帰り入浴施設など、カーライフに関連するさまざまなメニューを優待価格でご利用いただけます。

また、国内外の宿泊施設やグルメチケットなどの割引サービスなども提供しています。さらに、ご契約が2年目以降となるお客様は、クラブオフのVIP会員向けのメニューを年会費無料で利用することができます。

### ■ ソニーストアで使える割引クーポン

ソニー株式会社のインターネット直販サイト「ソニーストア」でご利用いただける割引クーポンを、ウェブサイトで発行しています。

ソニー損保のご契約者への特典として、1万円以上のお買い物で利用可能な1,000円分のソニーストアのお買い物券(1回分)を提供しています。

※ 各特典やサービスは、ソニー損保の提携会社が提供します。ご利用にあたっては、ご契約時にお送りするサービスガイドや以下ウェブサイトをご確認ください。

- ・ ロードサービス  
(<http://www.sonysonpo.co.jp/auto/rsv/arsv000.html>)
- ・ 提携修理工場ネットワーク  
(<http://www.sonysonpo.co.jp/auto/solution/asol005.html>)
- ・ ご契約者優待サービス  
(<https://www.sonysonpo.co.jp/wirc/EP/PEP01200.seam>)



# ソニーフィナンシャルグループ

ソニー損保が一員となっているソニーフィナンシャルグループは、金融持株会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と、当社、ソニー生命保険株式会社、ソニー銀行株式会社、ソニー・ライフケア株式会社などから構成される総合金融サービスグループです。

## ソニーフィナンシャルグループのビジョン

ソニーフィナンシャルグループは、金融の持つ多様な機能〈貯める・増やす・借りる・守る〉を融合して、お客様ひとりひとりの経済的ニーズに合わせた付加価値の高い商品と質の高いサービスを提供することにより、お客様から最も信頼される金融サービスグループになることを目指します。

## ソニーフィナンシャルグループ各社の特長

### ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

傘下に置く各社の経営管理を行うとともに、ソニーフィナンシャルグループの金融機能の融合を推進しています。

### ソニー生命保険株式会社(ソニー生命)

お客様ひとりひとりのライフプランに基づく最適な保障をお届けするとともに、人生の伴走者として、一生涯にわたってお客様の人生をサポートしています。

### ソニー銀行株式会社(ソニー銀行)

個人のためのインターネット銀行です。資産運用を中心とした質の高い金融商品・サービスのほか、利便性の高い住宅ローンなどを提供しています。

### ソニー・ライフケア株式会社

老いても、長く、安心してご自身に合った生活を送っていただけるように、ご利用者のこれまでの人生とこれからの生活を第一に考えた介護サービスをご提供します。

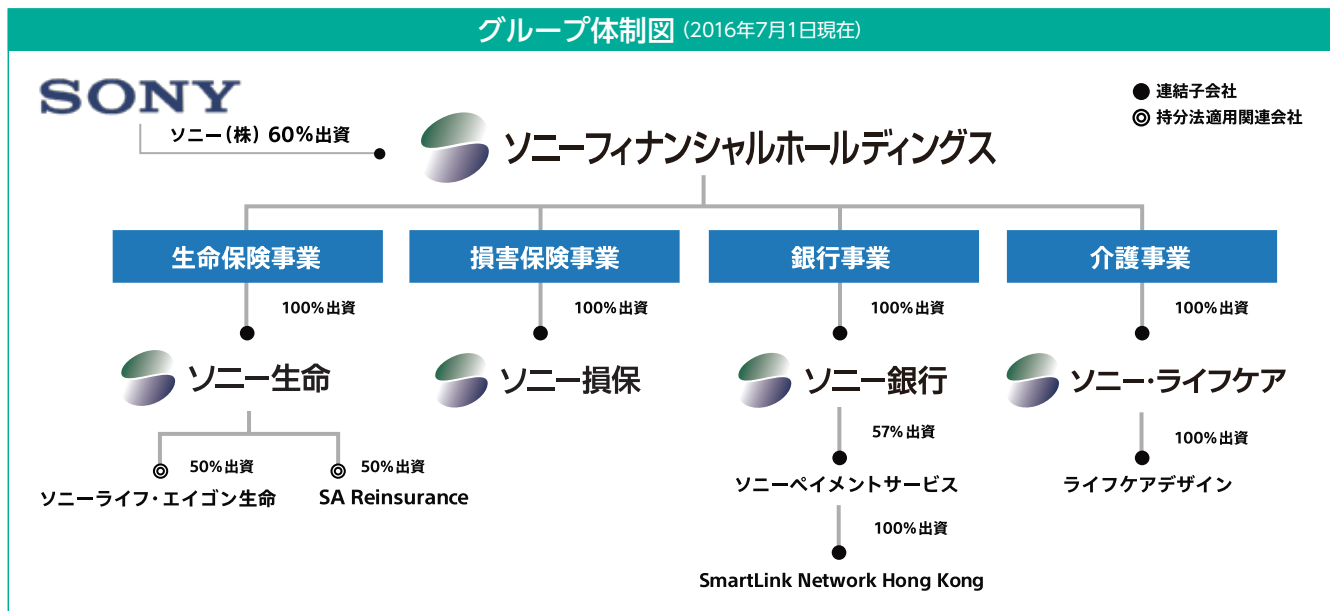
## ソニー損保とソニーフィナンシャルグループ各社との連携

2001年5月から、ソニー生命のライフプランナー(営業社員)が、ソニー損保の自動車保険を販売しています。2004年10月からは、ソニー銀行の住宅ローンを利用されるお客様を対象に、ソニー損保の住宅ローン専用長期火災保険を販売しています。また、ソニー損保のウェブサイトでもソニー生命やソニー銀行の商品を紹介するほか、ソニー生命やソニー銀行のウェブサイトでソニー損保の商品を紹介するなど、相互連携を図っています。

## ソニーフィナンシャルグループとソニーグループとの連携

ソニーフィナンシャルグループの各社は、社会貢献活動・環境保全活動におけるソニーグループ全体の取組みへの参加などを通じ、ソニーグループの一員としても活動しています。

グループ体制図 (2016年7月1日現在)



# データ編

## 目次

<b>主要な経営指標等の推移</b> .....	44	⑨使途別の貸付金残高および構成比 .....	63
<b>事業の概要</b>		⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 .....	63
<b>I. 保険引受の状況</b>		⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 .....	63
①元受正味保険料 .....	45	⑫リスク管理債権の状況 .....	63
②受再正味保険料 .....	45	⑬債務者区分に基づいて区分された債権 .....	64
③支払再保険料（出再正味保険料） .....	45	⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高 .....	64
④正味収入保険料 .....	45	⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支 .....	64
⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合 .....	46	⑯保険契約準備金 .....	65
⑥解約返戻金 .....	46	⑰責任準備金積立水準 .....	65
⑦元受正味保険金 .....	46	⑱引当金明細表 .....	66
⑧受再正味保険金 .....	46	⑲貸付金償却の額 .....	66
⑨回収再保険金 .....	47	⑳資本金等明細表 .....	66
⑩未収再保険金の推移 .....	47	<b>III. 損益の明細</b>	
⑪正味支払保険金・正味損害率 .....	47	①有価証券売却損益および評価損 .....	66
⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率 .....	47	②売買目的有価証券運用損益 .....	66
⑬保険引受利益 .....	48	③事業費（含む損害調査費） .....	66
⑭正味損害率・正味事業費率およびその合算率 .....	48	④固定資産処分損益 .....	67
⑮出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率 .....	48	⑤減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表 .....	67
⑯出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合 .....	49	<b>IV. 時価情報等</b>	
⑰出再保険料の格付ごとの割合 .....	49	①有価証券 .....	67
⑱損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動 .....	49	②金銭の信託 .....	68
⑲期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト） .....	49	③デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く） .....	68
⑳事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表 .....	50	④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 .....	68
㉑契約者配当金の額 .....	50	⑤先物外国為替取引 .....	68
<b>II. 資産運用の状況</b>		⑥有価証券関連デリバティブ取引（⑦に掲げるものを除く） .....	68
①資産運用方針 .....	50	⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る） .....	68
②運用資産の概況 .....	50	<b>V. 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書</b> .....	68
③利息及び配当金収入・運用資産利回り（インカム利回り） .....	51	<b>VI. その他</b> .....	68
④海外投融資残高 .....	51		
<b>III. 単体ソルベンシー・マージン比率</b> .....	52		
<b>経理の状況</b>		<b>会社の概要</b>	
<b>I. 財務諸表</b>		<b>株主・株式の状況</b>	
①貸借対照表 .....	54	①基本事項 .....	69
②損益計算書 .....	57	②株式分布状況および上位10名の株主 .....	69
③株主資本等変動計算書 .....	58	③資本金の推移および最近の新株の発行 .....	69
④キャッシュ・フロー計算書 .....	60	<b>取締役・監査役および執行役員一覧</b> .....	70
⑤貸借対照表・損益計算書（主要項目）の推移 .....	61	<b>会社の組織</b> .....	71
⑥1株当たり配当金等の推移 .....	62	<b>従業員の状況</b> .....	72
<b>II. 資産・負債の明細</b>			
①現金及び預貯金 .....	62		
②商品有価証券 .....	62		
③保有有価証券 .....	62		
④保有有価証券利回り（運用資産利回り） .....	62		
⑤有価証券残存期間別残高 .....	63		
⑥業種別保有株式の額 .....	63		
⑦貸付金の残存期間別の残高 .....	63		
⑧担保別貸付金残高 .....	63		
		<b>損害保険用語の解説</b> .....	73
		<b>開示項目一覧</b> .....	74

# 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

区 分	年 度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		79,141 ( 7.9%)	83,582 ( 5.6%)	88,600 ( 6.0%)	91,712 ( 3.5%)	95,549 ( 4.2%)
保険引受利益 (対前期増減率)		2,109 ( 43.5%)	1,398 ( △33.7%)	1,874 ( 34.0%)	3,044 ( 62.4%)	3,470 ( 14.0%)
経常収益 (対前期増減率)		80,096 ( 8.0%)	84,711 ( 5.8%)	89,864 ( 6.1%)	93,022 ( 3.5%)	96,905 ( 4.2%)
経常利益 (対前期増減率)		2,859 ( 33.3%)	2,371 ( △17.1%)	3,003 ( 26.7%)	4,209 ( 40.1%)	4,680 ( 11.2%)
当期純利益 (対前期増減率)		1,299 ( 0.2%)	1,454 ( 11.9%)	1,664 ( 14.4%)	2,233 ( 34.2%)	2,586 ( 15.8%)
正味損害率		63.3%	63.2%	59.3%	57.6%	57.8%
正味事業費率		25.7%	26.0%	25.6%	26.7%	27.1%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)		873 ( 11.4%)	1,027 ( 17.6%)	1,209 ( 17.7%)	1,268 ( 4.9%)	1,313 ( 3.6%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.98%	1.09%	1.17%	1.10%	1.03%
資産運用利回り(実現利回り)		1.01%	1.11%	1.19%	1.11%	1.03%
有価証券残高		84,474	88,670	101,245	111,809	127,256
貸付金残高		—	—	—	—	—
責任準備金残高		67,371	70,609	78,043	86,508	95,704
資本金 (発行済株式の総数)		20,000 ( 400千株)	20,000 ( 400千株)	20,000 ( 400千株)	20,000 ( 400千株)	20,000 ( 400千株)
純資産額		18,009	19,934	21,418	24,741	28,305
総資産額		118,612	127,421	142,714	157,919	172,323
積立勘定として経理された資産額		—	—	—	—	—
自己資本比率		15.2%	15.6%	15.0%	15.7%	16.4%
配当性向		—	—	—	—	50.0%
単体ソルベンシー・マージン比率		557.8%	504.2%	527.6%	629.6%	693.5%
従業員数		979名	1,079名	1,090名	1,119名	1,178名

※本冊子における保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減等の比率は、記載単位未満を四捨五入して表示しています。

# 事業の概要

## I 保険引受の状況

### ①元受正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		275	0.3	16.4	332	0.4	21.0	348	0.4	4.6
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		8,360	9.6	5.8	8,576	9.5	2.6	8,679	9.2	1.2
自 動 車		78,735	90.1	5.8	81,585	90.2	3.6	85,308	90.4	4.6
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		87,370	100.0	5.9	90,495	100.0	3.6	94,336	100.0	4.2
従 業 員 一 人 当 た り		80		4.8	80		0.9	80		△1.0
元 受 正 味 保 険 料										

- (注) 1. 元受正味保険料=元受保険料-(元受解約返戻金+元受その他返戻金)  
 2. 従業員一人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数  
 3. 当社には積立保険料はありません。

### ②受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		0	0.0	△34.8	0	0.0	18.2	0	0.0	8.4
海 上		153	9.2	8.0	110	6.4	△27.9	44	2.6	△59.7
傷 害		252	15.2	△1.6	268	15.6	6.3	274	16.1	1.9
自 動 車		2	0.2	7.1	2	0.2	1.7	2	0.2	2.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,255	75.4	16.8	1,335	77.7	6.4	1,384	81.1	3.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		1,664	100.0	12.7	1,717	100.0	3.2	1,705	100.0	△0.7

(注) 受再正味保険料=受再保険料-(受再解約返戻金+受再その他返戻金)

### ③支払再保険料(出再正味保険料)

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)	金 額	構成比(%)	増減率(%)
火 災		171	39.3	14.3	287	57.5	68.1	304	61.8	5.7
海 上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷 害		0	0.0	△99.3	-	-	△100.0	-	-	-
自 動 車		264	60.7	△1.6	213	42.5	△19.3	188	38.2	△11.6
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		435	100.0	0.0	500	100.0	15.0	492	100.0	△1.7

(注) 支払再保険料=再保険料-(再保険返戻金+その他再保険収入)

### ④正味収入保険料

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)	金 額	構成比(%)	増収率(%)
火 災		104	0.1	19.9	45	0.0	△56.4	44	0.0	△2.8
海 上		153	0.2	8.0	110	0.1	△27.9	44	0.0	△59.7
傷 害		8,613	9.7	5.8	8,845	9.6	2.7	8,953	9.4	1.2
自 動 車		78,473	88.6	5.8	81,375	88.7	3.7	85,123	89.1	4.6
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,255	1.4	16.8	1,335	1.5	6.4	1,384	1.4	3.6
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		88,600	100.0	6.0	91,712	100.0	3.5	95,549	100.0	4.2

(注) 正味収入保険料=元受正味保険料+受再正味保険料-支払再保険料



## ⑤国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

年度		2013年度	2014年度	2015年度
区 分				
国 内 契 約		100.0	100.0	100.0
海 外 契 約		—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

## ⑥解約返戻金

(単位：百万円)

年度		2013年度	2014年度	2015年度
種 目				
火 災		15	19	24
海 上		—	—	—
傷 害		0	0	0
自 動 車		648	654	693
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		27	34	37
そ の 他		—	—	—
合 計		692	708	755

(注) 解約返戻金=元受解約返戻金+受再解約返戻金

## ⑦元受正味保険金

(単位：百万円)

年度		2013年度		2014年度		2015年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		19	0.0	18	0.0	8	0.0
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		1,933	4.3	2,135	4.8	2,340	5.0
自 動 車		42,981	95.7	42,537	95.2	44,507	95.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		44,934	100.0	44,690	100.0	46,856	100.0

(注) 元受正味保険金=元受保険金-元受保険金戻入

## ⑧受再正味保険金

(単位：百万円)

年度		2013年度		2014年度		2015年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		131	9.5	76	5.4	37	2.6
傷 害		132	9.6	130	9.2	131	9.2
自 動 車		—	—	—	—	0	0.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		1,123	81.0	1,212	85.4	1,270	88.2
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		1,387	100.0	1,419	100.0	1,439	100.0

(注) 受再正味保険金=受再保険金-受再保険金戻入

## ⑨回収再保険金

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度		2014年度		2015年度	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
火 災		15	11.5	14	12.0	7	3.8
海 上		1	1.4	△13	△10.9	△8	△4.6
傷 害		0	0.1	-	-	-	-
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	動 車	120	87.0	122	98.9	186	100.8
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		138	100.0	123	100.0	185	100.0

(注)回収再保険金=再保険金-再保険金割戻

## ⑩未収再保険金の推移

(単位:百万円)

種 目 計	年 度	2013年度	2014年度	2015年度
(A) 年度開始時の未収再保険金		9(-)	16(-)	111(-)
(B) 当該年度に回収できる事由が発生した額		137(-)	121(-)	185(-)
(C) 当該年度回収等		129(-)	26(-)	216(-)
(D) 年度末の未収再保険金 (A) + (B) - (C)		16(-)	111(-)	80(-)

(注)1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑪正味支払保険金・正味損害率

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)	金 額	構成比(%)	正味損害率(%)
火 災		3	0.0	12.1	3	0.0	45.3	1	0.0	65.7
海 上		129	0.3	84.3	90	0.2	81.7	46	0.1	103.7
傷 害		2,066	4.5	27.2	2,265	4.9	28.7	2,472	5.1	30.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	動 車	42,860	92.8	62.4	42,414	92.2	60.2	44,320	92.1	60.1
そ の 他		1,123	2.4	89.5	1,212	2.6	90.8	1,270	2.6	91.8
合 計		46,183	100.0	59.3	45,985	100.0	57.6	48,111	100.0	57.8

(注)1. 正味支払保険金=元受正味保険金+受再正味保険金-回収再保険金

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

## ⑫保険引受に係る事業費・正味事業費率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度	2014年度	2015年度
保 險 引 受 に 係 る 事 業 費		22,681	24,446	25,862
保険引受に係る営業費及び一般管理費		21,293	23,053	24,347
諸手数料及び集金費		1,387	1,392	1,515
正 味 事 業 費 率		25.6%	26.7%	27.1%

(注)正味事業費率=保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

## ⑬ 保険引受利益

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度	2014年度	2015年度
保 険 引 受 収 益		88,639	91,761	95,612
保 険 引 受 費 用		65,469	65,668	67,798
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		21,293	23,053	24,347
そ の 他 収 支		△1	5	3
保 険 引 受 利 益		1,874	3,044	3,470

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における「営業費及び一般管理費」のうち、保険引受に係る金額です。  
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

## [保険種目別保険引受利益]

(単位:百万円)

種 目	年 度	2013年度	2014年度	2015年度
火 災		△51	△18	△81
海 上		14	64	100
傷 害		△204	△298	△293
自 動 車		2,116	3,296	3,744
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		-	-	-
そ の 他		-	-	-
合 計		1,874	3,044	3,470

## ⑭ 正味損害率・正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		12.1	40.9	53.0	45.3	23.0	68.4	65.7	140.7	206.4
海 上		84.3	3.7	88.0	81.7	4.1	85.8	103.7	13.2	116.9
傷 害		27.2	26.1	53.3	28.7	23.4	52.0	30.5	22.6	53.1
自 動 車		62.4	26.0	88.3	60.2	27.5	87.7	60.1	27.9	88.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		89.5	-	89.5	90.8	-	90.8	91.8	-	91.8
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		59.3	25.6	84.9	57.6	26.7	84.3	57.8	27.1	84.8

(注) 合算率=正味損害率+正味事業費率

## ⑮ 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率

(単位:%)

種 目	年 度	2013年度			2014年度			2015年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		31.7	70.1	101.8	28.8	163.0	191.8	55.5	199.3	254.8
海 上		52.3	3.6	56.0	71.1	3.3	74.4	△159.4	13.1	△146.4
傷 害		49.4	48.9	98.3	56.3	43.9	100.1	57.0	42.9	99.9
(医 療)		(-)	/	/	(-)	/	/	(-)	/	/
(が ん)		(49.1)	/	/	(56.5)	/	/	(57.8)	/	/
(介 護)		(-)	/	/	(-)	/	/	(-)	/	/
(そ の 他)		(54.7)	/	/	(51.8)	/	/	(44.8)	/	/
自 動 車		69.8	26.5	96.3	65.0	27.9	92.8	63.8	28.4	92.3
そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		68.6	27.8	96.4	64.5	28.8	93.3	63.3	29.3	92.7

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料  
3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料  
4. 合算率=発生損害率+事業費率  
5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額  
6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

## ⑩ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2014年度	7(-)	90.7(-)
2015年度	3(-)	92.6(-)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑪ 出再保険料の格付ごとの割合

(単位: %)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2014年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)
2015年度	100.0(-)	-(-)	-(-)	100.0(-)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

(格付区分の方法)

S&P社およびAMBest社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は低い方の格付を使用しています。(A-は、「A以上」に区分しています。)

これら2社の格付がない場合は、ムーディーズ社の格付を使用しています。(A3は、「A以上」に区分しています。)

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑫ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。		
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額</li> </ul>		
経常利益の減少額	2014年度	656百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	193百万円
	2015年度	449百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額	431百万円

## ⑬ 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位: 百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2011年度	20,950	12,967	10,297	△2,313
2012年度	23,897	13,132	12,586	△1,821
2013年度	28,341	13,848	15,274	△782
2014年度	32,869	14,101	18,619	148
2015年度	36,005	15,749	20,396	△139

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)



## ⑩事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

[自動車保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	43,129			46,621			46,674			45,821			46,374		
1年後	44,201	1.025	1,072	46,596	0.999	△25	45,643	0.978	△1,030	46,268	1.010	446			
2年後	44,739	1.012	538	46,802	1.004	206	45,083	0.988	△560						
3年後	44,867	1.003	127	46,833	1.001	30									
4年後	44,819	0.999	△47												
最終損害見積り額		44,819		46,833			45,083			46,268			46,374		
累計保険金		43,154		43,764			40,735			36,963			29,204		
支払備金		1,665		3,068			4,348			9,305			17,169		

[傷害保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	1,577			1,862			1,973			2,144			2,328		
1年後	1,441	0.914	△135	1,777	0.954	△85	2,009	1.018	35	2,107	0.983	△37			
2年後	1,442	1.000	0	1,790	1.007	13	2,012	1.002	3						
3年後	1,451	1.006	8	1,801	1.006	10									
4年後	1,452	1.001	1												
最終損害見積り額		1,452		1,801			2,012			2,107			2,328		
累計保険金		1,451		1,799			2,000			2,085			1,896		
支払備金		0		1			12			22			431		

[賠償保険]

(単位:百万円)

事故発生年度	2011年度			2012年度			2013年度			2014年度			2015年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金+支払備金	-			-			-			-			-		
1年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4年後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額		-		-			-			-			-		
累計保険金		-		-			-			-			-		
支払備金		-		-			-			-			-		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

⑪契約者配当金の額 該当ありません。

## Ⅱ 資産運用の状況

## ① 資産運用方針

市場環境や資産運用リスク、現状の金利水準および将来の金利変動等を勘案したうえで、中長期的に安定的な運用収益を確保することを目標としています。運用は円貨建債券を基本とし、投資時期の分散や再投資時期を視野に入れた運用などにより、安定的な運用収益を確保するようポートフォリオを構築しています。

## ② 運用資産の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
預金	貯金	6,911	4.8	10,738	6.8	8,381	4.9
有価証券	債券	-	-	-	-	-	-
貸付	貸付	-	-	-	-	-	-
固定資産	土地・建物	101,245	70.9	111,809	70.8	127,256	73.8
運用資産	運用資産	243	0.2	228	0.1	201	0.1
総資産	総資産	142,714	100.0	157,919	100.0	172,323	100.0

## ③利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度		2014年度		2015年度	
		金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預 貯	金	1	0.02	1	0.02	1	0.02
コ ー ル	ン	—	—	—	—	—	—
買 現	定	—	—	—	—	—	—
債 借	支 払 保 証	—	—	—	—	—	—
買 入	金 債	—	—	—	—	—	—
商 品	有 価 証	—	—	—	—	—	—
金 銭	の 信 託	—	—	—	—	—	—
有 価	証 券	1,208	1.24	1,266	1.17	1,312	1.08
貸 付	金 物	—	—	—	—	—	—
土 地	・ 建	—	—	—	—	—	—
小 計		1,209	1.17	1,268	1.10	1,313	1.03
そ の 他		0		0		0	
合 計		1,209		1,268		1,313	
資 産 運 用 利 回 り ( 実 現 利 回 り )			1.19		1.11		1.03
( 参 考 ) 時 価 総 合 利 回 り			0.93		2.44		2.05

(注) 1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2. 平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3. 利回りの計算方法

(1) 運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=利息及び配当金収入

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(2) 資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・分母=取得原価または償却原価による平均残高

(3) 時価総合利回り(参考開示)

時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額\*-前期末評価差額\*)

・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\*

\*税効果控除前の金額による。

## ④海外投融資残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
外 貨 建	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	197	100.0	197	100.0	197	100.0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	計	197	100.0	197	100.0	197	100.0
合 計		197	100.0	197	100.0	197	100.0
海 外 投 融 資 利 回 り	運 用 資 産 利 回 り ( イ ン カ ム 利 回 り )		2.41%		3.04%		2.84%
	資 産 運 用 利 回 り ( 実 現 利 回 り )		2.41%		3.04%		2.84%
	( 参 考 ) 時 価 総 合 利 回 り		2.41%		3.04%		2.84%

(注) 1. 「海外投融資利回り」のうち「運用資産利回り(インカム利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「利息及び配当金収入÷取得原価または償却原価による平均残高」により算出したものです。

2. 「海外投融資利回り」のうち「資産運用利回り(実現利回り)」は、海外投融資に係る資産について、「(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)÷取得原価または償却原価による平均残高」と同様の方法により算出したものです。

### Ⅲ 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

区 分	年 度	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		27,511	27,370	30,118	36,650	42,701
資本金または基金等		18,053	19,507	21,171	23,389	24,682
価格変動準備金		61	80	101	124	149
危険準備金		54	63	73	82	91
異常危険準備金		9,406	7,164	8,451	11,344	14,363
一般貸倒引当金		-	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		△63	554	320	1,709	2,910
土地の含み損益		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額		-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		-	-	-	-	-
控除項目		-	-	-	-	-
その他の他		-	-	-	-	502
(B) 単体リスクの合計額		9,862	10,855	11,416	11,641	12,313
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$						
一般保険リスク (R <sub>1</sub> )		8,929	9,865	10,386	10,465	10,906
第三分野保険の保険リスク (R <sub>2</sub> )		-	-	-	-	-
予定利率リスク (R <sub>3</sub> )		58	67	77	86	96
資産運用リスク (R <sub>4</sub> )		309	485	662	1,101	1,416
経営管理リスク (R <sub>5</sub> )		297	331	353	371	269
巨大災害リスク (R <sub>6</sub> )		627	643	649	737	1,033
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100		557.8%	504.2%	527.6%	629.6%	693.5%

(注) 上表の金額および数値は、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較はできません。

なお、2014年度末以前の比率は、平成28年内閣府令第16号及び平成28年金融庁告示第10号の改正内容を反映する前の規定に基づいて算出されており、「(A)単体ソルベンシー・マージン総額」の「その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)」は、その他有価証券評価差額金(税効果控除前)の金額を記載しております。

## ●単体ソルベンシー・マージンの内訳

1. 資本金または基金等  
貸借対照表の純資産の部の合計額から「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額です。
2. 価格変動準備金  
貸借対照表の価格変動準備金です。
3. 危険準備金  
貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」です。
4. 異常危険準備金  
貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したものです。
5. 一般貸倒引当金  
貸借対照表の貸倒引当金の一部である「一般貸倒引当金」です。当社は該当ありません。
6. その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）  
その他有価証券（「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社株式および関連会社株式」以外の有価証券）に係る評価差額金およびその評価差額金に対応する繰延ヘッジ損益の金額です。
7. 土地の含み損益  
土地および借地権等の時価とそれらの簿価（貸借対照表計上額）の差額です。当社は該当ありません。
8. 払戻積立金超過額  
貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」の超過積立額です。当社は該当ありません。
9. 負債性資本調達手段等  
劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものです。当社は該当ありません。
10. 払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額  
上記8.9.の合計額が法令等に定める方法により計算された基準額を超過する場合、その超過した額を単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。
11. 控除項目  
他の保険会社または金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合、それが保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、単体ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。当社は該当ありません。
12. その他  
貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額等です。

## 【単体ソルベンシー・マージン比率とは】

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積立えています。が、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」（単体リスクの合計額：表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。

単体ソルベンシー・マージン比率(%) =

$$\frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

●「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ①保険引受上の危険  
（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
- ②予定利率上の危険（予定利率リスク）  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険（資産運用リスク）  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険（経営管理リスク）  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）  
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

●「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（単体ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。

●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の1つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。



# 経理の状況

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、計算書類およびその附属明細書について当社の会計監査人である「PwCあらた有限責任監査法人」の監査を受けています。

## I 財務諸表

### ①貸借対照表

#### <資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2014年度(2015年3月31日現在)		2015年度(2016年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(資産の部)						
現 金 及 び 預 貯 金		10,738	6.80	8,381	4.86	△2,357
現 金		0		0		
預 貯 金		10,738		8,381		
有 価 証 券		111,809	70.80	127,256	73.85	15,447
国 債		85,698		82,427		
地 方 債		15,218		27,207		
社 債		6,760		12,660		
株 式		2,548		3,708		
外 国 証 券		197		197		
そ の 他 の 証 券		1,385		1,055		
有 形 固 定 資 産		3,539	2.24	4,024	2.34	484
建 物		228		201		
建 設 仮 勘 定		1,666		181		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		1,644		3,641		
無 形 固 定 資 産		7,084	4.49	5,988	3.48	△1,096
ソ フ ト ウ ェ ア		3,949		3,347		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		3,134		2,640		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		0		0		
そ の 他 資 産		19,294	12.22	20,363	11.82	1,069
未 収 保 険 料		1,265		1,273		
再 保 険 貸		93		96		
外 国 再 保 険 貸		22		4		
未 収 金		12,931		13,493		
未 収 収 益		135		152		
預 託 金		446		443		
仮 払 金		4,399		4,900		
繰 延 税 金 資 産		5,452	3.45	6,308	3.66	856
資 産 の 部 合 計		157,919	100.00	172,323	100.00	1,404

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円)

科 目	年 度	2014年度(2015年3月31日現在)		2015年度(2016年3月31日現在)		比較増減
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
(負債の部)						
保 険 契 約 準 備 金		122,173	77.36	133,246	77.32	11,072
支 払 備 金		35,665		37,542		
責 任 準 備 金		86,508		95,704		
そ の 他 負 債		8,787	5.56	8,339	4.84	△447
再 保 険 借		78		—		
外 国 再 保 険 借		11		5		
未 払 法 人 税 等		2,005		1,442		
預 り 金		15		15		
未 払 金		2,678		2,724		
仮 受 金		3,997		4,152		
退 職 給 付 引 当 金		1,130	0.72	1,281	0.74	151
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		33	0.02	44	0.03	10
賞 与 引 当 金		927	0.59	956	0.55	28
特 別 法 上 の 準 備 金		124	0.08	149	0.09	25
価 格 変 動 準 備 金		124		149		
負 債 の 部 合 計		133,178	84.33	144,018	83.57	10,840
(純資産の部)						
資 本 金		20,000	12.66	20,000	11.61	—
資 本 剰 余 金		20,000	12.66	3,389	1.97	△16,610
資 本 準 備 金		20,000		3,389		
利 益 剰 余 金		△16,610	△10.52	2,586	1.50	19,197
そ の 他 利 益 剰 余 金		△16,610		2,586		
繰 越 利 益 剰 余 金		△16,610		2,586		
株 主 資 本 合 計		23,389	14.81	25,976	15.07	2,586
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,351	0.86	2,328	1.35	977
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		1,351	0.86	2,328	1.35	977
純 資 産 の 部 合 計		24,741	15.67	28,305	16.43	3,563
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		157,919	100.00	172,323	100.00	14,404

【貸借対照表の注記(2015年度)】

1. 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりです。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっています。
  - (2) その他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。
 

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。
3. 無形固定資産の減価償却の方法は定額法によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法により償却しています。
4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っています。
5. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
  - (1) 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
  - (2) 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しています。
7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
9. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
10. 金融商品に関する事項は次のとおりです。
  - (1) 金融商品の状況に関する事項
    - ① 金融商品に対する取組方針  
当社は、保険業法に基づく損害保険事業を行っています。金融資産については、安定的な投資収益の確保のため、公社債・外国公社債を中心とした投資資産を保有しています。
    - ② 金融商品の内容及びそのリスク  
当社が保有する金融資産は主として有価証券と未収金です。保有する有価証券は主に日本国債、地方債であり、金利変動リスクに晒されています。有価証券の中には信用リスクのある事業債、円貨建て外国債券も保有しています。また、政策投資として株式を保有しており、市場価格変動リスクに晒されています。  
未収金は保険料の収納代行先に対する債権であり、債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
    - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
      - a. 信用リスクの管理  
当社は、有価証券の信用リスクについては、資産運用リスクに関する諸規程に従い、有価証券の発行体の信用情報や時価の把握を業務執行部門が随時行うとともに、リスク管理部門が別途定期的に実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。  
未収金に関する収納代行先の信用リスクに関しては、取引先管理に関する規程に沿って低減を図っています。
      - b. 市場リスクの管理
        - (a) 金利リスクの管理  
当社は、取締役会において決定されたリスク管理方針に基づき、リスク管理方法や手続等の詳細を明記した資産運用リスクに関する諸規程を定めています。これに基づき、業務執行部門が随時リスク管理を行うとともに、リスク管理部門が別途モニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。
        - (b) 価格変動リスクの管理  
当社は、事業連携関係の強化を目的とした政策投資として株式を保有しており、資産運用リスクに関する諸規程に従い、リスク管理部門が市場環境や財務状況等のモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。
      - c. 資金調達に係る流動性リスクの管理  
当社は、流動性リスクに関する諸規程に従い、資金繰り管理部門が資金繰り計画の作成・更新を行い、リスク管理部門がモニタリングを実施し、その状況を四半期毎に取締役会および経営会議に報告しています。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項  
2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	8,381	8,381	-
②有価証券			
満期保有目的の債券	71,248	93,017	21,769
その他有価証券	56,008	56,008	-
③未収金	13,493	13,493	-
資産計	149,131	170,901	21,769

(注) 金融商品の時価の算定方法

- ①現金及び預貯金  
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
  - ②有価証券  
時価は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。
  - ③未収金  
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は1,956百万円です。
  12. 関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は83百万円です。
  13. 繰延税金資産の総額は7,214百万円、繰延税金負債の総額は905百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は12百万円です。繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳は、責任準備金3,940百万円、支払備金1,925百万円です。  
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。  
これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.9%から、2016年4月1日に開始する事業年度および2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については28.2%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となります。  
この税率変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)が純額で171百万円減少し、当期純利益は199百万円減少しています。
  14. (1) 支払備金の内訳は次のとおりです。
 

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	38,074百万円
同上にかかる出再支払備金	1,012百万円
差引(イ)	37,061百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	480百万円
計(イ+ロ)	37,542百万円
  - (2) 責任準備金の内訳は次のとおりです。
 

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	80,984百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,543百万円
差引(イ)	79,440百万円
その他の責任準備金(ロ)	16,263百万円
計(イ+ロ)	95,704百万円
  15. 1株当たりの純資産額は、70,762円65銭です。  
算定上の基礎である純資産額は28,305百万円であり、期末発行済株式数は400千株です。
  16. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
    - (1) 退職給付債務およびその内訳
 

退職給付債務	△1,449百万円
未認識数理計算上の差異	167百万円
退職給付引当金	△1,281百万円
    - (2) 退職給付債務等の計算基礎
 

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.1%
数理計算上の差異の処理年数	10年
  17. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## ②損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	比較増減
経 常 収 益		93,022	96,905	3,883
保 険 引 受 収 益		91,761	95,612	3,850
正 味 収 入 保 険 料		91,712	95,549	3,837
積 立 保 険 料 等 運 用 益		48	62	13
そ の 他 保 険 引 受 収 益		0	0	△0
資 産 運 用 収 益		1,235	1,263	28
利 息 及 び 配 当 金 収 入		1,268	1,313	45
有 価 証 券 売 却 益		15	12	△3
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△48	△62	△13
そ の 他 経 常 収 益		25	29	3
経 常 費 用		88,812	92,225	3,412
保 険 引 受 費 用		65,668	67,798	2,129
正 味 支 払 保 険 金		45,985	48,111	2,125
損 害 調 査 費		6,857	7,098	241
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		1,392	1,515	123
支 払 備 金 繰 入 額		2,966	1,877	△1,089
責 任 準 備 金 繰 入 額		8,465	9,195	729
そ の 他 保 険 引 受 費 用		0	0	△0
資 産 運 用 費 用		1	4	3
有 価 証 券 売 却 損		1	4	3
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		23,135	24,418	1,283
そ の 他 経 常 費 用		7	3	△4
経 常 利 益		4,209	4,680	470
特 別 利 益		-	-	-
特 別 損 失		503	890	386
固 定 資 産 処 分 損		480	864	384
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		22	25	2
価 格 変 動 準 備 金		22	25	2
税 引 前 当 期 純 利 益		3,706	3,790	84
法 人 税 及 び 住 民 税		2,639	2,417	△221
法 人 税 等 調 整 額		△1,166	△1,213	△47
法 人 税 等 合 計		1,472	1,203	△269
当 期 純 利 益		2,233	2,586	353



**【損益計算書の注記(2015年度)】**

- 関係会社との取引による費用総額は394百万円、収益総額は該当ありません。
- (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	96,042百万円
支払再保険料	492百万円
差引	95,549百万円
- (2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	48,296百万円
回収再保険金	185百万円
差引	48,111百万円
- (3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	1,624百万円
出再保険手数料	108百万円
差引	1,515百万円
- (4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	1,889百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	24百万円
差引(イ)	1,865百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	11百万円
計(イ+ロ)	1,877百万円
- (5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	6,101百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	108百万円
差引(イ)	5,993百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	3,202百万円
計(イ+ロ)	9,195百万円
- (6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	1百万円
有価証券利息・配当金	1,312百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	1,313百万円

3. 1株当たりの当期純利益金額は、6,466円89銭です。  
 算定上の基礎である当期純利益は2,586百万円であり、その全額が普通株式にかかるものです。  
 また、普通株式の期中平均株式数は400千株です。

- 損害調査費ならびに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用の内訳は次のとおりです。

勤務費用	177百万円
利息費用	7百万円
数理計算上の差異の費用処理額	12百万円
退職給付費用	197百万円
確定拠出年金への掛金拠出額	167百万円
計	365百万円

5. 当事業年度における法定実効税率は28.9%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は31.8%であり、この差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正5.3%です。

6. 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりです。  
 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の 子会社	株式会社 フロン テッジ	なし	業務委託	メディア・ プランニング 業務等の委託	5,069	未払金	482
親会社の 子会社	ソニー ペイメント サービス 株式会社	なし	業務委託	収納代行業務の 委託に伴う 保険料の収納	-	未収金	10,612
				収納代行業務の 委託手数料	996	未払金	89

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。  
 2. 取引条件および取引条件の決定方針等  
 取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

**③株主資本等変動計算書**

**【2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)】**

(単位:百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	20,000	20,000	△18,828	△18,828	21,171
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△16	△16	△16
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,000	20,000	20,000	△18,844	△18,844	21,155
当期変動額						
当期純利益	-	-	-	2,233	2,233	2,233
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	2,233	2,233	2,233
当期末残高	20,000	20,000	20,000	△16,610	△16,610	23,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	246	246	21,418
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	△16
会計方針の変更を反映した当期首残高	246	246	21,402
当期変動額			
当期純利益	-	-	2,233
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,105	1,105	1,105
当期変動額合計	1,105	1,105	3,338
当期末残高	1,351	1,351	24,741

[2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)]

(単位:百万円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	20,000	20,000	-	20,000	△16,610	△16,610	23,389
当期変動額							
資本準備金の取崩	-	△16,610	16,610	-	-	-	-
欠損填補	-	-	△16,610	△16,610	16,610	16,610	-
当期純利益	-	-	-	-	2,586	2,586	2,586
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△16,610	-	△16,610	19,197	19,197	2,586
当期末残高	20,000	3,389	-	3,389	2,586	2,586	25,976

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,351	1,351	24,741
当期変動額			
資本準備金の取崩	-	-	-
欠損填補	-	-	-
当期純利益	-	-	2,586
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	977	977	977
当期変動額合計	977	977	3,563
当期末残高	2,328	2,328	28,305

【株主資本等変動計算書の注記(2015年度)】

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項は、次のとおりです。

	当事業年度期首株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発 行 済 株 式 普 通 株 式	400	-	-	400

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しています。

配当金の総額 1,294百万円

1株当たり配当額 3,235円

基準日 平成28年3月31日

効力発生日 平成28年6月22日

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## ④キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度		比較増減
	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)	2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益	3,706	3,790	84
減価償却費	2,480	2,645	165
支払備金の増減額(△は減少)	2,966	1,877	△1,089
責任準備金の増減額(△は減少)	8,465	9,195	729
退職給付引当金の増減額(△は減少)	137	151	13
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11	10	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	9	28	18
価格変動準備金の増減額(△は減少)	22	25	2
利息及び配当金収入	△1,268	△1,313	△45
有価証券関係損益(△は益)	△14	△7	7
有形固定資産関係損益(△は益)	10	0	△10
無形固定資産関係損益(△は益)	469	864	394
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)	△840	△1,052	△212
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)	435	△52	△487
小計	16,592	16,162	△430
利息及び配当金の受取額	1,471	1,578	107
法人税等の支払額	△2,795	△3,000	△204
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,268	14,740	△527
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△36,277	△45,735	△9,458
有価証券の売却・償還による収入	27,346	31,019	3,672
資産運用活動計	△8,930	△14,716	△5,785
(営業活動及び資産運用活動計)	(6,337)	(24)	(△6,313)
有形固定資産の取得による支出	△953	△1,215	△262
その他	△1,277	△1,495	△218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,161	△17,427	△6,266
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,106	△2,686	△6,793
現金及び現金同等物期首残高	8,017	12,124	4,106
現金及び現金同等物期末残高	12,124	9,437	△2,686

## 【キャッシュ・フロー計算書の注記(2015年度)】

## 1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっています。

## 2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(2016年3月31日現在)

現金及び預貯金	8,381百万円
有価証券	127,256百万円
現金同等物以外の有価証券	△126,200百万円
現金及び現金同等物	9,437百万円

## 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業にかかる資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

## 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤貸借対照表・損益計算書(主要項目)の推移

[貸借対照表(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目		年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
資 産 の 部	現 金 及 び 預 貯 金		6,912	10,738	8,381
	有 形 固 定 資 産		101,245	111,809	127,256
	無 形 固 定 資 産		3,105	3,539	4,024
	そ の 他 の 資 産		8,283	7,084	5,988
	繰 延 税 金 資 産		18,450	19,294	20,363
資 産 の 部 合 計		4,716	5,452	6,308	
			142,714	157,919	172,323
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保 険 契 約 準 備 金		110,741	122,173	133,246
	そ の 他 の 負 債		8,543	8,787	8,339
	退 職 給 付 引 当 金		969	1,130	1,281
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金		22	33	44
	賞 与 引 当 金		918	927	956
	価 格 変 動 準 備 金		101	124	149
	負 債 の 部 合 計		121,295	133,178	144,018
	資 本 剰 余 金		20,000	20,000	20,000
	資 本 利 益 剰 余 金		20,000	20,000	3,389
	株 主 資 本 合 計		△18,828	△16,610	2,586
そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金		21,171	23,389	25,976	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		246	1,351	2,328	
純 資 産 の 部 合 計		246	1,351	2,328	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		21,418	24,741	28,305	
			142,714	157,919	172,323

[損益計算書(主要項目)の推移]

(単位:百万円)

科 目		年 度	2013年度	2014年度	2015年度
経 常 収 益			89,864	93,022	96,905
保 険 引 受 収 益			88,639	91,761	95,612
(うち正味収入保険料)			88,600	91,712	95,549
資 産 運 用 収 益			1,198	1,235	1,263
(うち利息及び配当金収入)			1,209	1,268	1,313
(うち有価証券売却益)			25	15	12
そ の 他 経 常 収 益			25	25	29
経 常 費 用			86,860	88,812	92,225
保 険 引 受 費 用			65,469	65,668	67,798
(うち正味支払保険金)			46,183	45,985	48,111
(うち損害調査費)			6,367	6,857	7,098
(うち諸手数料及び集金費)			1,387	1,392	1,515
資 産 運 用 費 用			7	1	4
(うち有価証券売却損)			5	1	4
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 用			21,378	23,135	24,418
そ の 他 経 常 費 用			4	7	3
経 常 利 益			3,003	4,209	4,680
特 別 損 失			-	-	-
特 別 損 失			106	503	890
税 引 前 当 期 純 利 益			2,897	3,706	3,790
法 人 税 及 び 住 民 税			1,916	2,639	2,417
法 人 税 等 調 整 額			△683	△1,166	△1,213
法 人 税 等 合 計			1,232	1,472	1,203
当 期 純 利 益			1,664	2,233	2,586



⑥1株当たり配当金等の推移

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
1株当たり配当額		－	－	3,235円00銭
1株当たり当期純利益		4,160円98銭	5,584円29銭	6,466円89銭
配当性向		－	－	50.0%
従業員一人当たり総資産		130百万円	141百万円	146百万円

Ⅱ 資産・負債の明細

①現金及び預貯金

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
現金		0	0	0
預貯金		6,911	10,738	8,381
郵便振替・郵便貯金		3	6	6
当座預金		－	－	－
普通預金		6,908	10,732	8,375
通知預金		－	－	－
定期預金		－	－	－
合 計		6,912	10,738	8,381

②商品有価証券 該当ありません。

③保有有価証券

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度末		2014年度末		2015年度末	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
国債		79,685	78.7	85,698	76.6	82,427	64.8
地方債		11,579	11.4	15,218	13.6	27,207	21.4
社債		7,661	7.6	6,760	6.0	12,660	9.9
株式		1,016	1.0	2,548	2.3	3,708	2.9
外国証券		197	0.2	197	0.2	197	0.2
その他の証券		1,105	1.1	1,385	1.2	1,055	0.8
合 計		101,245	100.0	111,809	100.0	127,256	100.0

④保有有価証券利回り(運用資産利回り)

(単位:%)

区 分	年 度	2013年度	2014年度	2015年度
公社債		1.25	1.19	1.10
株式		－	－	－
外国証券		2.41	3.04	2.84
その他の証券		0.06	0.04	0.03
合 計		1.24	1.17	1.08
資産運用利回り		1.26	1.19	1.09
(参考)時価総合利回り		0.99	2.61	2.16

⑤有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	2014年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	3,425	9,761	20,688	4,930	97	46,795	85,698
地 方	債	1,975	3,894	5,261	1,522	1,147	1,417	15,218
社	債	504	1,106	2,311	1,078	302	1,457	6,760
株	式	—	—	—	—	—	2,548	2,548
外 国 証	券	—	—	102	—	95	—	197
そ の 他 の 証	券	—	—	—	—	—	1,385	1,385
合	計	5,905	14,762	28,363	7,531	1,642	53,603	111,809

(単位：百万円)

区 分	年 度	2015年度末						合 計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国	債	3,277	15,406	13,853	97	104	49,688	82,427
地 方	債	4,251	13,665	5,902	1,566	612	1,207	27,207
社	債	1,268	7,261	1,806	466	201	1,654	12,660
株	式	—	—	—	—	—	3,708	3,708
外 国 証	券	—	—	101	95	—	—	197
そ の 他 の 証	券	—	—	—	—	—	1,055	1,055
合	計	8,798	36,333	21,664	2,226	918	57,314	127,256

⑥業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	2014年度末			2015年度末		
		株 数	金 額	構成比(%)	株 数	金 額	構成比(%)
金 融 保 険 業		1	2,548	100.0	1	3,708	100.0
合	計	1	2,548	100.0	1	3,708	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。  
2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として記載しています。

- ⑦貸付金の残存期間別の残高 該当ありません。
- ⑧担保別貸付金残高 該当ありません。
- ⑨用途別の貸付金残高および構成比 該当ありません。
- ⑩業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。
- ⑪規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合 該当ありません。

⑫リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
破 綻 先 債 権		—	—	—
延 滞 債 権		—	—	—
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権		—	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権		—	—	—
合	計	—	—	—

(注) 1. 破 綻 先 債 権 元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

2. 延 滞 債 権 未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3. 3カ月以上延滞債権 元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

4. 貸付条件緩和債権 債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、1. から3. までに掲げる債権に該当しないものです。

⑬債務者区分に基づいて区分された債権

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権		—	—	—
危 険 債 権		—	—	—
要 管 理 債 権		—	—	—
正 常 債 権		—	—	—
合 計		—	—	—

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権 3か月以上延滞貸付金および貸付条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(1.および2.に掲げる債権を除く)であり、貸付条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で1.および2.に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金に該当しない債権です。
4. 正常債権 債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑭有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度末	2014年度末	2015年度末
土 地		—	—	—
営 業 用 資 産		—	—	—
賃 借 用 資 産		—	—	—
建 物		243	228	201
営 業 用 資 産		243	228	201
賃 借 用 資 産		—	—	—
建 設 仮 勘 定		947	1,666	181
営 業 用 資 産		947	1,666	181
賃 借 用 資 産		—	—	—
計		1,191	1,895	382
営 業 用 資 産		1,191	1,895	382
賃 借 用 資 産		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		1,914	1,644	3,641
有 形 固 定 資 産 合 計		3,105	3,539	4,024

⑮特別勘定資産残高・特別勘定の運用収支 該当ありません。

⑩ 保険契約準備金

[支払備金]

(単位：百万円)

種 目	年 度	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
		火災	0	1	3	0
海傷	180	152	108	135	17	
自損	841	648	575	690	654	
自動車損害賠償責任	22,822	27,415	31,575	34,369	36,388	
その他	348	382	435	469	480	
合 計	—	—	—	—	—	
合 計	計	24,192	28,599	32,698	35,665	37,542

[責任準備金]

(単位：百万円)

種 目	年 度	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末
		火災	160	254	352	388
海傷	43	42	91	14	24	
自損	25,970	30,061	34,358	38,784	43,315	
自動車損害賠償責任	39,895	38,880	41,754	45,690	50,143	
その他	1,302	1,370	1,486	1,630	1,799	
合 計	—	—	—	—	—	
合 計	計	67,371	70,609	78,043	86,508	95,704

[責任準備金残高の内訳]

(単位：百万円)

種 目	区 分	2014年度末					合 計	
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等		
火災	災	353	34	0	—	—	388	
海傷	上	8	5	—	—	—	14	
自損	害	36,231	2,469	81	2	—	38,784	
自動車損害賠償責任	車	36,853	8,836	—	0	—	45,690	
その他	損	1,630	—	—	—	—	1,630	
合 計	害	—	—	—	—	—	—	
合 計	他	計	75,077	11,344	82	3	—	86,508

(単位：百万円)

種 目	区 分	2015年度末					合 計	
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等		
火災	災	382	38	0	—	—	421	
海傷	上	22	2	—	—	—	24	
自損	害	40,466	2,755	90	2	—	43,315	
自動車損害賠償責任	車	38,569	11,567	—	6	—	50,143	
その他	損	1,799	—	—	—	—	1,799	
合 計	害	—	—	—	—	—	—	
合 計	他	計	81,239	14,363	91	8	—	95,704

(注) 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

⑪ 責任準備金積立水準

区 分	年 度	2014年度	2015年度
		積立方式	標準責任準備金対象契約
	標準責任準備金対象外契約	—	—
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料



⑱引当金明細表

[2014年度]

(単位:百万円)

区分	2013年度末 残高	2014年度 増加額	2014年度減少額		2014年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	22	11	—	—	33
賞与引当金	918	927	918	—	927
価格変動準備金	101	22	—	—	124

[2015年度]

(単位:百万円)

区分	2014年度末 残高	2015年度 増加額	2015年度減少額		2015年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	33	10	—	—	44
賞与引当金	927	956	927	—	956
価格変動準備金	124	25	—	—	149

⑲貸付金償却の額 該当ありません。

⑳資本金等明細表 資本金等明細表につきましては、58,59ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

Ⅳ 損益の明細

①有価証券売却損益および評価損

(単位:百万円)

区分	年度	2013年度			2014年度			2015年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		25	5	—	15	1	—	12	4	—
株式		—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		25	5	—	15	1	—	12	4	—

②売買目的有価証券運用損益 該当ありません。

③事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	2013年度	2014年度	2015年度
人件費		8,511	8,867	9,438
物件費		18,571	20,453	21,352
税金		662	672	726
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金		0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費		1,387	1,392	1,515
合計		29,133	31,384	33,033

(注)金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

④ 固定資産処分損益

(単位:百万円)

区 分	年 度	2013年度		2014年度		2015年度	
		処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土 地 ・ 建 物		-	-	-	8	-	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		-	85	-	1	-	0
無 形 固 定 資 産		-	-	-	469	-	864
合 計		-	85	-	480	-	864

⑤ 減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

[2014年度]

(単位:百万円)

資産の種類		取得価額	2014年度 償却額	償却累計額	2014年度末 残高
建 物		582	29	353	228
	営 業 用	582	29	353	228
	賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		2,510	448	865	1,644
ソ フ ト ウ ェ ア		14,624	2,000	10,674	3,949
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		13	1	12	0
合 計		17,729	2,480	11,906	5,823

[2015年度]

(単位:百万円)

資産の種類		取得価額	2015年度 償却額	償却累計額	2015年度末 残高
建 物		583	30	381	201
	営 業 用	583	30	381	201
	賃 貸 用	-	-	-	-
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		5,215	719	1,574	3,641
ソ フ ト ウ ェ ア		15,917	1,895	12,569	3,347
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産		13	0	12	0
合 計		21,730	2,645	14,538	7,191

Ⅳ 時価情報等

① 有価証券

[売買目的有価証券] 該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

種 類		2014年度末			2015年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	68,986	77,952	8,965	71,050	92,796	21,745
	外 国 証 券	197	222	24	197	221	23
	小 計	69,183	78,174	8,990	71,248	93,017	21,769
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計	計	69,183	78,174	8,990	71,248	93,017	21,769

[子会社株式および関連会社株式] 該当ありません。

**[その他有価証券]**

(単位：百万円)

種 類	2014年度末			2015年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	30,042	29,951	91	45,054	44,787	266
	株 式	2,548	729	1,819	3,708	729	2,978
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	32,591	30,681	1,910	48,762	45,517	3,245
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	8,648	8,658	△10	6,190	6,201	△10
	株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,385	1,385	—	1,055	1,055	—
	小 計	10,033	10,044	△10	7,245	7,256	△10
合 計	42,625	40,725	1,899	56,008	52,774	3,234	

**[当年度中に売却したその他有価証券]**

(単位：百万円)

種 類	2014年度			2015年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	6,952	15	1	9,480	12	4

- ②金銭の信託 該当ありません。
- ③デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く) 該当ありません。
- ④保険業法に規定する金融等デリバティブ取引 該当ありません。
- ⑤先物外国為替取引 該当ありません。
- ⑥有価証券関連デリバティブ取引(⑦に掲げるものを除く) 該当ありません。
- ⑦金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限り) 該当ありません。

**V 財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認書**

2015年4月1日から2016年3月31日までの事業年度に係る財務諸表の正確性、および、内部監査の有効性については、以下のとおり当社代表取締役社長が確認しています。

確 認 書

ソニー損害保険株式会社  
代表取締役社長 丹羽 淳雄

1. 私は、当社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第18期事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、私の知る限りにおいて、すべての重要な点において虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 当社は、以下の体制を構築し、これが適切に機能する環境を整備することにより、財務諸表の適正性の確保を図っております。
  - (1)財務諸表の作成に当たって、その業務分担と所管部署が明確化されており、所管部署において適切に業務を遂行する体制を整備しております。
  - (2)内部監査部門により、所管部署における内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しております。
  - (3)当社の重要な情報については、取締役会等へ適切に付議・報告されております。

以上

**VI その他**

「当社およびその子会社等の概況」「当社およびその子会社等の主要な業務」「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当事項はありません。



## ①基本事項

- 定時株主総会開催時期 事業年度終了後4ヵ月以内
- 決算期日 毎年3月31日
- 公告の方法 電子公告 (公告掲載URL <http://from.sonysonpo.co.jp/company/fr05070.html>)

\*電子公告できない場合、東京都において発行される日本経済新聞に掲載します。

## ②株式分布状況および上位10名の株主

(2016年7月1日現在)

株主名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式の割合
ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社	東京都港区南青山1-1-1	40万株	100%

## ③資本金の推移および最近の新株の発行

(2016年7月1日現在)

年 月 日	新株発行数 (単位:株)	発行済株式総数 (単位:株)	増 資 額 (単位:百万円)	資 本 金 (単位:百万円)
1998年 6月10日	9,600	9,600	—	480
1999年 4月 3日	400	10,000	20	500
1999年 7月24日	20,000	30,000	1,000	1,500
1999年 8月20日	70,000	100,000	3,500	5,000
2000年 7月 4日	100,000	200,000	5,000	10,000
2001年 8月29日	100,000	300,000	5,000	15,000
2003年 6月25日	100,000	400,000	5,000	20,000



# 取締役・監査役および執行役員一覧

## 取締役・監査役一覧

(2016年7月1日現在)

役職名	氏名	主な兼職の状況*
代表取締役社長	にわ あつお 丹羽 淳雄 *	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 取締役
代表取締役	ふくもと としひこ 福本 俊彦 *	—
取締役	いしい しげる 石井 茂	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表取締役 社長 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役
取締役	すみもと ゆういちろう 住本 雄一郎	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 専務取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役
取締役	きよみや ひろあき 清宮 裕晶	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常務取締役 ソニー生命保険株式会社 取締役 ソニー銀行株式会社 取締役 ソニー・ライフケア株式会社 取締役
常勤監査役	ふくや まさよし 福谷 仁良	ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	はやせ やすゆき 早瀬 保行	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 常勤監査役 ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	こいずみ みつひろ 小泉 光廣	ソニー生命保険株式会社 常勤監査役 ソニー銀行株式会社 監査役
監査役	すぎやま しんじ 杉山 慎治	ソニー生命保険株式会社 監査役 ソニー銀行株式会社 常勤監査役

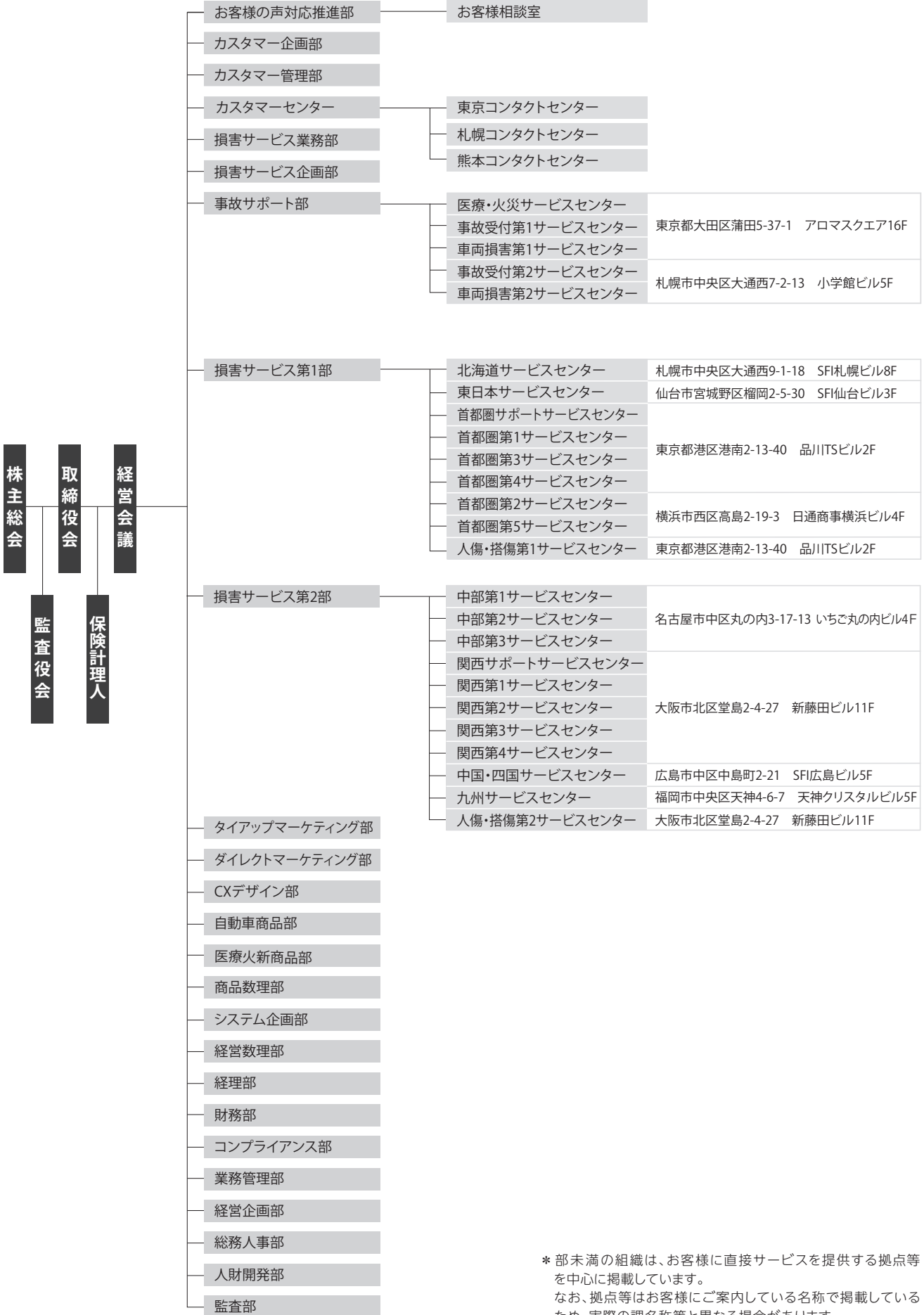
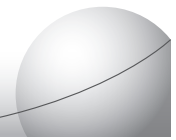
\* 執行役員を兼務

## 執行役員一覧

(2016年7月1日現在)

役職名	氏名	担当部門
社長 執行役員	にわ あつお 丹羽 淳雄	監査部、お客様の声対応推進部担当
専務 執行役員	ふくもと としひこ 福本 俊彦	カスタマー企画部、カスタマー管理部、カスタマーセンター、 CXデザイン部、総務人事部、人財開発部担当
常務 執行役員	いしい たかゆき 石井 隆行	ダイレクトマーケティング部、タイアップマーケティング部、経理部、財務部、 経営企画部、業務企画室担当 経営企画部長委嘱
執行役員	はまば よういち 濱場 洋一	損害サービス業務部、損害サービス企画部、損害サービス第1部、損害サービス第2部、 事故サポート部、損害サービス支社審査室担当 損害サービス業務部長委嘱
執行役員	しもがわら みちお 下河原 倫夫	システム企画部担当 システム企画部長委嘱
執行役員	ひらの まさみち 平野 真道	コンプライアンス部、業務管理部、経営数理部担当 業務管理部部長委嘱
執行役員	しもだ せいじ 下田 誠司	自動車商品部、医療火新商品部、商品数理部担当 医療火新商品部長委嘱

# 会社の組織



\* 部未満の組織は、お客様に直接サービスを提供する拠点等を中心に掲載しています。  
 なお、拠点等はおお客様にご案内している名称で掲載しているため、実際の課名称等と異なる場合があります。

(2016年7月1日現在)

# 従業員の状況

## 従業員の状況

(2016年3月31日現在)

区分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
合計	1,178名	38.0歳	6.0年	380千円

- (\*) 1. 従業員には、使用人兼務取締役、退職者、アルバイトまたはパートを含んでいません。  
2. 平均給与額は2016年3月の平均給与月額(時間外手当を含む)であり、賞与は含まれていません。  
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。

## 採用方針

「既存のやり方にとらわれず、人がやらないこと、新しいことに挑戦したい」という気持ちを持ち、思考力・行動力・協働力を発揮して「ソニー損保ならではの」商品やサービスをともに創っていける人財の採用を目指しています。

### <新卒採用者数の推移>

区分	全国勤務型社員	エリア限定型損害サービス専任社員	合計
2013年	30名	18名	48名
2014年	8名	22名	31名
2015年	18名	20名	39名

## 福利厚生

法律で定められている健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。

年次有給休暇(初年度15日/計画取得あり/一部時間単位取得可)/慶弔休暇/産前・産後休暇/パパママ休暇/育児休職/介護休職/持株会制度/財形貯蓄制度/退職金制度(ポイント制退職金+確定拠出年金)/ソニー健康保険組合関連施設(ラフォーレ倶楽部、契約フィットネスクラブ等)/転勤社宅制度等

## ワーク・ライフ・バランス

従業員の仕事と生活のバランスを図るため、休暇・休職制度の充実など各種両立支援制度の導入・整備を進めています。エリア型社員が結婚、出産、育児、介護や配偶者の転勤で異動を希望する場合に異動を認める制度や、前記理由により退職する社員を再雇用する制度を導入したほか、育児休職や育児短時間勤務は法令を上回る制度を整備しています。育児等のために利用することができるパパママ休暇制度は男性も多く利用しています。

2012年8月には、東京労働局より子育てサポート企業としてダイレクト保険会社では初めて(\*1)、また、2015年8月には2度目の「次世代認定マーク」を取得しました。今後も社員一人ひとりがライフイベントをマネジメントしながら継続して働くことができる環境を整備していきます。

- (\*1)ダイレクト保険会社とは、2013年度末時点で保険商品を主にダイレクトで販売している損害保険会社を指します。ダイレクト型の損害保険会社で初めてであることは、認定マーク「くるみん」取得について厚生労働省のウェブサイト公表することを了承した企業における、2012年8月29日付ソニー損保調査によります。

## 女性の活躍推進

2016年4月の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行に伴い、2016年3月に一般事業主行動計画を策定しました。行動計画では、女性活躍推進法の基本原則である「女性の採用・登用」・「継続的な両立支援」の両面から目標を設定し、女性社員のみならずすべての社員の活躍推進を目指すこととしています。

今後は、制度改定・教育研修等のさまざまな施策を通じ、社員のさらなる活躍の支援とより働きやすい職場環境の整備を進めていきます。

# 損害保険用語の解説(50音順)

## ■解約返戻金

保険契約を解約した場合に、受取ることができるお金のことで、保険の種類や契約方式により、返戻金の有無や金額が異なります。

## ■価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として、あらかじめ積立てる準備金をいいます。

## ■過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

## ■過失割合

保険事故における過失(不注意等)の割合をいい、損害額の算定に影響を及ぼします。

## ■契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等による解除の際は契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずることとしています。

## ■契約の失効

保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば、保険で支払われない事故(戦争・暴動など)によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

## ■告知義務

保険契約の締結の際に、保険会社に対して重要な事実を申し出る、また、保険会社からの質問に正しくお答えいただく(不実を申し出ない)義務をいいます。

## ■再調達価額

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額をいいます。

## ■時価(額)

保険契約の対象である物と同等の物を、新たに建築あるいは購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差引いた金額をいいます。自動車保険においては、市場販売価格相当額(同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗程度の自動車の価格相当額)をいいます。

## ■事業費

保険会社の事実上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

## ■地震保険料控除制度

地震保険を契約して保険料を支払うと、所得税法および、地方税法に則り、その支払保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差引かれる制度をいいます。

## ■支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額が未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のことをいいます。

## ■正味収入保険料

契約者から直接受取った保険料(元受正味保険料)から再保険料を加減(出再正味保険料を控除し、受再正味保険料を加える)し、さらに積立保険料を控除した保険料をいいます。

## ■責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積立てておく準備金をいいます。これには、「普通責任準備金」「異常危険準備金」「危険準備金」「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

## ■全損

保険の対象が、完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

## ■損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出などを行っています。

## ■損害率

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。正味損害率は正味支払保険金に損害調査費を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

## ■通知義務

保険を契約した後、保険の対象を変更するなど契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかに保険会社に連絡する義務をいいます。

## ■被保険者

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

## ■分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

## ■保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、この期間内に保険事故が発生した場合のみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めることが多くあり、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

## ■保険金

保険契約によって補償される事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

## ■保険金額

保険契約において設定する契約金額のことで、保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額をいいます。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

## ■保険契約者

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

## ■保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために保険会社が決算期末に積立てる準備金で、貸借対照表の負債の部に記載されます。支払備金、責任準備金などがあります。

## ■保険事故

保険契約において、保険会社はその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

## ■保険の目的

保険を付ける対象のことをいいます。船舶保険での船体、貨物保険での貨物、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

## ■保険引受利益

正味収入保険料などの保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などです。

## ■保険約款

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、基本的な内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更する特約とがあります。

## ■保険料

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことで、保険契約の申込みをしても、保険料の支払いがなければ、補償されません。

## ■免責

保険契約の申込みに際して、補償されない(保険金が支払われない)事項を定める場合があり、これを免責といいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」などの見出しで説明されています。保険事故が発生しても、免責となっている事項に該当する場合は補償されません。

## ■免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、保険金から免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。



# 開示項目一覧

(保険業法施行規則第59条の2に基づく開示項目と掲載ページ)

## I 保険会社の概況および組織

経営の組織	71
上位10名の株主	69
取締役および監査役	70

## II 保険会社の主要な業務の内容

### III 保険会社の主要な業務に関する事項

1 直近の事業年度における事業の概況	14~16
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	44
・ 経常収益	
・ 経常利益または経常損失	
・ 当期純利益または当期純損失	
・ 資本金の額および発行済株式の総数	
・ 純資産額	
・ 総資産額および特別勘定または積立勘定として経理された資産額	
・ 責任準備金残高	
・ 貸付金残高	
・ 有価証券残高	
・ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率(単体ソルベンシー・マージン比率)	
・ 配当性向	
・ 従業員数	
・ 正味収入保険料の額	

### 3 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

● 正味収入保険料の額および元受正味保険料の額	45
● 受再正味保険料の額および支払再保険料の額	45
● 解約返戻金の額および保険引受利益の額	46,48
● 正味支払保険金の額および元受正味保険金の額	46,47
● 受再正味保険金の額および回収再保険金の額	46,47

#### (2) 保険契約に関する指標等

● 契約者(社員)配当金の額	50
● 正味損害率・正味事業費率およびその合算率	48
● 出再控除前の発生損害率・事業費率およびその合算率	48
● 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	46
● 出再を行った再保険者の数	49
● 出再保険料の上位5社の割合	49
● 出再保険料の格付ごとの割合	49
● 未収再保険金の額	47

#### (3) 経理に関する指標等

● 支払備金の額および責任準備金の額	65
● 責任準備金積立水準	65
● 引当金明細表(貸倒引当金の期末残高および期中の増減額を含む)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 貸付金償却の額	66
● 資本金等明細表(含む利益準備金および任意積立金)	66
<small>*カッコ内が法定開示項目</small>	
● 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動	49
● 事業費	66

#### (4) 資産運用に関する指標等

● 資産運用の概況	50
● 利息配当収入の額および運用利回り	51
● 海外投融資残高および構成比	51
● 海外投融資利回り	51
● 商品有価証券の平均残高および売買高	62
● 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比	62
● 保有有価証券利回り	62

● 有価証券の種類別の残存期間別残高	63
● 業種別保有株式の額	63
● 貸付金の残存期間別の残高	63
● 担保別貸付金残高	63
● 使途別の貸付金残高および構成比	63
● 業種別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 規模別の貸付金残高および貸付金残高の合計に対する割合	63
● 有形固定資産および有形固定資産合計の残高	64

#### (5) 特別勘定に関する指標等

● 特別勘定資産残高	64
● 特別勘定資産	64
● 特別勘定の運用収支	64
4 責任準備金の残高の内訳	65
5 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	49
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	50

## IV 保険会社の運営

1 リスク管理の体制	22~24
2 法令遵守の体制	20
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	24
4 指定損害保険業務紛争解決機関の名称	9

## V 直近の2事業年度における財産の状況

1 計算書類	
● 貸借対照表	54~56
● 損益計算書	57,58
● キャッシュ・フロー計算書	60
● 株主資本等変動計算書	58,59
2 リスク管理債権	63
・ 破綻先債権	
・ 延滞債権	
・ 3カ月以上延滞債権	
・ 貸付条件緩和債権	
・ リスク管理債権の合計額	
3 債務者区分に基づいて区分された債権	64
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 要管理債権	
・ 正常債権	
4 保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)	52,53
5 時価情報等(取得価額または契約価額、時価および評価損益)	
● 有価証券	67
● 金銭の信託	68
● デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)	68
● 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	68
● 先物外国為替取引	68
● 有価証券関連デリバティブ取引(以下項目に掲げるものを除く)	68
● 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)	68
6 その他	
● 保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法による会計監査人の監査を受けている旨	54

# ソニー損害保険株式会社 ディスクロージャー誌 2016

---

2016年7月発行

ソニー損害保険株式会社 経営企画部

〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F

TEL. 03-5744-0300(代表)

<http://www.sonysonpo.co.jp/>

本冊子に掲載されている商標「Feel the Difference」、「S・mile工房」、「おりても特約」、「SURE」、「コミュニケーションボード」、「ドライバースナビ」、「コエキク」、「コエキク改善レポート」、「やさしい運転キャッシュバック型」、「ドライブカウンタ」はソニー損保の登録商標です。このほか、本冊子に掲載されている会社名、製品名はそれぞれ各社の商標または登録商標です。

